

早稲田大学大学院 総合研究機構
社会的養育研究所

こどもの居場所事業
(児童育成支援拠点事業)
調査研究報告書

2024 年度 報告書

2025（令和 7）年 8 月



早稲田大学

目次

1. 背景・目的	2
2. 実施内容	3
(1) 研究倫理審査受審	3
(2) 研究1 文献研究	3
(3) 研究2 自治体・事業者に対する半構造化インタビュー調査の実施	3
3. 調査研究の実施体制	3
4. 調査研究	3
(1) 問題と目的	3
(2) 方法	4
(3) 倫理的配慮	7
(4) 結果	7
(5) 考察	53
(6) 結論	59
引用文献	60
謝辞	60

こどもの居場所事業（児童育成支援拠点事業）調査研究報告書

1. 背景・目的

早稲田大学社会的養育研究所では、日本国内において国や児童相談所を設置する都道府県等の自治体、民間機関が協働して家庭養育を推進し、子どもの最善の利益に資する社会的養育システムの構築に向けて、調査研究の実施や、実際のさまざまなニーズに応じた情報提供、プログラムの開発・導入に取り組んでいる。2024年度より本研究所内に新設された「こどもの居場所に関する研究プロジェクト」では、「児童育成支援拠点事業の対象者とされるこどもの居場所」に焦点を当て、先駆的な取り組みを実施している機関への視察及びヒアリング等を実施した上で、研究課題を同定し、本領域における調査研究を実施することを目的としている。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において新設された「児童育成支援拠点事業」は、養育環境等に課題（虐待リスク、不登校等）を抱えた主に学齢期の子どもを対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業である。令和6年3月には、こども家庭庁から「児童育成支援拠点事業ガイドライン」が発出され、令和6年4月の児童福祉法改正法施行により、市町村における実施の努力義務¹が課されている。「児童育成支援拠点事業ガイドライン」によると、事業に含まれる支援内容として、7つの〈包括的に実施する内容〉と1つの〈地域の実情等に応じて実施する内容事項〉が挙げられており、ハイリスク家庭の子どもに対する広範囲にわたる支援が期待されていることが分かる。

しかしながら、2024年9月のこども家庭庁による調査（児童育成支援拠点事業の実施見込状況）（こども家庭庁、2024a）では、本事業を実施・実施見込みの自治体は4.9%にとどまっている。本事業は、支援ニーズのある子ども・家庭を対象を絞った事業であるがゆえ、実施が可能となれば確実に成果が見込まれる事業であると考えられる一方で、先駆的事例によれば、事業実施にあたり自治体と民間の協働が求められることが示されており（日本財団 HP, 2024）、官民協働の姿勢が問われる事業であるとも言える。

¹ 努力義務については、児童福祉法第21条の9が根拠である。条文は以下の通り。

「第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業及び妊婦等包括相談支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。」

したがって、本プロジェクトでは、自治体及び事業実施が想定されている機関・団体に対し、児童育成支援拠点事業の実態調査を行うことを目的とする。

2. 実施内容

(1) 研究倫理審査受審

本研究実施前に、早稲田大学「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」の審査を経て、2024年11月19日に、早稲田大学総長より研究実施承認を得た（承認番号：2024-409 研究名：「児童育成支援拠点事業」実施に関する実態調査）。

(2) 研究1 文献研究

研究1の成果は、別稿にて報告予定である。

(3) 研究2 自治体・事業者に対する半構造化インタビュー調査の実施

※本報告書内「4. 調査研究」では、研究2で実施したインタビュー調査結果について、詳細を報告する。

3. 調査研究の実施体制

本調査は、以下のプロジェクトメンバーにより実施された。氏名前の○は、本報告書の責任著者を示す。所属は、2025年8月現在のものである。

【調査研究実施主体：早稲田大学社会的養育研究所】

上鹿渡和宏 早稲田大学社会的養育研究所 所長

○那須里絵 早稲田大学社会的養育研究所 次席研究員

木村能成 早稲田大学人間科学学術院人間総合研究センター 次席研究員

柘植佳子 早稲田大学社会的養育研究所 研究補助者

吉田智恵実 早稲田大学社会的養育研究所 研究補助者

4. 調査研究

(1) 問題と目的

本研究では、児童育成支援拠点事業について、自治体、および、児童育成支援拠点事業を実施している事業者（以下、事業者と記載）に対し、実態調査を行うことを目的とする。

また、類似事業として、日本財団の「子ども第三の居場所」事業に着目し、本事業の助成を受けた団体を対象に、日本財団の「子ども第三の居場所」事業から児童育成支援拠点事業への移管の実態についても調査を実施する。

本調査により、児童育成支援拠点事業の実施の実態や、日本財団の「子ども第三の居場所」事業から児童育成支援拠点事業への移管状況について明らかにすることを目的とする。

(2) 方法

・調査協力者

自治体の総人口，児童育成支援拠点事業の実施の有無，日本財団の助成の有無により選定した8自治体・16事業者を対象にインタビューを実施した（表1）。事業者については，日本財団の「子ども第三の居場所」事業助成を受けている・もしくは過去に助成を受けていた団体を中心に選定したが，一部，助成を受けていない団体についても調査対象とした。調査の際は，本事業に最も詳しい担当者（例：自治体の場合は，子ども・家庭支援に関する担当課職員等，事業者の場合は，事業担当の責任者等）にインタビューを依頼した。

表1. 8自治体・16事業者一覧

ID	事業実施	日本財団助成	自治体総人口
自治体 1-A	あり	なし	20 万以上（100 万未満）
自治体 2-B	なし	なし	20 万以上（100 万以上）
自治体 2-C	なし	なし	10 万未満
自治体 3-D	あり	あり	20 万以上（100 万以上）
自治体 3-E	あり	あり	10 万未満
自治体 4-F	なし	あり	20 万以上（100 万未満）
自治体 4-G	なし	あり	10 万以上 20 万未満
自治体 4-H	なし	あり	10 万以上 20 万未満
事業者 1-A	あり	あり	10 万未満
事業者 2-B	あり	あり	10 万以上 20 万未満
事業者 2-C	あり	あり	10 万以上 20 万未満
事業者 3-D	なし	あり	10 万未満
事業者 4-E	なし	あり	10 万以上 20 万未満
事業者 4-F	なし	あり	10 万以上 20 万未満
事業者 4-G	なし	あり	10 万以上 20 万未満
事業者 5-H	なし	あり	20 万以上（100 万未満）
事業者 5-I	なし	あり	20 万以上（100 万以上）
事業者 6-J	あり	なし	10 万以上 20 万未満
事業者 6-K	あり	なし	10 万未満
事業者 6-L	あり	なし	20 万以上（100 万以上）
事業者 6-M	あり	なし	10 万未満
事業者 7-N	なし	なし	10 万未満
事業者 7-O	なし	なし	20 万以上（100 万未満）
事業者 8-P	なし	なし	10 万未満

・調査手順

本研究の調査期間は、2025 年 1 月～3 月までであった。調査協力者に対して半構造化インタビューを実施した。インタビュー項目については、表 2 に示した通りである。調査協力者の希望により、自治体 4-G と事業者 4-G は共同インタビューを実施し、自治体 4-H については紙面での調査を実施した。

表 2. インタビュー項目

【自治体】	【事業者】
1. 自治体に関する基礎情報（人口や面積等） 2. 児童育成支援拠点事業を実施（予定）がありますか。 →「あり」の場合、事業規模（委託金額）、配置職員数（常勤・非常勤）とその資格、開所日数・時間、送迎の有無、保護者への具体的な関わり、学校との具体的な連携、職員の研修やスーパーバイズ等、具体的に内容。 「なし」の場合、実施（予定）がない要因として考えられること。 3. 児童育成支援拠点事業実施による自治体としてのメリットは何ですか。 4. 児童育成支援拠点事業実施による自治体としてのデメリットは何ですか。 5. その他、追加の意見があればお聞かせください。	1. 団体に関する基礎情報（現在の実施事業、設立年、職員数、土地面積等） 2. 児童育成支援拠点事業を実施（予定）がありますか。 →「あり」の場合、事業規模（委託金額）、配置職員数（常勤・非常勤）とその資格、開所日数・時間、送迎の有無、保護者への具体的な関わり、学校との具体的な連携、職員の研修やスーパーバイズ等、具体的に内容。 「なし」の場合、実施（予定）がない要因として考えられること。 3. 児童育成支援拠点事業実施による団体としてのメリットは何ですか。 4. 児童育成支援拠点事業実施による団体としてのデメリットは何ですか。 5. その他、追加の意見があればお聞かせください。

・分析方法

調査協力者を、事業実施の有無、日本財団助成の有無によってパターン分けし（図 1）、パターン別に自治体・事業者ごとの分析を行った。

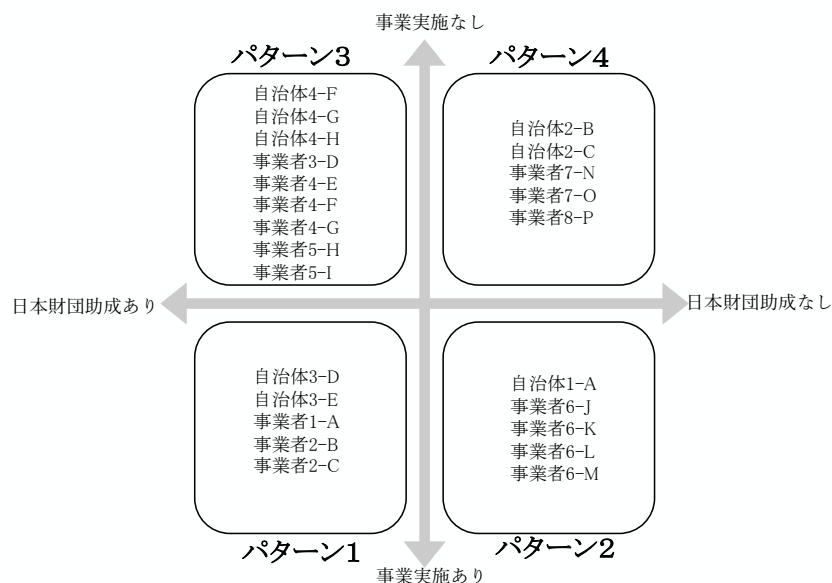


図 1. 対象者のパターン

今回の調査においては、①児童育成支援拠点事業の実施状況、②日本財団助成による「第三の居場所」事業から児童育成支援拠点事業への移管状況、の検討を主な目的としたため、日本財団助成を受けておらず、児童育成支援拠点事業を実施していないパターン4については、結果は参考にとどめ、分析の対象外とした。

録音・録画した音声ファイルを逐語録に文字化した。分析に際しては、グラウンデッド・セオリー・アプローチ (GTA) (Glaser and Strauss, 1967=1996) を参照²し、具体的手順については、能智 (2011) を参照した。データの分析の際は、質的研究ソフト MAXQDA24 を用いた。

分析手順として、文字化したデータを繰り返し読み、①オープン・コーディングを行い、②データに付与されたコードをもとに、内容的な類似性や関連性に基づいてデータをいくつかのまとまりに分け、カテゴリーを構成した。③カテゴリーごとに共通する属性があるかを検討した。④カテゴリーごとの結びつきに着目し、コアカテゴリーを構成した。①～④の作業は、繰り返し検討された。分析の結果抽出されたコード、カテゴリー、コアカテゴリーをパターンごとに示した。コードは《 》、カテゴリーは【 】、コアカテゴリーは { }、語りは「 」で示した。

² 今回の分析の主目的は実態把握であったため、語りのコーディング、カテゴリー化のみを行っており、理論生成には至っていない。

（３）倫理的配慮

本研究は、早稲田大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会の承認を得て実施された（承認番号：2024-409）。調査協力者には、研究依頼書に基づき本研究の趣旨について説明し、同意書にサインをいただき、調査協力と成果公表に関する同意を得た。データは、インタビューの所属する自治体名、事業者名、インタビューの氏名、性別、年齢等が特定できないよう記号化し、プライバシー保護に配慮した。事業所の設立年、自治体独自の事業名など、自治体や事業者、個人を特定する可能性のある箇所については***で示し、カッコ書きでその内容を示した（例：「***（自治体名）」など）。インタビューの方言については、地域を特定する恐れがあるため、標準語に変換した。

（４）結果

1. パターン１（日本財団助成あり，事業実施あり）

・パターン１の自治体の語り

パターン１の自治体の語りからは、８のコアカテゴリー、１８のカテゴリー、７２のコードが抽出された（表３）。

表3.パターン1の自治体の語り			
〔コアカテゴリー〕	【カテゴリー】	《コード》	《語りの例》
	自治体の現状	日本財団の事業開始時は財源確保は見通せていなかった	(日本財団事業開始時は)財源が確保できるのか、本当に*** (自治体)として主体となって行っていくべきかというのが、まだ見通せなかった。(自治体3-E)
		2拠点を開設	本来は、うちも3カ所つくりましたんですけども、なかなか財政のところの査定が厳しくて、何とか2カ所が遇ったというぐらいのところでスタートできています。(自治体3-D)
		高級住宅地のエリアにこども食堂があり利用者が多い	本当に割と高級住宅とかが並ぶところではあるんですけども、こども食堂が開いている日には、子どもが学校帰りにどんどん寄ってきて、そこは小学生から中学生、高校生とかまでが寄る場所だったので(自治体3-D)
		20代の移住が増えている	20代の男性が今増えている状況で、(略)持続可能になるためには今後新たな若い世代の世帯数が増えていって、子どもを持ちたいと思われる方々がいらっしゃる場合には、子育てがしやすいというのは今後の定住も含めて大事なところかなとは思っています。(自治体3-E)
自治体の認識	自治体の認識	分離予防の取り組みとして事業の意義をアピール	家庭のというところでの見せ方はしているんですけどね。(自治体3-D)
		養護施設の多機能化・高機能化としての居場所	施設、児童養護施設などの多機能化、高機能化とかを考えたときに、*** (自治体名)はほとんど定員を減らしていているというが、在宅支援にシフトしているのもあって、施設の空きスペースの活用や、職員さんのマンパワーの活用を考えたところでは、この育成支援拠点事業も一つ有用なのかなと。(自治体3-D)
		事業の拠点をこども家庭センターの中に作る	(こ家センと)育成支援拠点事業をいずれ同じ建物でやりたいという構想で(自治体3-D)
		一時保護解除後の在宅支援として事業を活用	例えば、一時保護を解除後にこういうの(支援)を入れるとか、そういったところも可能という仕組みにはしている状態です。(自治体3-D)
	自治体として重視していること	事業を必要とする子どもは一定数いる	この育成支援拠点事業を必要とする子どもは一定数いるというふうに私たちも思っているのは、その辺りについては、引き続き取り組んでいきたいなと思っています。(自治体3-D)
		在宅支援の取り組みの強化	在宅支援等の強化をしております、(略)その分、家庭に戻った子の在宅の支援や、家庭から分離をさせない、家庭維持の支援というのを充実させてきているということです。(自治体3-D)
		居場所機能の強化	こども計画を作成していますけれども、その中でも居場所機能であったり、相談機能の強化というのをかなり前面に掲げた形で今計画作りもしていますので(自治体3-E)
		居場所づくり	今、こども家庭庁さまも居場所づくりというのをお話しされていますけど、私たち実際現場としましても、居場所づくりというのが一番のキーワードになるんじゃないかというのはかなり思っています。(自治体3-E)
	事業者に依頼したこと	自治体として居場所の重要性を認識している	第一歩がなかなか踏み出せない子どもさんの居場所的ところ、その中で日常生活の機能訓練もしながら、それから学力的なところも少しずつ保障しながら、また他の人たちとのコミュニケーションとかも取りながら、そういう機会の確保というのはやっぱり大事なのかなと。(自治体3-E)
		職員研修は事業者者に任せている	研修に関しては、もう各事業者にお任せしている状況なんですけれども。(自治体3-D)
		送迎の実施	今回、各事業者さんとも、それぞれ送迎加算を付けているところなので、できるだけ速く、エリアから少し離れたところもカバーできるように、送迎はできるだけしてください、というふうにお願いはしているところでですね。(自治体3-D)
		学力保障への支援	(学力保障のサポート)はしっかりお願いしたいところで、仕様書の中でも出ますし、実際説明する中でもそこは依頼しているところになります。(自治体3-E)
事業運営	事業運営	要対協の家庭への対応	(要対協の)方々の見守りやサポート、保護者の方を含めてしっかりコミュニケーションを取ってご対応をお願いしたいという話はさせていただいています。(自治体3-E)
		ハイリスク家庭への支援や見守り	結構ハイリスクの事案とかも出ておりますので、(略)しっかりここは受け入れをお願いして、見守りを含めてその子どもさんの成長に対していろいろ努めていただきたいという説明はしております。(自治体3-E)
		国のガイドラインに沿っての運営	基本的にはガイドラインの内容に沿って、*** (事業者)の運営をお願いしたい(自治体3-E)

事業の担当に関すること		他課との連携係をこども家庭センターの中に作る	***連携係というのを、こども家庭センターの中につくっているんで、そこのポストの人が母子保健と、こども家庭福祉の分野をつなぐ、みたいなところはしていますし、それこそ地域の居場所、それ以外の居場所からの問い合わせについても、その人が受けるという形を取っていますね。(自治体3-D)
		家庭支援事業の担当課が事業を担当した	家庭支援事業は***課で対応しているんで、もう基本的にはここかなと思っていますね。(自治体3-D)
		社会的養護に関わっている課が事業を担当した方が良い	ある程度、社会的養護に関わっている方が、まだこの育成支援拠点事業もターゲットのことが分かると思うので、そちらの方がいいのかなというふうには思います。(自治体3-D)
		子育て支援を担当する部署が事業を担当した	この事業は広く子ども世代、今は小学生が中心ですけど今後中学生も含めて利用者が増えてくると思うんですが、やはり小学生とかなってきますと、*** (自治体名) としては***支援課(略)が中心になってくる場所がありますので(自治体3-E)
対象者	対象となる子ども	他の事業では支援が届かない子ども	学校までたどり着けない子どもさんが今増えてきているというのも(全国的にある。)この子どもさん方にアプローチできるものがあるのかどうかというところで(略)(児童育成支援拠点事業は)細かい支援も含めてできるんじゃないかと(自治体3-E)
	対象となる親や家庭	利用家庭は自治体が判断	どういう家庭に必要かというのは、基本、*** (自治体) の方でも家庭センターが判断しているんですけども(自治体3-D)
		ネグレクト傾向のある家庭の利用を想定	ネグレクト傾向のあるお子さんと、いうところは(自治体担当者から)聞いていますね。(自治体3-D)
広報	広報をめぐる課題	要対協や学校等から相談を受けた家庭への支援が中心	要対協とか、あるいは要対協までいなくてもいろいろ各学校関係からご家庭の事情とかでお話が上がってくる子どもさん、そういった方が中心になります。(自治体3-E)
		ホームページ等での広報はしていない	ホームページとかにも特に出しているものではないですね。(自治体3-D)
		スティグマの問題があり、事業について広報しづらい	(スティグマの問題を懸念して) 一般的なお声かけというのがなかなか難しいのかなというのありました。(自治体3-E)
	広報資料の作成	広報については道半ばの段階である	どういうやり方が一番周知としていいのかは道半ばのところはあります。(自治体3-E)
		事業が必要な家庭に届いているかという課題はある	制度自体が全てのお困りのご家庭に届いているかというのが一方でまだ課題なのかなというところ(自治体3-E)
予算獲得のための努力	モニタリングの実施	担当者が利用者への説明に使える資料を配布	(自治体担当者) 宛てには「こういった事業で、生活習慣の支援と学習支援、入浴の他、食事の提供とか、そういった支援をしますよ」という、簡単なガテンズみたいなものを作って(自治体3-D)
		自治体と事業者で事業のモニタリングを実施する	モニタリングということで、年間の振り返りとか、まだそういったところもしています。(自治体3-E)
	予算については事業者と綿密な話し合いの場を設けた	モニタリングの際は利用者の意見も聴取する	まずは利用者さまのお気持ちを踏まえた事業になっていくことが大事ですので、そこはしっかりと。(自治体3-E)
		運営費としてどのくらい必要なのかというのを、面談といいます	運営費としてどのくらい必要なのかというのを、面談といいますか、かなりいろいろ話し合いをさせていただきながら(自治体3-E)
		事業の必要性を理解してもらうことが予算査定において重要	かなり、費用負担のところは内部の予算査定で一番大変だった。(自治体3-E)
		早期の子ども・家庭への支援が重要であることを強調した	やはりうちとしても子どもたちの居場所確保、それから成長して地域を背負っていただく、日本全体を背負っていただくのが今の子どもたちになりますので、そこは強く説明して(自治体3-E)
	予算獲得のための努力	自治体の移管なしでの居場所継続は困難であるという点を主張した	(スケールメリット的に大きいところだと) 多分日本財団(助成)が終わられても続けていけると思うんですけど、なかなか*** (自治体) の社会福祉法人さんで独自に行えるというのは、正直難しいというのがありました。(自治体3-E)
		ひきこもりの子どもが社会に出ていく接点を作るという視点を強調した	(ひきこもりの子どもが) 何とか少しでも社会と接点が出て、社会に出ていける子どもたちを増やせるかが大事じゃないかと(自治体3-E)
		子どもの成長を事業効果として示す	買い物が自分で行けるようになったとか、そういったいろいろな成長のエピソードとか、(事業者の活動から) 見えてくる子どもさんの成長の度合いとか、そういったところをしっかりと説明した上で、その成果があると次の成長とか、将来的にはより律した生活につながっていくといったところも納得してもらるようにしていく。(自治体3-E)
	事業者に子どもの成長を記録してもらう		成長の見える形というのは常に(事業者に)記録を取ってもらったりとか(自治体3-E)

事業実施	事業実施によるデメリット	障害や課題がある子どもを多く預かることで生じる課題	(特性や課題のある)子を多く預かれたときに、事業所の中で調整するのがなかなか難しくなってくるのかなとは思っています。(自治体3-D)
		新しい拠点を増やしても利用者が確保できるか	今度「そこにつくったけれども、利用できる子はそんなにいませんでした」となると、それはそれでもったいないなところがあるので、そここのいいバランスを取るのがちょっと難しいかなというのがあるのと。(自治体3-D)
		支援ができるエリアが限られる	送迎支援があるんですけども、やっぱり距離や時間的に支援ができないエリアが発生してしまう(自治体3-D)
		財源確保に苦労する	財源確保、これに尽きるかなと思います。事業内容はこれからの時代、絶対にいかないといけないし、実際*** (自治体)としてもしていかないといけないとは思っているところなんですけど。(自治体3-E)
事業実施によるメリット		通所型なので子どもだけで利用できる	通うというのは訪問よりも比較的、特に親がそこまで行かなくていいという、子どもだけで行っていいというところ、ハードルとしては少し下がるのかなと思っているので、そういったところが使い方によっては、すごくやりやすい。(自治体3-D)
		訪問系の事業に比べ保護者の利用ハードルが低い	例えば訪問系のサービスとかも、家に入るのは受け入れる側にしても少しハードルがあるけれども(自治体3-D)
		保護者に紹介しやすく、レスパイトにもなる	保護者のレスパイトになるというのが、今までショートステイしなかったと思うんですね。そこを、ただ「保護者のレスパイトで預かるよ」というわけではなくて、「子どもがこういうふうに成長することができるよ」というところで(保護者に)紹介できるのは1つ、この事業のすごくいいところだなとは思っています。(自治体3-D)
		食事や入浴の支援が可能である	あまり食事の提供をされていない家庭があったりとか、また入浴支援とかもできていない家庭があったりというところで、今回そういった支援ができるようになった(自治体3-D)
		居場所で(教育とは異なる)家族のような体験ができる	(事業者は利用者)に本当に家族みたいな形で関わって、家庭環境が難しいお子さんでもそこで家族みたいなことが体験できているというのはいいいことかなと思います。(自治体3-E)
		家庭で学ぶスキルの習得が難しい子どもへの支援ができる	ご家庭のいろいろな事情もあって、そういった、生活する上で(必要なスキルの習得が)できない子どもさん、学習面もそうですけど、そういう子どもさんが少しずつ成長している(自治体3-E)
		学校や教育支援センターに行けない子どもへの支援ができる	なかなか従来学校にも行けない、あと学校とつなぐ教育支援センターというのがあるんですが、そこにもなかなか定期的に行けない子どもさんがいますので(自治体3-E)
		社会との接点をもてない子どもへの支援ができる	社会との接点を持たない子どもさん方への一つの選択肢として、児童育成支援拠点事業というのが一番大きいかなと思っております。(自治体3-E)
学校連携	学校連携に関する基本的考え	事業者から学校へのフィードバックが必要	(事業者が)学校の先生にフィードバックするとかいうのはあり得るかなと思っています。(自治体3-D)
		事業者が個別具体的に学校と連携していく	展開のエリアが限定されているので、例えば、金小学校とか金中学校とかに説明したところで、「うちのところは範囲外じゃないか」という声とかも当然出てきたりすると思うので。出てきたケースで、事業所等は個別具体的に連携を取っていただくしかないかなというふうには思っています。(自治体3-D)
	学校連携の現状	事業者から学校に連絡し情報共有する	事業者の方も、お子さんが利用になるという話になったときには、学校の方に連絡をして、「学校の方にお迎えに行くので、よろしくお願いします」とか。何かあったときに情報共有するとか、そういったお願いをしている段階ですね。(自治体3-D)
		事業について自治体から学校管理職に説明する	学校長に対しては、「こういう事業を実施するので、今後、事業先から何かしらの調整や連絡が入るかもしれません」ということと、「連絡先や担当の先生を教えてください」ということをお願いをしている状況ですね。(自治体3-D)
		事務的な連絡が多い	ある程度、事務的な形で「いつ、お迎えに行きます」とか、「何曜日に使うので、お迎えに行きますね」とか、そういった日程調整とかの段階かなと思います。(自治体3-D)
	事業者連携に関する基本的考え	事業者の考えを尊重する	事業者側も初めての取り組みということもあって、そこは慎重に進めたいというような印象は受けましたね。(略)家庭訪問とかをして、保護者との関係性もつくってやりたいというのが事業者の考えだったので、そこは尊重しているというところですね。(自治体3-D)

事業者連携	自治体の担当SWが意見交換する	ソーシャルワーカーの方といろいろお話ししながら、このご家庭、子どもさんにどういった支援策がいいのかとか、そういったのは週1回意見交換しながらしているのですが、その中でこの事業が活用できるかどうかといったところをいろいろと話をしています。(自治体3-E)
	事業者連携の現状	*** (事業者) にはどういう役割を担っていただくかとか、そういったところはいろいろ協議しながらしています。(自治体3-E)
	事業者と役割分担する	定期的まではないのですが、必要に応じて適宜、*** (事業者) といろいろと意見交換をさせていただいています。(自治体3-E)
国への要望	情報共有は必要に応じて適宜行う	本主に*** (自治体) が行うべきことなのかというところと、財源的なところで、だからそこは一番査定でも最後に課題になったところですけど。(自治体3-E)
	自治体が負担する予算が大きい	もう少し国の補助が多かったら、やりやすかったりはすると思うんですけど。(自治体3-D)
	もう少し国の補助が欲しい	私たちとしても、国の児童育成支援拠点事業は本来にありがたいと思っております。今後、ぜひ子ども家庭庁さまにおかれましては、この事業の継続をお願いしたいところになります。(自治体3-E)
	国には事業を継続してほしい	全国の事例のいろいろない点といいますが、こういった事業をすることで子どもさんがより成長しているといった事例とかがあれば、ぜひ情報提供いただけると、私たちとしてもまた取り組んでいけるかなというところはあります。(自治体3-E)
	国に事業の効果を情報共有してほしい	例えば、1日に6人いました。送迎に1台の車で回らないといけません、となったときに、1人の子どもを下ろして、最後の子どもを下ろすまで、どれだけ時間がかかるんだとかは、いろいろ課題となってくるのかなと思っていて。(自治体3-D)
	利用者人数が増えると送迎に時間がかかる	送迎を職員1人で行かせるのが少し怖いというご意見も、事業所さんの方からあるのはあるんですね。(自治体3-D)
事業における今後の課題	送迎は複数で実施した方が良い	(送迎時に共有された情報を) その後の施設とかに戻ってのケアに生かすとか、その辺があった方が好循環になるのかなという印象です。(自治体3-D)
	送迎時に共有された情報を他機関が日々の支援にいかす	私たちも学校の校長先生とかともお話しする機会を年数回持っていたりしますので、そこでもうお伝えしていった方がいいのかとか、なかなか単純な不登校というか、行き渋りなのか、あるいはかなり深刻なところがある家庭なのか、どういった場合によりお声かけした方がいいのかとか、そこも再度整理していかないといけないのかなと。(自治体3-E)
	事業内容に関する課題	どのタイミングでこの事業(による支援)を終了とするのか、すごく難しいなと思っていて。何ができたから終わりというわけではないと思うんですよね。家庭として、課題は絶対に残っていくので、育成支援拠点事業だけを取り上げて、「じゃあ、子どもがこの状態になったから終わり」というわけではなくて。(自治体3-D)
事業終了のタイミングを見極めることの難しさ	事業終了のタイミングを見極めることの難しさ	ある程度、発達に特性のあるお子さんであるとか、課題を抱えているお子さん、アタッチメントの問題を抱えているとか、そういったところの専門性についても、やっぱり一定の担保はしてもらわなければならないというふうには思っています(自治体3-D)
	事業者の専門性の確保	

【自治体の認識】では、【自治体の現状】として、自治体内の事業所における日本財団の第三の居場所事業の開始時には、具体的な事業の財源確保までは見通せていなかったことが語られた。また、事業に関しては自治体内での「査定が厳しく」自治体担当者が希望する拠点数を開設できないという語りもあった。【自治体として重視していること】としては、居場所づくりや在宅支援の取り組みの強化のほか、「施設の空きスペースの活用や、職員さんのマンパワーの活用を考えたところでは、この育成支援拠点事業も一つ有用なのかなと。」という語りに見られるように、児童養護施設の多機能化・高機能化として、本事業の活用を検討している自治体も見受けられた。

【事業運営】に関しては、自治体は事業者に《送迎の実施》や《学力保障への支援》、《要対協の家庭への対応》を求めており、《国のガイドラインに沿っての運営》を依頼していた【事業者に依頼したこと】。一方、自治体内では、家庭支援事業

の担当課や子育て支援の担当課が事業を担当しており、複数の担当課との連絡・調整のために、他課との連携係を配置している自治体もあった【事業の担当に関すること】。

{対象者} に関しては、「学校までたどり着けない子ども」という語りに見られるように、《他の事業では支援が届かない子ども》を事業の対象としていた。また、自治体は、ネグレクト傾向のある家庭や、要対協や学校等から相談を受けた家庭を事業の対象として認識しており《ネグレクト傾向のある家庭の利用を想定》《要対協や学校等から相談を受けた家庭への支援が中心》、支援対象となる家庭については、自治体が判断していた《利用家庭は自治体が判断》。

{広報} に関しては、スティグマの問題を懸念し、事業に関する広報に慎重であるという語りが多かった。ホームページでの広報はしておらず、広報については課題もあり、事業が必要な家庭に届いているのかという課題感が語られた【広報をめぐる課題】。一方で、自治体内で共有する資料として、自治体の担当者が利用者への説明の際に使用できる資料を配布する、という語りも見られた《担当者が利用者への説明に使える資料を配布》。

{事業実施} に関しては、事業について、事業者と自治体でのモニタリングを実施していた。また、【予算獲得のための努力】として、予算査定において、事業の必要性を理解してもらうために、事業の効果や事業継続の必要性について、自治体担当者から自治体職員全体に具体的に伝えられていた《早期の子ども・家庭への支援が重要であることを強調した》《ひきこもりの子どもが社会に出ていく接点を作るという視点を強調した》《自治体の移管なしでの居場所継続は困難であるという点を主張した》。さらに、事業効果として子どもの変化を具体的に示すために《事業者に子どもの成長を記録してもらう》など、事業者への協力を求めている。【事業によるデメリット】としては、財源確保に苦労すること、拠点数が限られており支援できるエリアが限られること、などが挙げられ、【事業によるメリット】としては、通所型で子どもだけで利用できること、保護者に紹介しやすく、レスパイトにもなること、といった支援の受け入れられやすさのほか、食事や入浴の支援が可能、居場所で（教育とは異なる）家族のような体験ができる、社会との接点をもてない子どもへの支援ができる、などが挙げられた。

{学校連携} に関しては、【学校連携に関する基本的考え】として、自治体は《事業者から学校へのフィードバックが必要》と考えているが、事業実施に関しては地域差が大きいため、現時点では《事業者が個別具体的に学校と連携していく》ことが適当であると考えていた。【学校連携の現状】としては、事業者から学校に連絡するほか、自治体から学校管理職（学校長）に、事業について説明し、事業者との連携を依頼することもあった《事業について自治体から学校管理職に説明する》。

{事業者連携}に関しては、自治体が事業者と連携する際の視点が語られており、連携にあたっては《事業者の考えを尊重する》こと、【事業者連携の現状】としては、自治体担当 SW（ソーシャルワーカー）により情報共有が行われ、必要に応じた役割分担が行われていた。

{事業における今後の課題}に関しては、【国への要望】として、自治体の負担額の減額、事業の継続、事業効果の共有が挙げられた。一方、【事業内容に関する課題】としては、送迎に関する課題（利用人数によっては送迎の負担が増える、送迎者の人数の調整、送迎時の情報共有のあり方）や、連携に関する課題《学校連携に自治体はどう介入するか》、事業終了のタイミングの見極め、事業者の専門性の確保、が挙げられた。

・パターン1の事業者の語り

パターン1の事業者の語りからは、11のコアカテゴリー、31のカテゴリー、100のコードが抽出された(表4)。

表4. パターン1の事業者の語り			
【コアカテゴリー】	【カテゴリー】	《コード》	『語りの例』
送迎	職員への負担	送迎に出ていない職員にも負担がかかる	それに合わせて、そういうふうに関力所か迎えに出ると、ここに既に来ている子どもを放ったらかしにして出るようになるので、それを見る職員も必要になってくるので。人数的にもそんなに多くはないんだけど、一時的に職員が必要になってくる、雇用しないといけない時間帯が出てくるようになっていますね。（事業者1-A）
		送迎の時間は職員が忙しい	そうですね、一番大変なのがそこです。やっぱり時間が重なるときは、違う学校を回らないといけないので、車の中に乗っている子が30分ぐらいいつたりとか。一番手が取られるのはその送迎です。（事業者2-C）
	関係機関への配慮	時間に遅れないか学校に気を遣う	学校側が2時半下校といったときに、2校あった場合、こっちの学校は5分くらいなら遅れても大丈夫ですよという感じの雰囲気といいますか、そういうふうなことをしてくれとすごく助かるんですけど。やっぱりその学校、その学校で違うので、いやそれはできませんとお言葉にされた場合は、その時間に絶対行かないといけないので、すごくそれは苦労しています。（事業者2-C）
		4月から6月が送迎が大変	一番大変なのが今年の4月みたいに、初めましての1年生の子がどの程度ちゃんと座っていられるのかとか、学校の先生ともまだ全然初めましてなので、最初の滑り出しの4月から6月くらいまでが一番大変です。（事業者2-B）
	負担を減らすための工夫	送迎専用の非常勤職員がいる	学年が終わる時間と高学年が終わる時間が違うので、結局のところ送迎は、1人はパートさんで来てくれている運転手さんなので、2時半から4時半までずっと、どこかしら回っている感じ。（事業者2-B）
		送迎については保護者から同意書をもらう	送迎に関しては、事前に保護者さんに同意書をもっているんです。運転している人の言うことを聞いてくださいますとか、会社の車でお迎えに行っているの、備品を大事に扱ってくださいとか。（事業者2-B）
		日本財団の助成金で送迎用の車を購入	日本財団さんの中の福祉車両の助成で頂いた車（事業者2-B）
		送迎は児童育成支援拠点事業対象児童のみ	送迎を実際利用しているのは＊＊＊（地名）内の子になります。以前から利用されている＊＊＊（地名）外の子たちについては、それぞれ親御さんが連れてこられて帰るもというふうなことでするので、あくまでも今、送迎は＊＊＊（地名）内というところですね。なので速くても5km圏内とか、10kmはないようなぐらいいつたりになります。（事業者1-A）
建物(居場所)づくり	建物・土地の準備	建物の準備に時間を要した	建築が伴ったので、箱物を建てるのにいろいろ。こういう団体なので、いろいろ入札をしたり設計したり、設計管理の入札をしたりしながら。（事業者2-C）
		自治体の土地を活用	倉庫代わりに市が使っているようなところの運動場に建築整備して、そこに建てた経緯がございます。（事業者2-C）
		居場所を作る際には視察をした方がよい	最初に、やっぱり施設をつくるときが一番困ります。絶対どこかを見に、何力所かを見たいです。そこが困ったところも事前に聞けるというのが大事なことです。（事業者2-C）
	安心できる居場所を作る工夫	居場所でも子ども同士の交流が生まれる	で、面白いのが、(子ども同士が)話をして私たちが実は同じクラスなのねというのはよくあることで、だからこそ仲良くなると、じゃあ私も学校行ってみようかな、あなたもいるよねみたいな。いるって言って、じゃあ来たら学校で一緒に遊ぼうとかいうのがあるので、ちょっと学校行ってみたとかいうのもあって、それはそれで面白いなって思っています。（事業者1-A）
		目的に応じて部屋を使い分ける	台所から食堂、談話室になるような、ちょっと小さい荷物置けるようなスペースに、リビングと学習室とか、あと和室もあるので。お風呂場もありますし。（事業者2-B）
		浴室やシャワーは必要に応じて使用	基本的には必要性がある方だけ、ネグレクトとか何日もお風呂に入っていないとか、そういう方。常用している子どもは、今はごさいせん。あとはトイレ失敗とか、そういう子どものとき。もうなんか、ドロドロになって帰ってくるときに、服を洗濯しないといけないときに一緒にシャワーして、洗濯乾燥機で服を乾かす。こういった作業があるかなと思います。（事業者2-C）
	行事としての食事の工夫	子どもたちには「ただいま」と帰ってきてほしい	平屋の一戸建ての民家で。私が施設施設したところが嫌で、子どもたちにも「ただいま」って帰ってきてほしかったし。（事業者2-B）
		パーティを開催する	チーズパーティーをしようみたいな、そういう食べるとか楽しみの目標をつくって、クリアしたら1個ずつ塗りつぶしてみたいなのでやったら来てきて、それを取り組んでいる。（事業者1-A）
		子どもが調理に参加する	食事のときの調理担当とかだったら、おみそ汁をみんなの分作ったり（事業者2-B）
		四季を取り入れた献立を考える	今日は七草がゆだからおかゆさんにしてみようとか、節分だからイワシにしようとか、できるだけ季節のものを取り入れたり。（事業者2-B）
食事	日常の食事の工夫	給食とかぶらないメニューを考える	大体、買い出しは私が担当しているので。本日にスーパーに行って、安かったり、1,000円以上買ったら卵が安いとか、あっちこっち回って。今週何する？とか、学校の給食の献立を見ながら。（事業者2-B）
		地域からの食べ物の寄付を活用する	あと、ありがたいことに地域の方からめっちゃくちゃ寄付を頂くので、キャベツの差し入れがあったり、ブロッコリー、さつまいも、ミカン。なので、来たもの、頂けたものの中からみんなで、何食べたい？って決めたりしています。なので本当に大所帯のお母さんと同じ感じですね。（事業者2-B）
	対象となる親や家庭	ネグレクト等で育児に苦戦している家庭	貧困対策としてだったのと、あとはふたを開けてみると、ネグレクト、虐待、親自身に精神疾患とか何かしら理由があってなかなか育児に関われないという、本人に軽度の発達課題がある、もしくは家庭全体で見たときに地域支援や社会福祉の利用が必要である・・・（事業者2-B）
		ひとり親家庭	基本的には仕事をしているひとり親、まあ所得が低い、こういったものが関わってくるんですけど。誰が利用できて誰が利用できないかというのは学校でもはっきりつかないでいいんですよ。（事業者2-C）

対象者	対象となる子ども	***（自治体部署名）か***（自治体部署名）っていう児童福祉事務所の方に聞 わっている案件のお子さんで、残り2〜3割は、診断名を受けている、支援級に通っ ている、放課後等サービスと併用している、保護者自身に精神疾患があり病院の既 住歴があるっていう感じなので、どこかしらにケースカウンセリングに行ったり、販 告・相談に行くっていう子どもたちばかりですね。（事業者2-B）
		登録児童については基本的にほぼみんなですね。全く何年間も0日登校という子もい ますし、年間に2〜3回は行ったかなということも。あと、あるいは半分ぐらい行って 半分ぐらいは行っていない、いろんな子がいる感じになります。（事業者1-A）
	不登校の子ども	当初、立ち上げのときはイメージは中学生かなと思っていましたが、ふたを開ける と今も9割以上が小学生なので、今そういう実態なのかなとも思いつつ、ただ、こ ちらの***（地名）でも中学生もやっぱりなかなか学校に行けていないというお子 さんはいっぱいいらっしゃるで、先に小学生がわっと来てしまったので、ともす と小学生の居場所かなというふうに中学生は思っ、来られなくなっちゃっているの かなというのは思っています。（事業者1-A）
		学校に朝一、定時から行かなくてもなんとか頑張ってるってくれたら、最終の5限目 から行ってもそのまま（居場所）に来られるのでということとは、保護者の方にも説明 をさせていただいているので、学校へ行かずにただ単にここへ来てというよりも、 ちょっと頑張ってる。保護者の方にもちよっと頑張ってもらって、子どもも連れて行っ てもらおうとか、行く習慣、それも生活習慣が大事なところなので、そういったこ とを配慮しながら。（事業者2-C）
保護者への支援に関する工夫	連絡手段はLINEを活用	それ以外ではいわゆるスマホでいうLINEですね。LINEを皆さんに登録していただい ておりますので、個別に何かあったら連絡を取り合うと、そういうふうなことをして おります。（事業者1-A）
	保護者の役割を「取り上げない」こと	多少時間がかかったり、お話しする内容の深さ、濃さはありますが、それでもやっ ぱり1年、2年かけてでも、子どもさんがここに通ってきてくれる以上は、保護者 さんとも一緒に話してもらわないと。6年生になって卒業してしまったら、もうあとは 親と子で話をしたり相談し合いながら生きていってもらわないといけないので、私た ちができることを全部取り上げてやってしまったのでは、親と子どもの関係性とか親 の本来の役割みたいなものが見えなくなるので、そこはなるべくくなくないと思うから。 （事業者2-B）
	少しずつ関係性を構築していく	玄関から入ってこないお母さんとか、お迎えに来てスマホの画面から目を離さない とか、ざらです。ただ、それをしていたら、子どもを誰んだりで社会で生きていくこと 自体がすごく難しいから、いつかは絶対その壁は突き崩せると私たちは思っているの で。（事業者2-B）
	保護者をエンパワメントする	私たちの役割は、しんどい人たちを受け止めて甘やかすのではなく、自分たちの力で 社会で生きていけるために押し戻すのが本来の役割だと思っているので、いったんは 受け止めて、しんどさを共有したり助けてあげたとしても、最終的には、できること あるから、エンパワメント、頑張りをやって押し出してあげる、この仕組みが欲し いんですね、私。（事業者2-B）
	見学の実施	じゃあ一緒に施設見に来ませんかという軽い感じで来てもらって。そこから面談をし て話して、お母さんの希望を聞きつつ、それでうちの利用になるかどうかというのを 決めてという、そういう流れにはなんですが。（事業者2-C）
	面談の実施	行政の兄相とか***（自治体部署名）と関わっていても、やっぱりなかなか保護者 さんに響く方は少なく、何しに関わって月1の面談行ってるのか分からない、みた いなことを言う人も多いので、いや、こういう理由があってねっていうフォローをし たり。（事業者2-B）
保護者とのかわり	年2回保護者との面談を実施	基本的に保護者さんと子どもは年2回面談をしています。大体夏休みが始まる前に子 どもたちで、夏休み中とかお盆終わり頃ぐらいに保護者さん。今ぐらいの時期から子 どもたちと私が面談して、2月の下旬ぐらいから3月の頃にかけて、また保護者さん。 （事業者2-B）
		保護者さんが参加しやすいイベントを開催する
	イベントの開催	保護者さん、親御さんも参加できるようにイベントを随時開いて交流をしている・ （事業者1-A）
		こども食堂を入口に保護者に「居場所」を紹介する
送迎時の関わり	送迎時に保護者と話す	あとは保護者さんへの関わりということなんですが、いらっしゃる時、帰られる ときって割と保護者さんと一緒にというパターンも多いです。で、そういうふうに対 面できるときは本当に立ち話程度になりますけども、必ずちょっとお話をさせていた だくというようなことです。その中で本当にたわいもない話が大体多いんですけども、 お互い気になることがあれば少しお話ししましうかという感じが日常です。 （事業者1-A）
		保護者に迎えに来てもらう
	インターネットを活用した広報	Instagramであるとか、いわゆるSNSですね。そこのこんなことをやっていま すよみたいな発信はしているので、恐らくそれを見て（居場所）に行ってみようか なって思われたところが一番多いのかなと思います。（事業者1-A）
		子ども第三の居場所ができるときに、あまり公開しなかったんですね。公開する とSNSで攻撃される恐れがあるというので、公開されてなかったの、うちのホーム ページの事業の中にもそれは入ってありません。（事業者2-C）
広報	関係機関の職員から聞いて居場所につながる	保護者さん同士で、シングルさんのお友達とか、職場でひとり親さんで苦労してい るっていう方がいたら積極的に紹介して欲しいとか、今度一緒にこども食堂がある とき連れてきてって声を掛けて連れてきてもらっています。（事業者2-B）
		放課後児童クラブがあるんですが、そこの先生から聞いてみたい感じが入ってく る。（事業者2-C）

口コミを活用した広報	関係性があるからこそサービスを勧められる	そういった風貌になっている方を、「こういうところあるんだけど使ってみたらどう？」みたいな声掛けができる人間関係を持っている。それが原則なので。そうでない、なんで私にこういうのを勧めるんだ、というふうには不愉快に思われる方もおられるので。その人間関係ができている、やりわりそういう話ができる、「なんか私も見に行ったことがあるんだけど、こんな感じでいいらしいよ」というふうな口コミというのも非常に心強いんですよ。（事業者2-C）
体験の機会の提供	施設内で「アルバイト」をして買物ができる	アルバイトをしているので、子どもたちが。施設の中で調理とか美化とか清掃とか放送とか、いろいろ仕事があるんですけど、一応ちゃんと求人広告が貼られていて、履歴書を買って、売店で。それでエントリーして試験受けて、実技試験をクリアしたらその仕事に就けるので、空いている時間は結構、今、みんなアルバイトをしています。（事業者2-B）
	謎解きや調理を取り入れる	スプレーアートをしてもらったり謎解きしたり、みんなで調理実習したり、いろんなことをする中でそれに気付いてもらったら、子どもたちとうまくつながれるかなと思って。（事業者2-B）
	こどもの権利について子どもに教える	うちの施設の子どもたちには、ヤングケアラーももちろんそうだし、子どもの権利条約とか『こども六法』とか、人権研修みたいなのはしょっちゅうしているの、自分と他人の違いとか、自分が幸せになって生きていくために守るルールと、自分を守ってくれる社会の仕組みがあるっていうのをずっと伝え続けてきている・・・（事業者2-B）
	学習は個別対応が必要	ただ6年生でも1年生のところからというのもあるので、そのあたりも個別にその子に合ったところでやっていきたいなというところですね。どうしても2人、3人になるといろんな習得の差もありますので、同じ6年生といっても同じようにできないのがあるので・・・（事業者1-A）
学習・体験	計画を立てることを習慣づける	帰ってきたら、毎日記録っていう記録をまず自分で付けてもらうんです。自分が例えば3時に帰ってきて、お母さんが大体6時半にお迎えに来る子だとしたら、今日、何をしたいかっていうのを自分で最初に決めてもらうんです。（事業者2-B）
	学習方法を工夫する	時間で区切ってもなかなかというのもあるので、どちらかというと今それこそきれいな字を書くみたいなのドリルみたいなのを100均であったのでそれを買って、本当にひらがなをただ丁寧に書くやつなんですけど、それを1ページやったらグラフを赤で塗りつぶしてみたいのを一応目標を決めて、全部塗ってしまったらみんなでもチーズパーティーをしようみたいな、そういう食べるとか楽しみの目標をつくって、クリアしたら1個ずつ塗りつぶしてみたいのでやったら乗ってきて、それを取り組んでいる。（事業者1-A）
	体験を通した学びを提案する	いわゆる学校の教科のお勉強というよりも、どちらかというと先ほどの字を書くこと自体であるとか簡単な計算、お買い物に行っておつりが幾らか分らないから、いつも紙のお金を出して小銭をもらって小銭がじゃらじゃらしている。そんな状態もあるので、学習タイムと言いつつも遊びながらそのあたりが身につくようなことから始めて、最近はまだちょっとほとんどの学習により近いところだと思っています。（事業者1-A）
	ICTの活用	市販のものでですけど1年生から6年生までの教材はあるんで、プリントができるやつ、そのあたりを使ったり、あとは日本財団さんから提供いただいたタブレットが8台ぐらいありますので、無料のオンラインでやれるような学習ソフトであるとかアプリであるとかをさせていただくというところがメインかな。（事業者1-A）
学習の機会の提供	検定試験やプログラミングの勉強	漢字検定とか論理文検定とかプログラミングとかプレゼン大会とか、いろいろなイベントをやっているの、そのイベントの勉強をしたり話し合いをしたり。（事業者2-B）
	学校の宿題ができるように支援する	4時過ぎたらちょっと宿題やってとか。そういうのを自分で決めてもらって、担当の職員に「はい」って見せにいて。まず、でも終わらせられるんだったら宿題頑張ろうねって言って。とは言いがたが、結構みんな先に宿題やるんですけど。（事業者2-B）
日本財団事業から行政移管までのプロセス	子ども家庭庁から事業について聞く	それから子ども家庭庁さんのいろんな情報を取る中で、児童育成支援拠点事業というのがもしかすると始まるかもというふうなことがありましたので、もしこれが4月から始められるのであればぜひこれをということで、***（地名）にもご相談し、それが実現するためにはどういことを私たちはできますでしょうかということ、私たちから言うとおこがましいんですけど二人三脚で担当課と事業の獲得というか、***（地名）が実施できるようなところで頑張ったということですね。（事業者1-A）
	事業開始時から移管できるよう自治体に相談する	日本財団さんと私どもと、あと自治体***（地名）、この3者でそもそも3者協定を結んで日本財団さんの事業が始まったんですね。なので3年終わった後は、自分たちで独立してやるか自治体の事業としてやるかを選択するんだよという当初の約束で始まりました。で、1年目、2年目過ぎて3年目、要するにその次の年にはもうどうにかしないといけないというところで、私どもも3年財団さん終わったからこれでさようならってことも子どもたちにももちろんできませんし、捨てていきたいと。ただ、まだ私たちは実力不足で、自分たちの全てで歩いていく力がなかなかないというところで、自治体に***（地名）の事業としてやっていただけるようにということは3年目、もう最初からご相談をずっとしていたところでした。（事業者1-A）
	制度ではなく人ありき	***（地名）としてはこれやってもらおうっていうのを明確に考えていたのかどうかっていうのは、本当に人事に決まった人によります。そこはやっぱり人ありきだなって思う、制度ありきじゃなくて。（事業者2-B）
	移管は割とスムーズ	4年目からは行政移管という言葉を使っているんですけど、それに向けて2年目の終わりぐらいから行政移管することには着手しておりましたので、割とスムーズだったのか。（事業者2-C）

	自治体内での予算獲得に苦労する	担当課の方がすぐ頑張っていたかきまして、担当課の方にお聞きしたら一番厳しかったのは***（地名）の中の予算を獲得するところ、上の方をうんと言わせるところが難しかったということでした。（事業者1-A）
	複数の担当課と話し理解者を増やす	担当課は***課さんで、当然そのルートからいくんですけども、教育委員会であつたり福祉関係の方であつたりとか、あとは議会の方であるとか、いろんなところの今までのつながりのあるところ、理解のあられる方とお話をさせていただきながら、じわじわというところですかね。（事業者1-A）
	自治体の予算獲得までの道のり	いろんな数字、当然利用している児童の数であるとか、個別の子どものこういうことができるようになりましたよとかいうケースについては、ご提示をさせていただいたところ。その3年間の中でいろんなお子さんがいらっやって、なかなか***（地名）としても実際把握ができない。（利用する子どもは）学校にもほば行っていなかったりして、そういう実態もあるところを私たちを通じてそこもお伝えして、ここが、でも私たちのところを利用することで、今までは、細かい話ですけれども当時小学校4年生だった子が、片仮名がまず難しかった子がいたんですけども、今は6年生になって当然漢字も含めてまだまだたどたどしいですけど書けるようになった。あと、時計をちゃんとデジタルじゃない針の時計を、アナログの時計も読めるようになったとかというところがあります。（事業者1-A）
	予算申請にあたり必要なデータを提示する	
行政移管	利用者の状況に合わせた観望しが難しい	寄り添いが、その人を駄目にしてしまう場合もやっぱりあるじゃないですか。厳しいことも言っていたら、今度はもう話ができないような関係性になったりもするので。（事業者2-C）
	子どもの体験活動に使えるお金がない	一番大きいのがやっぱり、子どもの体験活動に使えるお金がないっていうのが一番しんどいですね。（事業者2-B）
	使用できる予算が減ったが業務量は変わらない	だって人件費なんて、こんなに世の中、この1〜2年で最低賃金が上がっていったり物価が上がっていくのに、社会の価格が上がっていてもお値段減え置き、実績はそのままでよろしくって言われるようなもんなんです、そこはちょっと。（事業者2-B）
	ボビュレーションの居場所の実施が難しい	結果的にできなくなりそうだけど今やっているとのは、***（地名）外の子を継続して受け入れるところと、***（ボビュレーションの居場所名）の子どものところの2点ですかね、大きくは。そこだけは児童育成支援拠点になったことで私たちが悩んだところになりますね。（事業者1-A）
移管によるデメリット	事業対象となる子どもが限られる	***（地名）外の子が利用できなくなっちゃうのかなというところ、このあたりは仕様がありますので、そこは基本的に守っていかないとけない。（事業者1-A）
	日本財団の居場所に比べ自由度が低い	日本財団さんの場合は、学年とかエリアに制限というリクエストがあっても、対象児さんのリクエストというのは法人の判断に任されているところがあったので、そこに関しては法人がどう受け入れるかだった（事業者2-B）
	移管にあたり居場所の再検討が必要	私たちも（日本財団助成金で）3年間やったことを基本的には踏襲したくないというのがあるですね。ただ、育成支援拠点事業だからこそ、こういうことをしっかり取り組まなきゃいけないということもありますので、そこは私たち自身も過去の3年間だけにとらわれるのではなく、この児童育成支援拠点事業というところでのいろいろ精査しながらやっていかないとけないのかなというのが・・・（事業者1-A）
	支援対象外になる子どもの居場所は独自事業として対応	これは***（地名）とお話をして、児童育成支援拠点事業でさせていただくのも本当に大変ありがたいし、だけでも今まで来てくれた子、***（地名）以外の子たちをこれぞさようならとは、ごめんなさい、したくないですというところでお話しさせていただきましたので、一応一箱にいますんですけども、カウントはしないけれども、これは***（事業者名）が独自で同じようにやっている事業だというふうにじゃあ私たちは見ますので、悪い影響はないのであれば大丈夫ですということ、その子たちも引き続き見えています。（事業者1-A）
移管によるメリット	法人として委託を受けている他事業との連携がしやすい	保護者の接点というか、結構、顔を合わせる箇所がある方もおられたり、そういう方も。児童館も同じようなことなので、いろいろ関係する施設、委託事業を持っているのでそこはメリットかなと。法人内での限られた情報共有なんですけど、法人内で個人情報扱いの方も心得ているので、メリットといえばメリットかなとは思っています。（事業者2-C）
	教育現場との連携がしやすい	児童育成支援拠点事業になりましたので、いわゆる***（地名）の事業ということで、教育委員会、学校とも、より連携は取りやすくなったかなとは思っています。（事業者1-A）
	行政との連携がしやすい	今度は行政との連携がよりスムーズにというか、話ができるかなって思います。担当課の***課だけではなく、これは***（地名）の事業なんだよということで、福祉課だったり教育委員会さんともお話しやすくなったのかなというところはありますかね。（事業者1-A）
	資金面が安定	まずは本当に安定した運営の資金というか、資金繰りが見通しが立ったというところがまず一番大きいです。なので、子どもたちが継続して利用することができるというところが一番大きなメリットかなと思っています。（事業者1-A）
	管理職の方針・理解に左右される	校長・教頭が代わると全然変わります。今、すごい協力的に、うちの活動とかやっていることを評価していただいている校長先生と、何やってるのかよく分からないけど、学校から帰ったらずっと遊んでるんでしょ、ぐらいい思っている先生とでは、もう全然扱いが違うので、そんなに丁寧に連携が取れているかっていわれると、やっぱり教育委員会の門は厳しいですね。（事業者2-B）
	学校から連絡が来ることは少ない	なかなかこれも地域によって学校によってあると思うんですけども、なかなか学校さんからこちらに連絡が来るということは少ないですね。私どものところを利用しているということを知っているのか知らないのかもよく分からない。（事業者1-A）

学校との連携に苦戦	学校から「学校ではない場所を選択した子ども」と見られる	なおさら児童育成支援拠点事業になると学校の外にもなりますし、学校サイドからすると学校ではないところを選択した子どもという見方をとするととされているのかなと思うと、なかなか学校の方からすると、自分たちを据ったところにごちらからというところは難しかったのかなと勝手に思っています。（事業者1-A）
	SSWは見学には来たがリファアーには繋がっていない	（SSWIは）居場所開設当初もおみえになったし、その後も見学におみえになって、そのたびに説明はしているんですけど、いまいちよく分かっていないのかな。（事業者2-B）
	学校によって連携の程度に差がある	それも学校によります。やっぱり個人情報になるので言えないという感じで、なかなか受け入れてくれない学校もあれば、この地区の**小学校の先生は密に関わっています。（事業者2-C）
	出席認定する学校は一握り	その学校との連携なんですけど、実はここがなかなか正確まだうまくいっていない、改善しないといけないというふうに思っております。私どものところの利用で、いわゆる***（事業者名）に来ることで出席認定をしていただける学校とそうでない学校があります。もっと言ってしまうと、認定していただけるところがほとんどごく一握りということになっております。（事業者1-A）
	学校から虐待疑いの相談を受ける	学校の担任の先生からの、ほぼネグレクトなんですけどという相談、そういう感じです。制服がどうだろう、なんかそういう感じなんだけどといったときには、うちの方からいただいた脈を渡したりとか、本当に全てにおいてです。（事業者2-C）
	学校と家庭の橋渡しの活動をする	児童育成支援拠点事業を利用されるご家庭は、どちらかというと学校との関係がなかなか厳しかったり途切れているというご家庭も多かつたりしますので、私どもが学校と家庭の橋渡しじゃないですけど、通訳じゃないですけれども、そういうふうな立ち位置にもなっているのかなという気がしております。（事業者1-A）
	教員の苦勞に共感する	教員のなり手が少ないとか、学校も対応で（家庭に）読み込み過ぎると何言われるか分からないし、そこは怖いんだらうなっていうのもあるし。（事業者2-B）
	ケース会議に参加する	もちろんケース会議には参加させてもらっています。今現在来ている子ども数、ケース会議が開かれております。（事業者2-C）
	学校に伝えたい情報はいつでも準備している	なので私たちの方から、当然子どもの記録も取っていますし、情報をお出しする準備はもうできているんですけど、逆にこれを送りつけてもいいものかなんていうのもあったりして。なので、まず本当にお話ができれば、そういうのはぜひくださいということであれば、こちらもどうぞどうぞでして、その最初の一步がまだなかなか踏み出せていないのかになって気がしています。（事業者1-A）
	教員に居場所に来てもらう	この先生だったら話せそう、みたいなのを見つけたら、すぐ「先生、また今度遊びに来てください」みたいな感じで、先生ばかりを呼んで、みんなでご飯食べたり。子どもたちにも積極的に、「あの先生にも招待状出してきて」って言って、夏祭りとか子どもカフェとかの招待状を持って行って。（事業者2-B）
学校と連携する努力	1週間に数回教員と情報共有する	あと1週間に3日ぐらいは学校の先生、教頭先生とお話をしております。（事業者2-C）
	学校の提出物について保護者に伝える	提出しないといけない学校のプリントがあるんですけど、いくらお母さんに言ってもなかなか提出できないのでどうにかならないかということで、うちでも（お母さんが）サインして、それを持って行かせるという作業とか。（事業者2-C）
	自治体と観点の違いに苦慮する	***（自治体名）の担当されている方が見ている観点と、児童相談所の方が見ている観点と、私たちが見ている観点とまで違うんですね。（事業者2-B）
	自治体や教育委員会からリファアーされない	***（自治体名）も教育委員会も全然協力するつもりはなかったんですね。（居場所）に子どもを集めるというほうに関して。（事業者2-B）
	自治体からのリファアーの少なさ	全部分かっていてという人が少ないといえば少ない。コーディネーターみたいなのが、やっぱり必要になってくるのかな、こういった困難する子にはこうといった。それが自治体の***支援課がしないといけない事業だとは思っていますが、それをしろとも、うち（事業者）は言えないので。（事業者2-C）
	自治体側のコーディネーターの必要性を感じる	
	福祉課からのリファアーが少ない	福祉課の方はどちらかというと、社会福祉協議会経由でうちの方も来ていたので。社会福祉協議会の方はフードバンクとか、そういったのもので支援していただいているので、接点はあるんですけど、そこから子どもは（リファアーされて）こないですね。（事業者2-C）
	地域連携	民間が突然、放課後の居場所を作りました、いろいろ家庭に事情があるところの子もさんだけを受け入れたいので情報くださいって言っても、個人情報保護法の観点であつたり、***（自治体名）としては、そんなに1カ所の施設にそういう利用を促したりあつせんようなことはできないと言われてしまったので、その基本的な体制は今も変わっていないので、当時は私たち、だからこども食堂を始めたんです。（事業者2-B）
	こども食堂の開催	こども食堂もやっておりますので、こども食堂も親子さんでどうぞというふうなことを申し上げて、本当に大家族のような感じで食を囲むということになります。（事業者1-A）
	自主的なイベント・取り組みで地域とつながる	毎週金曜日はこども食堂なんですけど、ここに以前来ていた子どもたち、今ちょうど6年生、5年生になっているんですけど、その子たちも関係なく呼んでという。主にこの卒業生ではあるんですけど、呼んで、毎金曜日に行っています。（事業者2-C）
地域連携	保護者同士が繋がるイベントの実施	保護者さん同士で仲良くなって、LINEを交換して飲みに行かれたり遊んでいるみたいで。でも私としては、それは全然ありだと思っていて。社会資源の1つとして、自分と同じ境遇の友達や相談できたり話せる相手を見つかることで、ちょっとでも自立につながったらいいなと思うので、保護者さん同士の接点もたくさん持てたらと思っています。（事業者2-B）
	子どもマルシェの開催	あとは少し大きなイベントになるとマルシェをやったりであるとか。マルシェも子どもたちはただ来るだけじゃなくて、こどもマルシェという形で子どもたちが運営するマルシェというのもやり始めたところですね。（事業者1-A）

支援おけるバウンダリーの意識	全部支援してほしいという保護者への対応	ここは譲るけどここは守ってねというような駆け引きが、やっぱり非常に難しい。全部譲くしてよ、みたいな人が多いので。人間なのでそれはそうだろう、とは思ってすけど。やっぱり一端に頑張ろうよというような目標を設定して、一端に頑張る力を身につけていかないといけないので、厳しいこともある程度。現場では言っていたいですね。（事業者2-C）
	グリーゼンの子どもへの対応	将来（障害者）手帳が出るほどIQは低くない、でもコミュニケーションが苦手なことはやらない、我慢もなくていい。共同生活が難しかったら支援級でいいよって言われたら、いや、この子、将来働けるの？って思う。（事業者2-B）
事業における今後の課題	社会が居場所の必要性を認識する	***（自治体名）の長とかも、いいんじゃない？って言ってくれたから突破できたわけで。これって言ってみれば、平たく言うと、単に圧が強いキャラが1人いたから突破できた、すごい針の穴だと思っていて。同じような思いで活動されていても、うまくそれを行政に伝えられなかったら、突破できていないんですね。（事業者2-B）
	社会の理解を得る	自治体がOKを出さないのって、そこなんですよね。家でお母さんが頑張って早起きしたらいいじゃないとか、頑張って仕事をしたらそもそも貧困にはならない、みたいな（社会の）風潮がまだまだ強いから、税金を投じてでもこんな居場所をしようとはならないし・・・（事業者2-B）
	個人責任という風潮が強い	中学生に聞いてみると、小学生、特に低学年あたりはうるさいと。中学生の居場所をつくってくれみたいなことは言われるんですね。（事業者1-A）
年齢を分けた居場所を作る	中学生のための居場所を作ってほしいという子どもの声	児童育成支援拠点事業も始めたばかりなんですけれども、中学生のところがというのがやっぱり、子育て支援と言いつつも、どうしても義務教育だった小学生ぐらいまでは手厚くあるんだけど、それ以降って薄いわねというのを思っています（事業者1-A）
	義務教育後の支援が薄い	

{送迎} は、すべての事業者が実施しており、送迎の時間は送迎に出ている職員だけでなく、送迎に出していない職員にも業務の負担が生じていた【職員への負担】。また、事業者は、送迎先の学校に対し送迎時間や顔合わせに関する配慮をしつつ送迎を行っていた【関係機関への配慮】。このような送迎に関する負担を減らすために、送迎専用の非常勤職員の雇用や、保護者から同意書を取ることで、日本財団助成金で購入した送迎用の車を活用すること、送迎の対象を児童育成支援拠点事業対象児童に絞ること、といった工夫を行っていた【負担を減らすための工夫】。

{建物(居場所)づくり} は、すべての事業者が日本財団の助成金を活用し建物・土地の準備を行っていた。建物・土地を準備する際には他の居場所の視察を行った事業者も見受けられた【建物・土地の準備】。また、子どもが安心できる居場所を作るために、目的に応じて複数の部屋を使い分け、子ども同士の交流が生まれやすい工夫をしていた。入浴支援については、必要な子ども・家庭のみに実施していた【安心できる居場所を作る工夫】。

{食事} は、すべての事業者で提供していた。パーティなどの楽しみとしての食事【行事としての食事の工夫】に加え、四季を取り入れた献立や、地域からの寄付の活用など、日常の食事においてもさまざまな工夫を行っていた【日常の食事の工夫】。

{対象者} は、児童育成支援拠点事業については、ネグレクト等で育児に苦戦している家庭や、ひとり親家庭を対象としていた【対象となる親や家庭】。事業を利用している子どもの多くは不登校で、小学生であり、診断を受けて放課後等デイサービスや特別支援教育など他の支援サービスを利用していることもあった。事業者によっては、不登校の子どもであっても、子どもとの待ち合わせ場所を学校にすることで短時間でも登校する機会を作る工夫をしていた【対象となる子ども】。

{保護者とのかかわり} は、居場所利用前の【見学の実施】や利用後の【面接の実施】に加え、保護者が参加しやすい【イベントの実施】も行われていた。イベントの具体例としては、こども食堂などが挙げられた。また、【送迎時の関わり】を重視している事業者も多く、「本当に立ち話程度になりますけども、必ずちよっとお話をさせていただく」という語りに見られるように、送迎の時間を保護者との日常的な情報共有の場として活用していた。そのほか、【保護者への支援に関する工夫】として、連絡手段としてLINEを活用すること、支援の際には《少しずつ関係性を構築していく》ことや《保護者の役割を「取り上げない」こと》で保護者の持つ力をエンパワメントしていた。

{広報} は、すべての事業者が行なっていたが、インスタグラム等の SNS やホームページ等の【インターネットを活用した広報】については、実施状況に差があった。

「公開すると SNS で攻撃される恐れがある」という語りに見られるように、居場所事業に対するスティグマの課題があり、広報を制限している事業者もあった。一方で、SNS で情報発信している場合には、「恐らくそれを見て（居場所に）行ってみようかなって思われたところが一番多い」という語りに見られるように、利用者にとっては居場所の活動内容を知る際の重要な情報源となっていた。そのほか、【口コミを活用した広報】として、保護者同士、関係機関の職員からの口コミを通して事業につながる保護者もいた。

{学習・体験} はすべての事業者がその機会を提供していた。学習の際には子どもへの個別対応が必要になることが多く、計画を立てるものの習慣づけや体験を通した学びの提案など、子どもが学習に取り組めるようにする【学習方法を工夫する】努力がされていた。また、学校の宿題だけでなく、検定試験やプログラミングの勉強の機会の提供【学習の機会の提供】や、タブレットの活用【ICT の活用】、謎解きや調理などの【体験の機会の提供】が行われていた。

{行政移管} は、3年間の日本財団助成後も自治体事業として居場所を継続していくために、日本財団事業の開始時から自治体に相談する、こども家庭庁から児童育成支援拠点事業について話を聞く、など、事業開始後早期の段階から事業継続に向けた取り組みがなされていた。行政移管については事業者と自治体との綿密な話し合いが必要であり、「そこはやっぱり人ありきだなって思う、制度ありきじゃなくて」「二人三脚で担当課と事業の獲得というか、***（地名）が実施できるようところで頑張った」という語りに見られるように、国の制度のみでは不十分であり、自治体と事業者が共に力を合わせて移管に向け努力する必要がある。事業予算については、《自治体内での予算獲得に苦勞する》ため、《複数の担当課と話をし理解者を増やす》ことや《予算申請にあたり必要なデータを提示する》といった工夫が行われていた。

日本財団事業から行政移管したことで生じたメリットについては、《資金面が安定》することが挙げられた。加えて、自治体の事業となることで、教育現場や行政機関と連携しやすくなるといった、外部連携におけるメリットも挙げられた。一方、デメリットとしては、日本財団事業に比べ予算が減るが業務量は変わらないこと、体験活動が行えないこと、ポピュレーションの居場所³の実施が難しいこと、事業対象となる子どもに限られること、などが挙げられ、行政移管後の事業は《日本財団の居場所に比べ自由度が低い》傾向にあった。また、日本財団事業においてポピュレーションの居場所を実施していた場合には、行政移管後は支援対象外になる子どもの居場所については独自事業として継続していた。

{学校連携}は、すべての事業者が行なっていた。事業者は、学校とのつながりが希薄である家庭や保護者に対して、学校の提出物について連絡する、といった学校と保護者の「橋渡しの」役割を担っていた《学校の提出物について保護者に伝える》《学校と家庭の橋渡しの活動をする》。また、「橋渡しの」役割だけでなく、《学校から虐待疑いの相談を受ける》《ケース会議に参加する》など、学校の相談先・連携先としても重要な役割を担っていた【学校と連携する努力】。一方で、学校連携は学校管理職の方針・理解の程度に左右され、管理職の異動などにより方針が変わりやすく、学校により連携の程度に差が見られていた【学校との連携に苦戦】。

{地域連携}は、すべての事業者が行なっていた。地域活動として、こども食堂を開催し、自治体との連携が難しい場合の支援の入り口や居場所卒業後の受け入れ口として活用している団体もあった《自治体連携の難しさからこども食堂を始める》《こども食堂は居場所卒業後も利用可能》。また、保護者を対象とした地域のイベントを実施することで、保護者同士が繋がりを作る場も提供していた《保護者同士が繋がるイベントの実施》。一方、自治体との連携については、自治体の担当課からリファーされるケースが少ないこと、福祉課からのリファーがないことなどの課題が挙げられ【自治体からのリファーの少なさ】、自治体側のコーディネーターを配置することの必要性が語られた《自治体側のコーディネーターの必要性を感じる》。

{事業における今後の課題}としては、保護者・子どもへの対応の際の【支援におけるバウンダリーの意識】、社会への理解を求める【社会の理解を得る】、中高生以上の居場所の充実【年齢を分けた居場所を作る】が挙げられていた。なかでも、支援におけるバウンダリーの意識に関しては、「ここは護るけどここは守ってねというような駆け引きが、やっぱり非常に難しい。」という語りに見られるように、支援をすることで保護者の本来の養育能力や役割を奪ってしまう場合があること、保護者が子どもが抱える課題（障害など）に眼を向けられなくなり、根本的な課題解決が難しくなる場合があること、といった支援における難しさが語られていた。

³ 全てのこども・若者を対象とする居場所のこと。

2. パターン2（日本財団助成なし、事業実施あり）

・パターン2の自治体の語り

パターン2の自治体の語りからは、8のコアカテゴリー、12のカテゴリー、29のコードが抽出された(表5)。

表5. パターン2の自治体の語り			
{コアカテゴリー}	【カテゴリー】	《コード》	「語りの例」
自治体の認識	自治体の現状	大都市に挟まれたベッドタウン	***（地名）と***（地名）の間にあるベッドタウンという感じで。（自治体1-A）
		人口減少傾向	最近、ちょっと人口自体は減ってきてはいて。（自治体1-A）
事業運営	事業者の選定	民間団体とのつながりを生かした事業づくり	空間づくりというところと、あといろんな団体とのつながりというのを、ノウハウがあったということで、それを生かして。（自治体1-A）
		社会福祉協議会が事業を担当	社会福祉協議会にお願いするということで進めさせてもらっていました。（自治体1-A）
対象者	対象となる子ども	不登校の子ども	学校不登校、ほぼ不登校ですね。（自治体1-A）
		昼夜逆転している子ども	昼夜逆転の生活をしてしまっている（自治体1-A）
		きょうだい	きょうだいで来られている方とかが多かったりするので（自治体1-A）
		要対協やSSWにつながっている子ども	われわれは、まずは要保護につながっている子どもとか、ソーシャルワーカーにつながっている子どもから、集まりをしていただいているんですけども。（自治体1-A）
	対象となる親や家庭	利用家庭・子どもはカンファレンスで検討	一応お誘いしたいご家庭とか子どもの状況というのを内部、中でカンファレンスして、本当にこの家庭やこの子どもってこの事業が合っているのかな、この支援が最適なのかなというところを、管理職も含めて検討した上で、こういうふうにはアプローチしているということを決めて、地域担当の（SWの）方によってもらっています。（自治体1-A）
		ネグレクトの家庭	要保護の分類としてはネグレクト（自治体1-A）
		ひとり親家庭	ひとり親家庭というのが多いという感じ（自治体1-A）
		スティグマの問題があり、事業について広報しづらい	ここに通っていることがスティグマになってしまうとかがあっていけないというのとか。だから広報が難しいなと。（自治体1-A）
	広報	広報をめぐる課題	広く伝えて、支援があるよというのは知ってもらわなくちゃいけないけど、知ってくれた人が自由に、自分の周りにいる、利用してもらいたい子を、こっちに「はい」ってつなげに来るというようなことをされても、ある意味困ってしまうとか。このバランスがやりにくいことによって、この事業の重要性を理解してもらうことが逆に難しい場面も。（自治体1-A）
		広報のバランスが難しい	
事業実施	事業実施によるデメリット	支援対象者が限られる	結構対象者が限られる事業だと捉えてはいるんですよ。広く宣伝して、遊び場だからみんな好きなときに来てね、みたいなのが言えない。プライバシーも保護しながら、というところもあったり。（自治体1-A）
		子どもが登校できるようになった	それまでほとんど学校に行っていなかった中学生の子が、授業に出たわけじゃないけど、学校に、*月に4回ほど行っているんですよ。先生に会いに、学校に行けなかった子が一転、という事実だけでも、この***（居場所名）に来ているというのがきっかけで、前向きな気持ちになってきているのかなと、気持ちの変化を感じられるというのがあるのと。（自治体1-A）
	事業実施によるメリット	子どもの次のステップの前の準備の場所になる	子どもたち自身の視点からいくと、SSWさんに聞いている話だと、中学生の方のケースだったら、今のまま高校に行ってもやっぱり難しいと思うけども、ここでもっと人と関わることができるようになれば、高校とか進学タイミングで、リセットした状態でまたスタートできるような、そういう準備の場所になるのかなということも聞いたりしてはいるので。（自治体1-A）
		子どもが自分のことを隠れるようになった	支援者との信頼関係が少しずつできていくので、自分のことを語り始める子どもたちも出てきていて、将来の夢とか、学校に行きたいなという気持ちとかを吐露することも、少しずつ出てきている状況です。（自治体1-A）
		社会との接点をもてない子どもへの支援ができる	ネグレクトとか不登校の状況であることは、社会とのつながりがなかったと思うんだけど、社会とつながるきっかけになるというのは大きなメリットかなと感じています（自治体1-A）
		訪問では感じられなかった支援の効果が生じた	今まで***（自治体のSW）が何度も訪問に行っても、子どもは大体寝ていた。夕方とかに行っても寝ていることが多くて、部屋からも出てこなくて、訪問に行ってもなかなか顔を見る機会も少なかったみたいなんですけど。この***（居場所名）に通うようになってくれて、イベントとかにも来てくれたりして、日中にはとにかく外出しているということは、担当者にしてみたら、本当に奇跡的なことという捉え方で。（自治体1-A）
		子どもが家の外に目を向けられるようになった	***（居場所名）に通うようになることで、外に自分の目を向けられるようになったというのがすごくありがたい、そういう声をちゃんとお母さんから聞いたというのを先月、伝えていただきまして、そういうのって本当に子どもにとってメリットかなと思います。（自治体1-A）

学校連携	学校連携の現状	校長会で管理職に事業を紹介する	この事業を始めるに当たっては、毎月定例で開かれている校長会があるんですけど、*月*月の校長会で、私がこのチラシと一緒に、こういうのを始めます、〈と〉宣伝というかアナウンスはしています。〈自治体1-A〉
		SSWを活用する	もし気になる情報があれば、こちらがスクールソーシャルワーカーさんに共有させていただくとか、そういうことをしていたり。〈自治体1-A〉
事業者連携	事業者連携に関する基本的考え	事業を通して対象児童の抱える課題への社会的関心を高める	こういう社会課題に対して、アプローチしているところがある、やはり市民レベルでは全然まだ、課題意識がなくていいと思うので、そういう発信というか。社会的にそういう関心が高まれば、この事業ももっと広まっていくのではないかなというふうに感じまして。〈自治体1-A〉
		事業を通して子どものニーズを把握し他団体の支援に繋ぐ	子どもたちへの支援の提供ではありますけれども、それと同時にニーズの把握というような機能があるところだとは思っています。そういう勉強をしたいとか、やっぱり高校を目指したいというようなお子さんに対しては、冒頭に申し上げたような、いろいろな団体などと連携をして、学習ボランティアさんに来ていただくだったり、そういうのはゆくゆくにつなげていきたいということ。〈自治体1-A〉
	事業者連携の現状	自治体の担当のSWやSSWがリファーマー	誰が最初のアプローチをしているかというと、要保護児童のご家庭に関わっているケースワーカーを、* * *とわれわれは呼んでいますけど、* * *もしくはわれわれの方で、所属しているSSW、彼らが案内をさせてもらっているんです。〈自治体1-A〉
		国への要望	自分たちで送迎するリソースというのは、運営的には難しいので。例えばファミリーサポートでの送迎とか、公共交通機関やタクシーとか、そういったものを利用して補助になるような形のものに、補助メニューを作ってもらえたらというところがあります。〈自治体1-A〉
事業における今後の課題	事業内容に関する課題	送迎の基準の明確化が必要	〈送迎を〉全員〈に〉というのは恐らく無理だと思うので。でもある意味、* * * 〈自治体〉の事業でもあるから、基準を明確にしておかないといけないと思います。〈自治体1-A〉
		事業終了のタイミングを見極めることの難しさ	なかなか留まるところです。つい最近も卒業していつなんだろうね、という議論も出たばかりです。〈自治体1-A〉
		経済面や養育環境の困難を抱える子どもへの支援団体が少ない	本当に経済的に困っていたりとか、養育環境が整っていない子どもたちへの支援をしようという〈民間の〉団体さんというのは少なくて〈自治体1-A〉

{自治体の認識} については、【自治体の現状】として、大都市に挟まれたベッドタウンで人口減少傾向にあることが語られた。

{事業運営} については、社会福祉協議会が事業を担当しており、協議会が民間団体の居場所として機能しており、その繋がりをいかした事業づくりが行われていた。

{対象者} については、不登校や昼夜逆転の生活をしている子ども、きょうだい、要対協やSSWにつながっているこども、ネグレクトの家庭やひとり親家庭が対象となっており【対象となる子ども】【対象となる親や家庭】、利用家庭・子どもについては、自治体のカンファレンスで検討し決定していた。

{広報} については、スティグマの問題があり事業を広報しづらいこと、「広く伝えて、支援があるよというのは知ってもらわなくちゃいけないけど、知ってくれた人が自由に、自分の周りにいる、利用してもらいたい子を、こっちに『はい』ってつなげて来るといようなことをされても、ある意味困ってしまうというか。」という語りに見られるように、必要な対象に情報を届けたいという思いと、利用できる対象が限られるというジレンマのために、広報のバランスに苦慮していることが語られた。

{事業実施} については、支援対象者が限られるという【事業実施によるデメリット】がある一方で、子どもが登校できるようになった、自分のことを語れるようになった、子どもが家の外に目を向けられるようになった、訪問支援では感じられない効果が生じた、といった具体的な【事業実施のメリット】が語られた。

{学校連携}については、自治体から校長会で事業について紹介しており、情報共有の際にはSSWを活用していた。

{事業者連携}については、社会福祉協議会との連携であるため、自治体として《事業を通して対象児童の抱える課題への社会的関心を高めること》を意識しており、社会や市民に対しての課題発信も目指していることが語られた。また、【事業者連携の現状】としては、事業者が子どもを支援しながら子どものニーズを掴み、必要な支援を実施している他団体への繋ぎを行っていた。

{事業における今後の課題}については、【国への要望】として、送迎支援の補助メニューの充実、が挙げられた。一方、【事業内容に関する課題】としては、送迎に関する課題（送迎実施基準の明確化）や事業終了のタイミングの見極め、経済的困難や養育に課題を抱えた家庭を支援する民間団体の不足、が挙げられた。

・パターン2の事業者の語り

パターン2の事業者の語りからは、12のコアカテゴリー、31のカテゴリー、168のコードが抽出された(表6)。

表6. パターン2の事業者の語り			
【コアカテゴリー】	【カテゴリー】	《コード》	『語りの例』
送迎	子どもにとってのデメリット	送迎に時間がかかる	端から端まで行こうとすると30分ぐらいかかる地域がある。そうすると、往復に1時間ぐらいかかってしまいます。（事業者6-J）
		送迎によって子どもが居場所にいる時間が少なくなる	送迎支援を行うことによって、子どもたちがここにいられる時間がどうしても少なくなってしまう。（事業者6-J）
	職員への負担	送迎には一定の専門性が必要	正直に言うと、一定の専門性は必要だと感じています。なので、シンプルに児童育成拠点に関われる人数が増える方が、やりやすいのではないかなと感じています。だけど、運転する人は運転手なので、運転する人プラスアルファで、拠点の人が乗れるような形になると一番ではないかと感じます。（事業者6-J）
		送迎の時間に余裕がなく保護者と関われない	送迎支援の場合は時間が結構カツカツなので、保護者との関わりがなかなかできないのが現状の問題にはなっています。課題ですね。（事業者6-J）
		送迎の時間は職員が忙しい	ここに送迎が入ってくると、子どもたちの安全面とかを考えると、送迎は2人以上ピックアップする場合、1人で行くわけにはいかないですよ。すると、ここから2人抜けてしまうので、そうすると5対1の人員の確保は正直難しい形になっています。（事業者6-J）
	負担を減らすための工夫	家庭の要望に合わせて送迎を実施する	そうですね。お子さんに合わせて、お母さんの要望に合わせてですね。（事業者6-M）
		初回は子どもと面談したSWが同乗する	最初に面談を行ったソーシャルワーカーを絶対同乗させて、それで安心感が得られるような取り組みです。（事業者6-L）
		初めて利用する子どもの送迎は2人体制で実施	スタッフは1人で行くことが多いです。ただ、初めての送迎は2人で行くようにしています。（事業者6-L）
	安心できる居場所を作る工夫	背景に関わらず「普通」になれる	どんなにつらそうだろうが、リストカットしてようが、ODしようが関係なく、そこにいるとみんな普通になれるっていうことが絶対条件だと思っているので、駄目なものは駄目って言わなきゃいけない。（事業者6-M）
		目的に応じて部屋を使い分ける	そうですね。ここが、さっきも言ったように、母屋と離れと、あともう一つ部屋があるので、うまく使い分けながら。（事業者6-L）
		子どもにお部屋を見てもらう	実際に利用してもらう前にお部屋を見てもらったんですけども、「わあ、楽しそう。まだここにいたい」とか、「今日は帰りたいくない」と言っている子どもさんとかもいたような感じです。（事業者6-K）
		皆でできるゲームを置く	Switch、ゲーム機も準備をして、子どもたちはそういうのが好きなので、そのSwitchも、1人ですするようなSwitchじゃなくて、マリオパーティーとか、みんなですするようなのを今準備していて、それを見たら「あ、ゲームもあるし、何か楽しそうところだな」って思ってもらえるような環境を設定しました。（事業者6-K）
		ぬいぐるみを置く	子どもたちが来たときに、「わあ」って思えるような何かがないかなということで、ぬいぐるみをいっぱい置いたりとかですね。（事業者6-K）
建物(居場所)づくり	建物づくり	子どもに喜んでもらえる居場所を作る	居場所の部屋をつくるのに、子どもたちが喜んでもらえるような居場所づくりをしよう・・・（事業者6-K）
		地域住民の理解を得る	やっぱり理解がある方たちが多くて、結構高齢の方がそば（近所）にいるので、「元気な声いいわね」とか「ちょっと卵いっぱい、食べきれないからあげるわ」とか、そういうやりとりは結構あります。理解がある。（事業者6-L）
		地主の理解・協力を得る	建物自体と、その周りにあるお庭がぐるっと建物を取り囲むようにあって、駐車場も7台分用意があります。これは近所に住んでいる地主さんの方が、地域のために使ってほしいということで、丸っと貸していただいています。（事業者6-L）
	建物・土地の準備	見家セン近くの民家を活用	建物は児童家庭支援センターの道を挟んだ一軒家を今利用しています。（事業者6-K）
		建物を建てる際に職員と迷いながら準備を進める	今まで拠点がない形で支援をやっていたので、拠点ができたらずいぶんやりやすくなるかなとは思いますがやっばいなんですけれども、やっばりスタートアップで何が必要なのかとか、そういうところは結構みんな迷いながら準備を進めていきました。（事業者6-J）
		建物を建てる際に苦労する	実際の建物を建てることについては、結構大変だった部分があります。（事業者6-J）
		建物の間取りを設計士と一端に考える	設計士さんと一端に考えながらやっただんですけども。実際に事業を開始していないので、どんな間取りにしていくなの見当がなかなかつかずらくて、そこは苦労した点になっています。（事業者6-J）

食事	日常の食事の工夫	楽しく食事する	会話とか、食べ方とか。あとはやっぱり楽しく食事を取るという。大体一人とか、食事の時間を大切にしない子供が多いので。食体験として面と向かい合って、みんなでおしゃべりしながら食べたり、ということをお心掛けています。（事業者6-L）
		温かい食事を安心できる人と一緒に食べる	温かいものを（ソーシャル）ワーカーと必ず食べるようにしています。（事業者6-L）
		見たくて安心できる食事を提供する	見たくて安心して食べられる。多分、今まで食べたことがあるもの。（事業者6-L）
		複雑な料理を作らない	私たちが大事にしているのは、複雑な料理を作らないことです。分かりやすいメニュー。（事業者6-L）
		特性を持つ子どもの食事をサポートする	（栄養士は）特性を持った子どもたちにも食事のサポートがやっぱり上手なので、いろいろ考えてやっています。（事業者6-L）
		栄養士が献立を作成	（栄養士は）子どもたちに毎日夜ご飯とか、昼ご飯を作っているのですが、その献立の作成から内容、あまり凝ったものにならないとか、食事の経験とか体験とかそういうのを加味しながら、いろいろ献立を作っている、こちらもプロフェッショナルです。（事業者6-L）
		朝食を提供したのち学校に送る	その2名の子どもについては、私たちだけじゃなくて見家センの方でも「***（活動名）」というのを今、朝食の提供をしているんです。（事業者6-K）
		長期休みの際は昼食を提供	長期休みのときは朝10時から受け入れて、（夕方）6時前ぐらいにおうちの方に送り届けるような形で、そのときはお昼ご飯を提供しています。（事業者6-K）
		児童養護施設の夕食を提供	食事は児童養護の夕食を提供してもらう。近くに・・・（略）・・・児童養護施設があるので、そちらから夕食は提供するとか、そういうところの面は比較的スムーズに決まったと思います。（事業者6-K）
		一時保護解除後の子ども	（一時保護の解除後とかに紹介されて来るケースも？）はい。（事業者6-M）
対象者	対象となる子ども	他の居場所(FS等)につなげられない子ども	うちが***（自治体）から特に言われたのは、カリキュラムにそぐわない子どもたちの居場所がないと。要はフリースクールだとかそういうところに行けている子はまだ、行ける場所があるじゃないですか。でも、それにすらそぐえない子どもたちの居場所が必要なんだと。（事業者6-M）
		ネグレクト	実はこの子ども食堂に、私たちが知らないネグレクトの子がいつも来ているというのを、最近知ったりして（事業者6-L）
		食事に関する経験や体験が不足している	食事の経験とか体験が豊富な子たちが来ない。実際ない子たちが多くて、新しく見るものを楽しんで食べられるという力がまだないから、安心して今まで食べた想像ができる味だったり、想像できるメニューを最初は出すようにしています。（事業者6-L）
		ヤングケアラー	1つのケースでは、母が精神疾患を抱えていて、ひとり親で、子どもが全ての、いわゆるヤングケアラーのケースがあるのですけれど。（事業者6-L）
		きょうだいで利用	2人とも児童育成支援拠点を利用しているんですけども、その中でお兄ちゃんだけが不登校気味だったんです。弟は登校できたんですけど、時々寒いかとか、何かそんな感じでちょっと、行き渋りがあるときがあったんです。（事業者6-K）
		昼夜逆転している	ちょっと昼夜逆転している感じもあって、登校できない日もあったりしている状況です。（事業者6-K）
		メインターゲットは小学生	1年生が2名で、2年生が1名、3年生が1名、5年生が2名で、6名です。（事業者6-K）
		学習の遅れが目立つ	やっぱり関わっていくと、この子は多分通常級にいたらつらいだろうなという子はいらんですよ。学習の飲み込みのスピードだったりとか、もともと持っているものだったりとかで、確かにこれでは不登校になってしまうよという面は、すごく見えています。（事業者6-J）
		大半は不登校	半分が不登校ですね。（事業者6-J） うちはもう、学校に行けている子がほとんどいないので。（事業者6-M）
		小学生から中学生までの子どもが利用	実際の利用としては小学1年生から中学3年生までです。（事業者6-J）
対象となる親や家庭	ひとり親家庭 生活保護家庭	ひとり親家庭	シングルのご家庭の方が、多いっちゃ多い（事業者6-M）
		生活保護家庭	はい。年収、すごい高いところあれば、すぐく立派なおうちもあれば、生保のおうちもあります。（事業者6-M）
		保護者が外部機関(必要な医療等)につながない	（母は）対人恐怖だったり、あといろんな精神疾患が重なっていて、ただ病院に全然行っていないみたいなんです。（事業者6-L）
		保護者が精神疾患を抱えている	1つのケースでは、母が精神疾患を抱えていて、ひとり親で、子どもが全ての、いわゆるヤングケアラーのケースがあるのですけれど。（事業者6-L）

保護者への支援に関する工夫	要対協の家庭	基本的に既に要対協になっている家庭で、***（自治体）のケースワーカーさんがついて、必要であれば児相の方ももう介入している家庭なので（事業者6-J）
	保護者と子どもへの支援を分ける	全く、もう別です。お母さんと子どもさんは、セットで話すっていうよりは、全く別の対象者さんと思って、同じようにそれなりのアプローチをしていかないと。（事業者6-M）
	学校に批判的な保護者とつながる	学校に批判を持っているお母さんとかは、学校からいろいろ聞くんですけど、意外と私たちとはしっかり話をしてくれるとか、すごく、いつもありがとう、みたいな感じで持ってくる方もいらっしゃる。（事業者6-M）
	連絡手段はLINEを活用	まず電話で話すのが嫌な人が多いので、電話に出てくれないんです。だけどLINEとか、あとSMS、ショートメールとかだと抵抗がない保護者の人が多いので、それでやりとりすることがほとんどです。（事業者6-L）
	支援開始前に連絡方法を確認する	連絡方法をどうするか、というのは最初聞くようにしています。急に来られなくなった場合、体調不良とかで来られなくなったとか、送迎のときにいないとか、例えば鍵が開いていないとか、いろんなケースが考えられるので、連絡は必ず取れるような手段が何かというのは、確認するようにしています。（事業者6-L）
送迎時の関わり	送迎時に出てきてくれない保護者も多い	送迎のときは、本当はいろいろ話したいことがあるのですけれど、出てきてくれない人がほとんどなので。あいさつだけでもしたいということはあるけれど、なかなか難しい。声だけとか。「今日帰ってきましたよ」とか言って、私が一方的に声をかけたとか、そういうことが多いですね。（事業者6-L）
	保護者の申請により送迎時の引き渡しを柔軟に対応	（保護者が）精神的な病気を抱えていたりとかで、申請方式で対面しないで引き渡しをするという方式になっています。（事業者6-J）
	送迎時に保護者と話す	普段はおうちの方に送り届けていますので、そのときにちょっとお話をすることもあったり、子どもたちのそのときの様子とかをお伝えすることもあります。（事業者6-K）
保護者とのかわり	保護者を支えることで子どもの自立を促す	たぶん自分（保護者）の不安から子どもに依存していくので、皆さん。いろいろ困っているんだけど、やっぱりそこに依存しないと自分を保てられないので、何となく子どもだけ（支援）をやっせしめよう、お母さんが荒ぶれる。なので、お母さんはお母さんでしっかり話を聞いて、お母さんが、自分も見てもらっているっていう感覚にならないと、これはたぶん成り立たないと思います。（事業者6-M）
	保護者自身の課題に取り組む	お子さんのことを具体的にずっと話すとかではなく、お母さんはお母さんが抱えているものを子どもさんと同じように一緒に、もう全く別で、お母さんはお母さんの課題というような感じで、やらせてもらっています。（事業者6-M）
	利用開始前に困り事を聞く	（利用開始前に困り事とかを聞いていくっていう感じ）そうですね。（事業者6-M）
	日頃の情報共有から必要に応じて面接に繋げる	その中でちょっと気になるな、困ったなということが現れるときには、「じゃあ一度面談しましょうか」みたいな感じで、おうちの方に行ってお話を聞いたりすることもあります。（事業者6-K）
	利用開始前に家庭訪問を実施する	初回利用の前に1回お宅の方に家庭訪問をさせていただいて、おうちの状況とかを見せてもらいながらいろいろな困っていることとかいろいろな課題とか、こんなふうになってほしいとか、そういうお話を聞きまして（事業者6-K）
面接の実施	保護者の事情で利用開始前に面接ができないこともある	スタートの段階で（保護者に）会えないことはまれではなく、よくある話になっています。（事業者6-J）
	児童育成支援拠点事業の登録前には見学を実施	（居場所の）ワーカーと***（自治体）の***課（担当課名）と一端に家庭訪問、もしくは拠点に見学に来る（事業者6-L）
	見学の際に利用のルールを説明する	この拠点の利用のお約束のお話もさせていただきながら調整して。（事業者6-J）
	利用開始前の見学に学校教員が同行する	最初はお母さんと一端に見学に、学校の先生とかと来られて、まずはお母さんも一端に来て、ご飯一緒に食べながらちょっと過ごしてもらって、次からお子さんだけをお預かりする、みたいな流れが一番多いかなと思います。（事業者6-M）
	利用開始前の見学に自治体のSWが同行する	そこで初めて私たち職員が保護者と会うような形になるので、ワーカーさんも一端に来てもらって、そこで1回私たちとワーカーさんと保護者と顔を合わせて、お話をさせていただきます。（事業者6-J）
広報	積極的な広報の制限	自治体からのリファーマーのみを受ける
		自治体から居場所の発信を制限される
		もう完全に支援型なので、周知はしない。なので住所も公開していません。（事業者6-M）
		***（自治体）の要綱に、なるべく分からないようにとか、外に発信しないようにと書かれている（事業者6-J）

	体験の機会の提供	子どもの意見を聞く	学校に行くことが正義だと私も思っていないんですけど、行かないなら正義を遂げんだったら、別のこと、なんか頑張ることをしようよっていうことは結構、やっぱりこんこんと話をし、自分がどうなりたいの、どうしたいのっていうのが子どもたちの口から出るまでは、ずっと黙って待っていたり聞いてみたりするっていう感じですけど。（事業者6-M）
		必要な時には叱る	私、結構怒るんですよ。すごい怒ります。いつか訴えられるだろうなと思うぐらい、怒っちゃいます。もちろんスクールソーシャルワーカーの先生に、言葉遣いが悪いとか言われたこともありますけど、でもそんなことを言っていたら、子どもたちに伝えられるものってないから。（事業者6-M）
		仲間集団の経験	私たちは食事のときに足を上げないとか、思いやりを持つとか、小さい赤ちゃんが来たらお兄ちゃん、お姉ちゃんになってねとか、みんなでお世話するんだよねとか、そんな当たり前のことをしているんですけど、たぶんそれを学べる場所がないから。（事業者6-M）
		課外授業（畑や外出）を取り入れる	2カ月に1回ぐらい課外授業を入れるので、外にみんなで畑に行ったりとか、遊びに出掛けたりとか、季節ごとにやらせてもらっています。（事業者6-M）
		不登校の子どもに進路支援をする	（中3の不登校の子が）ちょうどもう高校を決めなければいけないという時期に差し掛かっているにもかかわらず、学校が全然動いてくれないで、結局こちらでほとんど進学支援を行っているケースもあります。（事業者6-J）
学習・体験	進路に関する支援	進学支援は学校との役割分担が必要	学校のやる気があれば、進学支援だったら学校と連携を取って、役割分担も学校としっかりして、ここには来られているから、学校の方でパンフレットとか教材とかを持ってきてくれたら、こちらでその部分の紹介とかをやるよとか。そういう役割分担ができるのであれば、そういうのもいいと思います。（事業者6-J）
		進学先について職員が一揃いに調べる	それこそ学校を一端に調べてあげるとか、そういうレベルですかね。学校を一端に調べるとなると、1対1を必要とするんですよ。職員が1、取られてしまうので。無理がないかと言われてそうかどうかという、また微妙な線なんですけど。（事業者6-J）
学習方法を工夫する		子どもが拒否した場合、宿題ができないこともある	子どもたちが宿題すると言ったら、もちろん私たちも一端に隣に付いて宿題をやったりとかするんですけども、「どうしても今日はしたくない」っていうことを言った場合は、おうちの方に送ったときに、「今日は宿題ができていません」というのお伝えしたりとかすることもあります。（事業者6-K）
		子どもの学習進度によって宿題ができないこともある	実際にやってみると、学習支援は宿題を見るのでは駄目だと思えます。なぜかという、多くの子どもたちが宿題のレベルに到達していません。なので、私たちの方でやっている学習支援は、「宿題は終わらないかも、ごめんね」と逆に言っています。（事業者6-J）
		子どもの理解度を重視した学習支援をする	スピードを重視するよりは、本人の理解度を重視した学習支援を行っている形になっています。（事業者6-J）
		子どもの学習進度にあった教材を用意する	今、本題さんに行く、教科書に合った復習用の教材が売っているんですよ。なので、それを学年ごと、教科ごとにそろえています。（事業者6-J）
		学習は個別対応が必要	その子のレベルに戻って、私たちは学習支援をしていくからねという話を、最初に保護者さんにしてしまっています。（事業者6-J）
事業実施までのプロセス		中高生の子どもを対象とした居場所の実施	中高生の年代を対象とした居場所を実施して、（略）、今年度から拠点事業に移行したっていう。（事業者6-M）
		自治体が事業の有益性を判断する	児童育成の方をさせてほしいということで、（略）、***（自治体名）の方でも、（略）有益だろうという判断をしていたんだと思います。（事業者6-K）
		事業について耳にする	児童育成支援拠点事業が数年後始まるらしいという情報は数年前から聞いていて、ぜひそれをしたいということで、2年ぐらい前から。（事業者6-K）
		自治体から事業に関する公募が出る	***（自治体）の方から公募が出たときに、ガイドラインを読ませてもらって、内容としては今までやっていた子育て世帯訪問支援事業に近いものがありました（事業者6-J）
		類似事業(母子生活支援施設関連業務)の実施	今も引き続き***（自治体名）と***（自治体名）の母子支援施設のお母さんたちの自立支援とアウトリーチ、あと就労支援をさせていただいております。（事業者6-M）
		類似事業(一時保護委託)の実施	シェルターの一時保護委託とか児童相談所の一時保護委託を受けさせていただいております。（事業者6-M）
		類似事業(子ども食堂)の実施	子ども食堂自体は、***年*月からやっています。
		類似事業(支援対象児童等見守り強化事業)の実施	そのまま(支援対象児童等)見守り強化事業ですね、宅配とか宅配とかそっちの方をずっとしていたんですけども（事業者6-K）

	類似事業（学習支援事業や駄菓子屋運営）の実施	やはり今やっている「***（名称）」という学習支援の事業がそこに該当してくるのかなと思うのと、もう一つ（略）駄菓子屋の運営をしておりまして。そこで要対協にはなっていないんですけれども、家庭に問題を抱える子どもたちとちょっと関わるのがあって、そこも事業のスタートのきっかけになっているかと思えます。（事業者6-J）
	類似事業（子育て世帯訪問支援事業）の実施	***（自治体）の方から受託で受けておりました子育て世帯訪問支援事業という事業がございまして、そちらを実施していました。（事業者6-J）
	報われないことが多い	ただ、何をしても、たぶんこの仕事は報われないと思います。（事業者6-M）
事業実施によるデメリット	事業内容を広報しづらい	周知を***（自治体名）がそんなにしない予定だということらしいんです。（事業者6-L）
	事業があることでケアが「任せきり」になる	やっぱりこちらがいろいろ関わることで、保護者さんはもうこっちが関わってくださるというので頼りきりになって、その分お母さんの頑張りが、「もうちょっと頑張ってもらったらもっといいな」という部分は見えたりするかなというのを感じているところなんです。（事業者6-K）
	予算以上の動きが必要になる	シンプルに予算以上の働きが必要になってしまうのは、デメリットだと思います。（事業者6-J）
事業実施	次の場所（学校やFS等）にステップアップできる	でもやっぱりそれをするので、フリースクールに行けなかった子どもたちがフリースクールに行ってみたりとか、ちょっと学校に足を運んでみるようになったりとか、結構ステップアップは皆さんしていて。（事業者6-M）
	居場所に来ている子どもがこども食堂につながる	（拠点を利用している）子どもによって、このこども食堂に来てみたいという子がいるんです。（事業者6-L）
	こども食堂に来ていた子どもが事業対象であった事を知る	実はこのこども食堂に、私たちが知らないネグレクトの子がいつも来ているというのを、最近知ったりして（事業者6-L）
	行政との連携がしやすい	やっぱり拠点事業というのを***（自治体名）から委託したという、この、信頼ではないけれど、そういう関係で、いろんなケースを共有できるようになった。（事業者6-L）
	子どもが何気ない自分の気持ちを話せる	やっぱり、ぼろぼろお母さんの話も出てくるし。「授業参観に本当は来てほしいんだ」とか、そういう話とか。自分の何気ない気持ちみたいなのを話せる時間があるというのが、この事業のいいところかな。（事業者6-L）
	こども食堂に来ない子どもに支援が届く	結局、今この支援拠点に来ている4人の子たちって、こども食堂に1回も行ったことがない子たちなんです。（事業者6-L）
	子どもの持つ健康的な力を伸ばしていくことができる	子どもたちが元気になるのはいいかな。いつの間にか大家族になったなって感じですかね。メリットね。（事業者6-M）
	ヤングケアラーの子どもが自分の時間を楽しめるようになる	その子はここに来るようになって、自分も自分の時間を楽しんでいいんだというのが、本当に数回来ただけで出だしたので、やっぱりそういう面で、こういう育成支援拠点ってすごくいい拠点事業だなとつくづく思いました。（事業者6-L）
	保護者のSOSをキャッチしやすい	子どもたちとの私たちの関係性ができてきたら、ちょっといろいろなヘルプを出せるようになったり、ちょっとおうちでこんなことがあったんだというのを、それを私たちがキャッチすることもできて、それを***（自治体）の方にも報告したりとか（事業者6-K）
	保護者のレスパイトになる	保護者さんはレスパイト的な形になって、その分いいことをお伝えしたりとかもするし、保護者さんも余裕が出てきて、その分また子どもたちにも少しずつつても優しいこと、「これ頑張ったんだね」と保護者さんも声をかけてくださるようになってきているのかなというのがあります。（事業者6-K）
事業実施によるメリット	保護者との関係性を築きやすい	でもほとんど、お母さんは大概関わっているかなという感じですよ。（事業者6-M）
	生活スキルを身につけられる（手洗い、靴を並べるなど）	あと、普段の生活の中で、靴を並べたりとか、手洗い、うがいとか、食事の後の食器を洗い場まで運んだりとか、そういうのも声をかけていますので、もう私たちが言わなくてもできるようになりましたし（事業者6-K）
	子どもの様子が分かった上で必要な連携ができる	子どもたちと普段から1対1の関わりをしているので、子どもたちの様子が分かって、それは関係機関につないでいくということはいいのかなというの思っています。（事業者6-K）
	子どもの自己肯定感が育つ	私たちは本当に褒めるということを中心にしてるので、褒めることですごく自己肯定感が上がってくれているのかなというのすごく感じているところです。（事業者6-K）
	登校の有無に関わらず利用できる	学校を休んでも利用できるというところで、学校を休んでも喜んで利用してくれているというところがあります。（事業者6-K）
	子どもと密接に関われる	やっぱり拠点事業は子どもたちと密接に関われる部分があるので（事業者6-K）
	事業に予算がついている	この活動自体に予算がついていることがメリットではあるので（事業者6-J）

		私たちも、これは大変だと思いながらやっているの、そこは本当に大変なんですから、やっぱり必要だし、地域が豊かになることを考えると必要だし、そこに対してお金が出ていることがもう既にメリットなのではないかと感じています。（事業者6-J）
		今まで学校に行けない子が学校に行けるようになる。例えば、このままだったら高校に行けなかった子が、高校のレールに乗ることができること自体が、きっとメリットなのではないかと思っています。（事業者6-J）
		普通の家庭とか普通の育ちを知って、次の世代につないでいく。そこで、負のループを断ち切ることができて、その子たちが子どもを産んで、またこの場で育ててくれば、もうそれだけで私たちはメリットになるので。（事業者6-J）
		学校は、主にスクールソーシャルワーカーの先生たちとの連携はしっかり取れているかなと思います。（事業者6-M）
		子どもたちも積極的に学校に行きたときは、担任の先生とかに、昨日ここに来たんだとか話しているみたいです。ご飯何だったよとか、話していると書いていました。（事業者6-L）
		（すべてのケースで連携している？）そうです。学校だったら、教頭先生。（事業者6-L）
		4件のうち1件は、学校から上がってきたケースがあります。学校が***（自治体）に、行政に相談して、こういう拠点を利用してみてはどうかみたいなケースが1個ある。（事業者6-L）
		担任の先生に「宿題が分からないんです」ということをお伝えしたら、連絡帳に一端に担任の先生が、子どもに書いてもらって、宿題が把握できたということもあるんですけど（事業者6-K）
		要対協議にに参加する
		要対協議だったりモニタリングだったりとかもあって、それで学校の方に出向いたりすることもあります。（事業者6-K）
		送迎の時間に学校教員と情報共有する
		学校にお迎えに行ったときとか、気になることがあったらお尋ねしたり、学校の方から「ちょっと今日は不安定だったんです」ということをお話ししていただくこともあります。（事業者6-K）
		担任の教員と直接話をする
		今度は校長先生、教頭先生じゃなくて担任の先生とかにまた理解してもらいたいというのもあって、担任の先生にお話をしたりとかもしました。（事業者6-K）
		事前に送迎や情報共有に対する協力をお願いする
		職員室の方でこっこの低学年の子は待っていて、上の高学年の下校時に一端に私たちが送迎に行くというパターンもあります。（事業者6-L）
		管理職に直接、事業の説明をする
		学校の方にお迎えに行ったりとかも必要なので、まず校長先生、教頭先生とかにこの児童育成支援拠点事業というのがまだ周知できていなくて、ご存じない方がほとんどだったので、どうい事業をしているかというのを学校の方に出向いて、事業の説明をしました。（事業者6-K）
		支援開始後は直に学校に連絡をする
		実際に利用を開始して、その子の預かりというわけではないんですけど、支援について学校に聞きたいことがある場合は、もう既に連携している学校であれば、こちらの方から直接確認をさせていただいたり（事業者6-J）
		支援開始前に自治体SWを通して学校に状況の確認をする
		学校にこういう面を確認してほしいというところを確認してもらったときもあるので、その段階では***（自治体名）を通して、学校への確認調査を行ってもらっています。（事業者6-J）
		ケース会議に参加する
		ある学校は、その子の支援に対して積極的なので、定期的にケース会議を開いて連携を回っている（事業者6-J）
		既に学校にちょっとは行っているんだけど、行けない日もあるぐらいの不登校であれば、全部ここに来ていいよと言ってしまおうと、学校に行く機会を奪ってしまうじゃないですか。なので、そういう子に関しては、週3ぐらいの利用にしようか、週2にしようかという調整を行ったり。そこはケース・バイ・ケースで利用日数は、調査と学校からの情報等を加味して行っています。（事業者6-J）
		事業のことを知らないSSWが多い
		うちで勤務している2人は、元SSWということもあって、SSWのネットワークにこの拠点事業のことを投げかけたら、やっぱりあまり知らないSSWが多くて。（事業者6-L）
		連携機関が多いことで連携チームに参加できなくなる
		そこ（学校）は関係機関が多過ぎて、相談支援だったり放デイとかもいろいろ参加されて、多過ぎて、ちょっと私たちは外されてしまっていて、だからそこがちょっと分りづらいところもあるというのを最近ちょっと感じているところです。（事業者6-K）
		管理職の方針・理解に左右される
		学校自体が、校長先生とか担任の先生とかの能力とか考え方によって、こちらへの協力体制が変わってきてしまっているんですよ。（事業者6-J）

学校との連携に苦戦	校長会で事業について説明したが教職員内で十分に周知されていない	校長会に私たちを呼んでいただいて、こういう拠点が始まりますよというのを、最初に周知を実はさせていただいたんですよ。なので、ご協力をどうぞよろしく願いしますみたいな場合は、***（自治体名）も設けてくれて、私たちもそこにはあいつで参加させていただくような形は一応取ったんですけど。時間的にも10分程度の時間だったので、事業の根幹まで話ができなかったのはあると思うんですけど。（事業者6-J）
	個人情報理由に学校から情報共有を断られる	例えば迷道支援があるので、下校の時間が各学校によって違うので、下校表1枚を私たちに送ってくればスムーズに行くところが、「下校表は個人情報なので送れません」と言われてしまったりますんですよ。（事業者6-J）
	学校との情報共有には時間がかかる	「下校表、全然いいですよ」と言ってくれるところもあれば、「***（自治体）を通さないと渡せません」とか。そのワンクッションがない方がスムーズなのに、何かそこをかけたがる。それをすごく感じていて。なので、1人の支援に対する手間は、省ける手間もあるのに手間がかかってしまうんですよ。（事業者6-J）
自治体からのリファアがある	自治体のSWと居場所のSWが連携する	相談を***（自治体）から受けて、そこから一端に同行して動いていっています。（事業者6-L）
	支援開始前に一度自治体に質問点を投げる	***（自治体）の方で調査票という形で、情報が書面で来るんですけども。私ともう1人の社会福祉士の担当の者でそちらを確認させていただいて、利用するのに質問点などを1回、***（自治体）の方に投じます。（事業者6-J）
	自治体のSWが保護者と連絡・調整をとる	***（自治体）に入っていたら、連絡、調整を取ってもらっている家庭もあります。（事業者6-J）
	自治体と情報共有しながら連携する	***（担当課）とかそういったところとも共有しながら、***（担当課）がアプローチしてみたり、その後、私がアプローチしてみたり。（事業者6-M）
	自治体担当者が保護者に居場所を紹介する	***（自治体）がまず初めに保護者に「こういう施設があるんですけど、利用はどうですか」という形で交渉に入ります。（事業者6-J）
	自治体からリファアがあり利用が始まる	利用の流れは、***（自治体）の***（担当課）から上がってきたケースを、私たちがそれをそこと打ち合わせて。（事業者6-L）
地域連携	自立後も帰れる場所を提供する	そういう帰れる場所があるっていうだけで頑張れるんだなと思っているから、ほとんどみんな、いまだに関わっていますね、ずっと。（事業者6-M）
	平日夜のこども食堂を共働き世帯が利用する	この辺のエリアは完全に共働き世帯が多くて。しかも5時とか4時に帰れるような仕事をされている人が少ない。本当にフルタイムで7時ぐらまで働いている人が多くて。どちらかというと、子どもたちは1人でご飯を食べている子がほとんどと言ってもいいぐらいの割合でいます。一人っ子も多いですし。（事業者6-L）
	こども食堂の開催	例えばこども食堂とかを月に1回するんですけども（事業者6-K）
	自主的なイベント・取り組みで地域とつながる	なので学校とか行政だけでなく、やっぱり地域の人と関わることで、手伝ってもらったりとか応援してもらったり、お母さんたちがその人たちから聞いてうちにつながったりとかするので、こども食堂に私たちがお手伝いに行く。それで、こういうことをやっているんだっていうことで、その児童委員さんとかいる人々が、実はこんなお母さんがいてねって、話だけでも聞いてくれないかな、とかっていううちにつながる子も結構います。（事業者6-M）
	洋服や制服を提供する	例えば子ども食堂とかを月に1回するんですけども、そこで「この洋服どうぞ」って1人1点、2点、3点みたいなことを書いて、「この制服、欲しかった」とか言って、いただいて帰られる保護者のお母さん方だったりとか、子ども食堂も子どもたちだけではないので、地域の方が来られるので、「じゃあ、これもらって行きます」とかいうことで、時々出しています。（事業者6-K）
	支援課につなげる	***（自治体名）じゃない方とかは、その***（担当課名）には必ず私たちもつなげます。それで、どうするかっていうのをケース会議しながら、***（担当課名）と一緒に、その人が安心・安全に暮らせる状態はどのセーフティネットに乗せるのかっていうところとかですね。（事業者6-M）
他機関との連携	児童養護施設のショートステイから居場所につなげる	ショートステイとかを利用した後に、こちらにつながった子どもたちもいます。（事業者6-K）
	月1回ケース報告をする	月に1回行政、役所のこども家庭センターの方に報告会に行く（事業者6-K）
	教育支援センターとの連携はできていない	教育支援センターとは、今現状こちらとはつながれていない形になっています。（事業者6-J）

		あとは、やっぱり要対協に関わる支援になってくるので、人員を選定するのはちょっと悩みながら選定の方もさせてもらいました。本来であればスタートの段階で、要対協の子たちと関わりがあるという状態の方が珍しいと思うんですけども、みんな1回子育て世帯訪問支援で要対協の子たちと関わっているので、そこでの活動の仕方とか対応の仕方とかを見て、この人は合っているなという人を選定したつもりではいます。（事業者者6-J）
職員の配置	職員の選定を慎重に行う	
	職員のリクルート	
	職員のリクルート人数を検討する	課題となったのはやっぱり人。職員の配置と子どもの定員数、あとは送迎するときの車の問題であったりとか、その辺をどうするかというのは比較的検討というか、私たちの中で考えて（事業者者6-K）
専門職の配置	SSW経験者をリクルートする	この社会福祉士が2名いるのですけれど、2人ともこの校区のSSWをしていたメンバーです。（事業者者6-L）
	心理士をリクルートする	非常勤が4名いて、その資格なのですが、こちらも社会福祉士、中高の教員免許保持者、あと臨床心理士、あと食事のサポートとして栄養士がおります。（事業者者6-L）
	栄養士をリクルートする	非常勤が4名いて、その資格なのですが、こちらも社会福祉士、中高の教員免許保持者、あと臨床心理士、あと食事のサポートとして栄養士がおります。（事業者者6-L）
事業者同士のつながり	困りごとや良かったことを共有する場が欲しい	拠点に関しては、やっぱり拠点はどこもやり始めたばかりだと思うのですけれど。そういう拠点同士の何かがあったらいいなと思います。（略）どんなことに困っているとか、どんなことをやってみてよかったとか、何かそういうのがあったら聞きたいなと思います。（事業者者6-L）
	思春期の子どもを受け入れられる里親を増やす	私が思うには、箱をいっぱいつくるよりは、思春期の子とかも受け入れられる里親が地域にいっぱいいたらいいなと思います。おうちには帰れないけど、だから私たちが目指すところって地域交流なんですよね。元の地域交流に戻すっていうのが一番、遠慮も自然に学べる、思いやりも自然に学べる、礼儀も自然に学べるっていう環境に戻さなきゃいけないと思っているので。（事業者者6-M）
外部との連携	地域とのつながりを作り、相互作用を生み出す	もっと早くつなげれば、子どもだけでも助けられることがあるのに、つながりがないから、みんな、ただ困っている。支援型って今少ないし、支援型って何するの？っていうところじゃないですか。だから、そこがやっぱりつながるからこそ、交流型と支援型。でも支援型に来ていたお父さんとかお母さんが地域に戻って交流型を使っているっていうケースも、うちもあったりもするので、そこで久しぶりに会うとか。（事業者者6-M）
	事業に関心を持つ専門職を巻き込む	まだうちでは職員になっていないけれど、この事業に関心がある有資格者が控えているいい人たちもいるし。（事業者者6-L）
	事業のことを知ってもらう	SSWのネットワークの人たちに、こういう事業があつてこういうところがあるよというのを、そこからかなと思っている。一般に向けてどうというよりは、専門の人たちになかなと思っています。（事業者者6-L）
	学校とのつながりが薄いケースのために、学校と必要な連携をする	（学校とのつながりが薄いケースの連携が課題になる可能性は）あります。（事業者者6-L）
	保護者自身のケアのために必要な連携をする	私たちは子どもたちと一緒に過ごしていきますけれど、その母に對しての支援というのは***（担当課名）の方だったり、また別の課の人のサポートが必要なので、そういうのも連携して。まだ連携できていないから、それをやっていかないといけないというケースはあります。（事業者者6-L）
保護者の被支援に対する抵抗	保護者が外部の支援を拒否することがある	やっぱり保護者が拒否してしまっている以上、それ以上踏み込めないのが現状です。（事業者者6-J）
	保護者が自治体とつながることに葛藤する	「ありがたい」というふうな最初から思われている方もいらっしゃるけれど、抵抗、なかなか***（自治体）の方につながりなくて、躊躇されている中で、でももうやっぱり助けを求めたいというところで受け入れてくださった方もいらっしゃると思います。（事業者者6-K）
事業における今後の課題	正職員を採用すると赤字になる	でもそうなる（正職員が増える）と、たぶん10万ぐらい赤字になるんです。（事業者者6-M）
	利用人数が増えてきた場合の専門職の配置	（予算は）これから周知を行って利用者が増えてくれば、ちょっと足りないかなという金額だと思います。特に専門職がうちはたくさんいるから、多分同じような専門職を増やしていくとなると、という感じです。（事業者者6-L）

職員配置に関する課題	事業が想定しているよりもより手厚い職員体制が必要	一応拠点の登録のマックス人数が15なので、マックス15人来ていいことにはなっています。なっていますけど、15なんて到底、難しいです。送迎のことを考えると、そもそも規定の人数に対して、受け入れられるのが10人ぐらいいかなというイメージ。さらに生活的な意味で1対1を必要とする、学習的な意味で1対1を必要とするとか、本当にさまざまなケースがありまして。（事業者6-J）
	愛着の課題があり個別の関わりが必要な子が多く職員が不足	実際に預かってみると、1対1の対応が必要な子が結構います。その部分はやっぱりさまざまなところで発生していて、生活の段階で1対1の対応が必要だったり、愛着の問題でこの子は深い関わりが多分必要だねとなったり。（事業者6-J）
支援におけるバウンダリーの意識	子どもが保護者に自分で悩みを伝えられるようになる	子どもたちがなかなか悩みを親に言えなかったりした場合とかに、例えば私たちの方に悩みをこんなのがあるんだということを言って、その中で私たちの方から「親御さんに伝えていい？」って聞いて、親御さんに伝えたりする部分もあるんですけど、それがだんだんできてきたら、もう自分で親御さんにその悩みが言えるようになったりとか、それは進歩だなと思います。だから、言えたらいいのかなとは思っています。（事業者6-K）
	保護者が曖昧に理解したまま事業利用が始まることの利点と限界	それもちろんと説明する必要があるよねという話は、***（自治体）ともなっているんですけど、そこをちゃんと説明してしまうと、利用してくれないのではないかという部分につながってきちゃうんですよ。なので、そこはジレンマではないですけど、そういうのはすごくありまして。（事業者6-J）
	保護者へのアプローチに関する役割分担	保護者へのアプローチを、どの機関がどのように行っていくのかも、今後の課題なのかなとは思っています。（事業者6-J）
	グレーゾーンの子どもへの対応	（支援服の利用や医療へのつながりが必要と感じるが保護者が拒否しているケースについて）ここに来て根本の問題にはアプローチができないところも、今すごく見えてきてはいます。（事業者6-J）
	子ども同士がバウンダリーを守ることが難しい場合の対処	（子ども同士がバウンダリーを守ることが難しいケースについて）私たちには拠点が2つあるので、シンプルに拠点分けしてしまっただけですね。一番起こってはいけなかったことが起こってしまうと困るので。拠点分けできたから別にいいんですけど、1拠点だったら、これは大変だという事業。そうすると、日付を分けるとか、そういう配慮も。（事業者6-J）

{送迎} は、すべての事業者が実施していた。送迎には一定の専門性が必要であること、時間的余裕がなく保護者と関われないこと、2名体制で送迎を実施する場合には居場所の職員が不足すること、といった職員への負担が生じていた【職員への負担】。また、送迎に時間がかかりすぎること、子どもが居場所にいられる時間が少なくなるという現象が生じていた【子どもにとってのデメリット】。このような送迎に関する負担を減らすために、家庭の要望に合わせて送迎を実施する、初めて参加する子どもがいる時のみ2名体制での送迎を実施する、といった工夫がなされていた【負担を減らすための工夫】。

{建物（居場所）づくり} は、建物・土地を準備する際に、地域住民や地主の理解を得る、といった近隣住民への配慮が見られた。ほか、建物としては、児童家庭支援センター近くの民家を活用する、新たに建物を建てる際には設計士や職員とともに間取りを考える、といった工夫がされていた【建物・土地の準備】。また、子どもが安心できる居場所を作るために、目的に応じて複数の部屋を使い分ける、子どもに喜んでもらえるよう皆で遊べるゲームやぬいぐるみを用意する、といった工夫がされていた。また、「どんなにつらそうだろうが、リストカットしてようが、OD(オーバードーズ)しようが関係なく、そこ（居場所）にいるとみんな普通になれるっていうことが絶対条件だと思っているので、駄目なものは駄目って言わなきゃいけない。」という語

りに見られるように、子どもが抱える背景はさまざまであるが、居場所にいる皆が安心できる場となるよう配慮されていた【安心できる居場所を作る工夫】。

{食事} は、すべての事業者で提供していた。【日常の食事の工夫】として、子どもが安心して食べられるように、子どもと関わりのある居場所のソーシャルワーカーと一緒に食事をする、子どもが見たことのあるメニューにする、特性を持つ子どもの食事をサポートする、といった工夫がなされていた《温かい食事を安心できる人と一緒に食べる》《見た目で安心できる食事を提供する》《特性を持つ子どもの食事をサポートする》。また、事業者によっては、朝食の提供や長期休みの際の昼食の提供を行っていた《朝食を提供したのち学校に送る》《長期休みの際は昼食を提供》。さらに、児童養護施設に併設している事業者については、《児童養護施設の夕食を提供》していた。

{対象者} は、児童育成支援拠点事業については生活保護を受給している家庭やひとり親家庭、要対協の家庭を対象としており、精神疾患を抱えているが、医療などの必要な支援につながっていない保護者も対象とされていた【対象となる親や家庭】。事業を利用している子どもの多くは不登校で、小学生であり、ヤングケアラー、昼夜逆転の生活をしている、学習の遅れが目立つ、などの特徴が挙げられた。また、一時保護から家庭に戻ったケースも対象とされていた【対象となる子ども】。

{保護者とのかかわり} は、居場所利用前の【見学の実施】で子どもと保護者、関係者に居場所を見学してもらうとともに、事業者から利用上のルールを説明していた。また、見学だけでなく利用前に家庭訪問を実施し、自宅の状況を確認しながら困り事を聞く事業者もいた。利用開始後の【面接の実施】では、子どもだけでなく保護者を支え、保護者が自分自身の抱える課題に取り組めるよう介入することで、結果的に子どもの自立が促される、といった効果も語られた。さらに、【送迎時の関わり】を重視している事業者も多く、送迎の時間を保護者との日常的な情報共有の場として活用していた。しかしながら、精神疾患などにより《送迎時に出てきてくれない保護者も多い》ことから、保護者からの事前の申請により、送迎時の対面での引き渡しを必須としないなど、送迎時の情報共有については保護者の状態に合わせ柔軟に対応していた《保護者の申請により送迎時の引き渡しを柔軟に対応》。そのほか、【保護者への支援に関する工夫】として、支援前に連絡方法（手段）を確認する、LINEを活用するといったハード面に関する工夫のほか、学校に批判的な保護者と話をしてつながる、保護者と子どもの支援を分けて実施する、といったソフト面の工夫もなされていた。前者については、「（保護者は）まず電話で話すのが嫌な人が多いので、電話に出てくれないんです。だけどLINEとか、あとSMS、ショートメールとかだと抵抗がない保護者の人が多い」という語りで見られるように、電話での連絡が難しい保護者が一定数いることが語られた。

{広報} は、【積極的な広報の制限】をしている事業者が多く、周知はせず自治体からのリファーマのみを受けていること、自治体から活動の発信を制限されていることが語られた。

{学習・体験} はすべての事業者がその機会を提供していた。子どもの理解度や学習進度にあった支援を重視しており、進度に合わない場合や子どもが拒否した場合には学校の宿題ができないこと、子どもに合った学習支援を提供するためには、個別の対応が必要になることが語られた【学習方法を工夫する】。また、学習に限らず、不登校の子どもに対する進路支援も行われていた。進路支援に関しては「学校が全然動いてくれなくて、結局こちらでほとんど進学支援を行っているケースもあります。」

「(居場所のできるのは) それこそ学校と一緒に調べてあげるとか、そういうレベルですかね。」という語りに見られるように、事業者は、学校主体で実施するか、学校と役割分担する必要があると考えていた《進学支援は学校との役割分担が必要》【進路に関する支援】。体験の機会については、《課外授業(畑や外出)を取り入れる》といった活動内容に関するものから、《必要な時には叱る》、《仲間集団の経験》といった子どもの成長に関するかかわりまで、さまざまな体験が語られていた【体験の機会の提供】。

{事業実施} は、自治体の公募が出てから事業委託を受けるまでに、多くの事業者が類似事業を実施した経験を持ち、国が事業実施を公表し、自治体が事業の有益性を判断したのちに、公募が出た際には「ぜひそれをしたということ」で応募していた

【事業実施までのプロセス】。事前に実施していた類似事業としては、母子生活支援施設関連業務、一時保護委託、こども食堂、支援対象児童等見守り強化事業、学習支援事業、駄菓子屋運営、子育て世帯訪問支援事業など多岐に亘り、国や自治体の事業に加え、事業者が独自で実施している事業も見受けられた。

【事業実施によるデメリット】については、《報われないことが多い》《事業内容を広報しづらい》《予算以上の動きが必要になる》といったことのほか、「やっぱりこちらがいろいろ関わることで、保護者さんはもうこっちが関わってくださるというので頼りきりになって、その分お母さんの頑張りが、『もうちょっと頑張ってもらったらもっといいな』という部分は見えたりする」という語りに見られるように、支援を提供することで、子どものケアが事業者任せきりになる場合があることが語られた。一方、【事業実施のメリット】については、事業への予算がついていること、行政との連携がしやすくなること、といったメリットのほか、《次の場所(学校やFS等)にステップアップできる》《子どもの自己肯定感が育つ》《進学の間をを得る・教育を継続できる子どもがふえる》《ヤングケアラーの子どもが自分の時間を楽しめるようになる》《生活スキルを身につけられる(手洗い、靴を並べるなど)》といった子どもの発達・成長に関すること、《こども食堂に来ていた子どもが事業対象であった事を知る》《こども食堂に来ない子どもに支援が届く》といった子どもへの支援

の届きやすさ，《保護者の SOS をキャッチしやすい》《保護者のレスパイトになる》《保護者との関係性を築きやすい》といった既存の事業では支援が届きにくい保護者への支援の届きやすさ，が語られた。

{学校連携} は，すべての事業者が行なっていた。支援開始前から自治体 SW を通して学校に子どもや家庭の状況について確認し，支援開始後は SSW や管理職，担任と直接事業について話をしたり，情報共有したりしていた。また，要対協やケース会議に参加したり，子どもが登校する機会を奪わないように居場所の利用日数を調整したりする事業者も見受けられた【学校と連携する努力】。一方で，学校連携は管理職の方針・理解に左右されやすい，校長会で事業について説明したが教職員内で十分に周知されていない，個人情報理由に学校から情報共有を断られる，（学校側の）連携機関が多いことで連携チームに参加できなくなる，事業のことを知らない SSW が多い，といった課題も語られた【学校との連携に苦戦】。

{地域連携} は，すべての事業者が行なっていた。地域活動として，共働き世帯の子どもや家庭が利用しやすいように平日夜のこども食堂を開催する，地域のこども食堂に参加する，といった語りが見られた《平日夜のこども食堂を共働き世帯が利用する》《こども食堂に手伝いに行く》。また，こども食堂の活動の枠組みの中で，施設に寄付された洋服や制服を地域の必要な家庭に提供する活動も行われていた《洋服や制服を提供する》【自主的なイベント・取り組みで地域とつながる】。

自治体との連携については，自治体からのリファラーにより支援導入が検討され，支援開始前には事業所から自治体にケースについて問い合わせをすること，自治体の SW と居場所の SW が連携し支援にあたること，自治体の SW が保護者と連絡・調整をとること，といった語りが見られた【自治体からのリファラーがある】。他機関連携については，必要に応じ，支援課や子ども家庭センターとの情報共有を行われていた。一方で，教育支援センターとの連携については実施できていなかった【他機関との連携】。

{職員の配置} に関しては，「やっぱり要対協に関わる支援になってくるので，人員を選定するのはちょっと悩みながら選定の方もさせてもらいました。」という語りに見られるように，職員の選定やリクルートする人数の検討は，慎重に行っていた【職員のリクルート】。専門職については，一部の事業者では，SSW 経験者や心理士，栄養士をリクルートすることで，事業の専門性を高める工夫を行っていた【専門職のリクルート】。

{事業における今後の課題} としては，事業者間の情報交換の場がないこと【事業者同士のつながり】，地域や学校との連携に関する課題【外部との連携】，保護者の支援を受けることに対する抵抗感についての課題【保護者の被支援に対する抵抗】，常勤職員や専門職の配置についての課題【職員配置に関する課題】，保護者・子どもへの支援に際する課題【支援におけるバウンダリーの意識】が挙げられた。【支援にお

けるバウンダリーの意識】に関しては、保護者が支援と意識しないままに本事業の導入が開始することで、必要な対象に支援が届きやすくなるという利点がある一方、

「そこをちゃんと説明してしまうと、利用してくれないのではないかという部分につながってしまいうんですよ。なので、そこはジレンマではないですけど、そういうのはすごくありまして。」という語りに見られるように、限界点も指摘されていた。また、居場所を利用する子どもが愛着の課題を抱えている場合、互いのバウンダリーを尊重することが難しいケースもあり、そのような場合の対応も課題として挙げられた《子ども同士がバウンダリーを守ることが難しい場合の対処》。

3. パターン3（日本財団助成あり，事業実施なし）

・パターン3の自治体の語り

パターン3の自治体の語りからは、3のコアカテゴリー、7のカテゴリー、40のコードが抽出された(表7)。

表7. パターン3の自治体の語り			
【コアカテゴリ】	【カテゴリ】	《コード》	「語りの例」
自治体の現状	自治体の現状	予算立てが課題	やっぱり予算立てですか、その辺の承認が下らないと、実施しますとは言えないものですから、今現状そこまで到達できていないので、前向きな協議を続けているという段階です。（自治体4-G）
		子育て世代が多い	立地としても、***（地名）駅まで特急を使えば20分弱で着くという利便性があるので、子育て世帯も数多く住んでいるような自治体となっております。（自治体4-F）
		出生数は減少傾向	今ですと大体、毎年1500人ぐらいまで落ち込んでいるような状況があります。（自治体4-F）
		こども食堂の数が増えている	こども食堂。こちらの方も、今、***（自治体）内でかなり増えていて、数としては30を超えてきているような状況になります（自治体4-F）
		中高生対象の児童館がある	中高生を対象とした専門の児童館ということで、***（施設名）という施設がございます。（自治体4-F）
		困難を有する子ども・若者のための居場所がある	困難を極めている子ども・若者たちの居場所ということで、そういった施設があります。（自治体4-F）
		放課後子供教室事業を毎日実施	全小学校の中に、ほぼ学童クラブに近い時間帯で、毎日専門のスタッフを設けている（自治体4-F）
		ガビレーションの居場所の中で困難家庭に支援している	困難を抱えるご家庭については、例えば配食のサービスがあったりとか、送迎であったりとか、そういう子たちの居場所であったりという機能も持っていると。むしろ運営している***（事業者）としては、そっちの方がメインでやっているところではあるのですが、それを前面に押し出してしまうと、なかなか難しいところがあるので、結局は子どもの誰でも来られる居場所ということで、今、運営している状況になっています。（自治体4-F）
		別の事業（地域こどもの生活支援強化事業等）で実施	国の方の補助金で、地域こどもの生活支援強化事業というのがありまして、これも子どもの居場所に対する補助事業になるんですけども、***（事業者）については、こちらの方の事業が、使い勝手極めていいだろうということで、今、検討になっています。（自治体4-F）
		児童育成支援拠点事業には共感する	国の方から示されているガイドラインとかも拝見しまして、非常に目的としては、すごい共感できるという理解できるところがある事業で、***（自治体）としても積極的にやっていきたいなという気持ちはあるんですけども。（自治体4-F）
自治体として重視していること	自治体として重視していること	こども計画の中に居場所づくりを加えている	今回のこども計画の中で、居場所づくりということで盛り込んで、今後、本格的に取り組んでいくということになりますけれども（自治体4-F）
		子ども・子育て支援事業計画を意識	こども家庭庁からも、子ども・子育て支援事業計画の中で、児童育成支援拠点事業について必要性なりを計画立てして努めていくこととしており、そういった関係もありますので、***（自治体）としても何らかの形で継続の努力をしていければと捉えています。（自治体4-G）
		事業継続に向け自治体も協力する予定	今後、（事業所名）が事業継続に向けて考えていらっしゃるということで、第3の居場所を立ち上げる当初から、***（自治体）としても何らかの協力はしていくという話をさせていただいておりますので（自治体4-G）
事業についての検討	事業についての検討	現行の事業でカバーできている	この事業、必要だということはありつつも、今の***（自治体名）の体制でも、ある程度対応できているところもあるのかなというのがあります。（自治体4-F）
		児童育成支援拠点事業に既存の取り組みをスライドさせたい	新たにそれ（事業）を立ち上げて、***（自治体）の方で何らか、全くないものからゼロからつくり上げるというのは、なかなか難しいなという状況の中、既存の今やっている民間の活動ですか、あと、児童館とか、そういった現状のものをうまくスライドできないかなということは、一つ思っているところではあるんです。（自治体4-F）
		別事業で類似事業を実施している	養育困難な家庭向けということで、厚生労働省で生活困窮者就労準備支援事業等補助金というのがありまして、そこで子どもの学習・生活支援事業の補助金というのがあったり、ひきこもり支援推進事業というのがあります。それ以外に、同じく厚生労働省の方で、ひとり親家庭等生活向上事業というのがありまして、こちらについても、子どもの生活・学習支援事業というメニューがあるんです。（自治体4-F）
		困難を有する子ども・若者の居場所での事業実施を検討した	子ども・若者支援事業***（名称）というのがあって、（略）ここでも何かできないかなというふうには考えてみました。（自治体4-F）
		児童館での実施を断念した理由	ここまで（すべての児童館で）支援、サービスというのを広げる必要があるのかどうかという観点で、児童館においては断念したというのが1点ございます。（自治体4-F）

事業実施	児童館の福祉機能は強化したい子ども目線で馴染むのか	われわれとしても（児童館の）福祉機能は強化していきたいんですけども、じゃあ、この支援拠点事業というのが、子どもたちの目線でなじむかどうか。そういう目線になってくると、やっぱり児童館の中ではやりづらいと。（自治体4-F）
	児童館に来る子どもは子ども同士で遊びたい思いが強い	（事業が必要とする）専用室に（子どもが）行きたいかどうかという、やっぱり子ども同士で遊びたかったりするんで、児童館に関しては、他の子どもたちもいっぱいいるからということもあるんですけども、多分、専用室じゃなくて、みんなとの交わりを大事にするんじゃないかなろうかと。（自治体4-F）
	学童クラブの需要が強い	児童館の中に学童クラブというのを併設しております。（略）なかなか児童館の需要、学童クラブの需要というのが強く、専用室を設けるというのが、なかなか困難であるというがあります（自治体4-F）
	児童館での事業実施を検討した	1つは、児童館でそれができないかどうか。この拠点事業の要綱とかを見ますと、一つ、児童館でやってみてはどうかというような提案がなされているものもあるかと思いますので（自治体4-F）
	日本財団助成を受けている事業者と検討した	実際、具体的に***（自治体名）の方でも1件検討した事例というのがあるんですけども、具体的には、***（自治体）内の1個、居場所事業をやっているところが、こういった困難を抱えるようなご家庭に対する支援とかもやっていて、内容としては、かなりこの児童育成支援拠点事業に近いものがある。（自治体4-F）
事業実施によるデメリット	事業についてニーズ調査を実施しづらい	子ども・子育て支援事業計画第3期ということで、令和7年度から始まりますけれども、こちらも量の見込み、どれぐらい需要があって、どういう計画を立てますかという見込みを立てる、児童育成支援拠点事業についても、見込みを立てる内容にはなっているんですけども、（本事業は）なかなかニーズ調査とかで、量を見込むようなものでもないで（自治体4-F）
	1事業者が支援できる人数に限られる	1事業所に対してそれほど多くの人数を抱えて対応していただくことは難しいだろうとは思っています。（自治体4-G）
	財源確保に苦勞する	当然、財政的な面もあります（自治体4-G）
	専門性の高い職員の確保	支援する職員。単純に教員免許を持っているからやってくださいということでもないですし、運営的な部分から言うと、それなりの実績を積んだ団体さんがベストになるだろうなど。（自治体4-G）
	事業担当部署の決定に苦慮する	要対協所管の部署と児童センター所管課が異なるため（自治体4-H）（紙面回答）
事業実施によるメリット	支援対象者が限られる	うちの子も面倒を見てほしいのという世帯があったとしても、抱えている課題等々を比較したときに、判断していかないとならないので。それなりに困難な度合いが高い世帯になると、そういった意味では、不満も出てくるのかなとは思っておりますが、これはやはり単純な比較もできません。（自治体4-G）
	努力義務の事業であるため継続的支援に繋がりやすい	単年度主義での予算確保、事業展開というのが、やはり役所だと縛られてしまうという中で、児童福祉法上の努力義務の事業としての位置付けの方が、継続的な支援という意味では、***（自治体）としても非常にやりやすい展開になる（自治体4-F）
	日常的関わりを持ちながら社会に戻す方策を考えられる	やはり困難な何かしらの課題を抱えている世帯にとっては、メリットが大きいかと考えます。今、現状、児童育成支援拠点事業でないもので対応している世帯も多くあるとは思いますが、やっぱり日常的に関わりを持って、生活の改善を含め児童の社会的適応力を高めながら、学校に戻すというよりは、社会に戻す方策を考えていただいている部分が大きいかなとは思っています。（自治体4-G）
	ハイリスク家庭・子どもへの支援の充実が可能になる	ハイリスク家庭・子どもへの支援の充実が可能になる（自治体4-H）（紙面回答）
	併設するボビュレーションの居場所でもアプローチできる	この施設（居場所）自体が一定程度フリーに入浴ができる施設になっていますので、（児童育成支援拠点事業を）利用できないからといって全く話も聞けませんでとか、（略）そういった状況にはならないとは、われわれも思っています。（自治体4-G）
国への要望	事業利用前の体験の機会の必要性	支援が必要な家庭程、必要な支援を拒否することが多いことから、児童にまずは体験してもらって、そこから支援につなげる方法もあればと思います。（自治体4-H）（紙面回答）
	自治体に対する国の予算補助という考え方	今回（の事業）は***（自治体）が直営でやったりとか、委託というのが対象になっているかと思うんですけども、***（自治体）がそういった団体に補助を出しているものについての（国の）補助。これ、結構ハードルが高かったり、その場合は、直接国がやっちゃうケースも多いかと思うんですけども、そういったものがあると、実際に支援している団体さんというのは、本当に助かるんじゃないかなと。（自治体4-F）

事業における今後の課題	スティグマの問題	ちょっとネックになっているのが、児童育成支援拠点事業というのは、困難を抱える子どもたちの居場所というところで、そこに焦点を当てている、そこにターゲットを絞っているという形なので、逆にそういう子たちが、この事業をやることで来づらくなってしまうんじゃないかと、その施設に通うことで、例えばはたから見たとときに、偏見を持たれてしまうんじゃないか（自治体4-F）
	要件が厳しい	要件の厳しさ等もありまして、そこまでなかなか行き着かないというのが現状ではあります。（自治体4-F）
事業内容に関する課題	保護者からの申請が必要	保護者からの申請に基づき行政が決定した児童が利用する事業となっているため、中には保護者からの理解が得られなかったり、行政との関りを拒否されることも想定される。（自治体4-H） （紙面回答）
	定員設定数（おおむね20人）が多い	「おおむね」とは付いているんですけども、20人という、その辺の定員設定も一つネック（自治体4-F）
	開所時間（午前中の開所）要件が厳しい	学校が休みの日については、原則8時間開けないよということで、放課後だけでなく午前中から、午前中は必須ですよというように、ガイドラインにも示されている。（自治体4-F）

【自治体の認識】については、【自治体の現状】として、子育て世代が多いが出生数は減少傾向にあること、自治体や民間の取り組みにより、地域内にこども食堂や中高生の居場所が増えていること、児童育成支援拠点事業以外の別の事業での居場所実施があることが語られた。【自治体として重視していること】として、事業実施には至っていないが、児童育成支援拠点事業の目的自体には共感しており、こども計画の中にも居場所づくりを計画立てていることが語られた。

【事業実施】については、いずれの自治体も児童育成支援拠点事業の実施について具体的に検討したのちに、現時点での実施はできていないという状況であった【事業についての検討】。具体的には、日本財団助成を受けている事業者との事業実施や、児童館や困難を有する子ども・若者の居場所での事業実施を検討したが、児童館においては、「ここまで（すべての児童館で）支援、サービスというのを広げる必要があるのかどうかという観点で、児童館においては断念したというのが1点ございます。」、「（事業が必要とする）専用室に（子どもが）行きたいかどうかということ、やっぱり子ども同士で遊びたかったりするんで、児童館に関しては、他の子どもたちもいっぱいいるからということもあるんですけども、多分、専用室じゃなくて、みんなとの交わりを大事にするんじゃないかならうかと。」といった語りに見られるように、児童館の持つ性質や利用対象とする児童と、本事業が馴染まないという理由から、実施が見送られていた《児童館での事業実施を検討した》《児童館に来る子どもは子ども同士で遊びたい思いが強い》《児童館の福祉機能は強化したが子ども目線で馴染むのか》《児童館での実施を断念した理由》。また、現行の事業で児童育成支援拠点事業の対象となる児童をある程度カバーできているということも事業実施に至らない理由として挙げられていた《現行の事業でカバーできている》《別事業で類似事業を実施している》。日本財団の「第三の居場所」の取り組みについては、自治体は高く評価しており、居場所が継続できるように協力する予定であることが語られた《（日本財団の居場所）事業継続に向け自治体も協力する予定》。また、児童育成支

援拠点事業についても、既存の活動から移行する形での実施を引き続き検討していく予定であることが語られた《児童育成支援拠点事業に既存の取り組みをスライドさせたい》。

【事業実施によるデメリット】【事業実施によるメリット】については、児童育成支援拠点事業を実施した場合の想定で意見を聴取した。【事業実施によるデメリット】は、財源確保、専門性の高い職員の確保、担当部署の決定、1事業者が支援できる人数に限られる、という事業実施に関する事項のほか、事業についてニーズ調査を実施しづらいことが挙げられた。「児童育成支援拠点事業についても、見込みを立てる内容にはなっているんですけども、（本事業は）なかなかニーズ調査とかで、量を見込むようなものでもないの」という語りに見られるように、他事業と違い見込み量を立てる際のニーズ調査を実施しづらいという語りが見られた。【事業実施によるメリット】は、ハイリスク家庭・子どもへの支援の充実が可能になる、ポピュレーションの居場所を併設することでハイリスクの対象に支援が届きやすい、子どもや家庭と日常的関わりを持ちながら社会に戻す方策を考えられる、といったメリットのほか、努力義務の事業であるため継続的支援に繋がりやすいことが挙げられた。「児童福祉法上の努力義務の事業としての位置付けの方が、継続的な支援という意味では、***（自治体）としても非常にやりやすい展開になる」という語りに見られるように、他事業と違い、児童育成支援拠点事業は努力義務が課せられていることで、事業の継続性が期待できるという語りが見られた。

{事業における今後の課題}については、【国への要望】として、事業利用前の体験の機会の必要性、自治体に対する国の予算補助という考え方の適用、すなわち、民間による柔軟で包摂的な運用を必要以上に妨げずに支援する必要性が挙げられた。一方、【事業内容に関する課題】としては、スティグマの問題、保護者からの申請がなければ支援を開始できないこと、要件の厳しさが挙げられた。要件の厳しさは、具体的には、《定員設定数（おおむね20人）が多い》ことや《開所時間（午前中の開所）要件が厳しい》ことが挙げられていた。

・パターン3の事業者の語り

パターン3の事業者の語りからは、12のコアカテゴリー、31のカテゴリー、158のコードが抽出された(表8)。

表8. パターン3の事業者の語り			
{コアカテゴリ}	{カテゴリ}	{コード}	{語りの例}
送迎	負担を減らすための工夫	最寄り駅までは送迎する	封団さんで買っていたいた車で駅までお迎えに行って、電車で来る組を車に乗せてこちらまで連れて来るというのはやっています。(事業者5-I)
		ニーズに応じて送迎する	ニーズに応じて検討して、送迎を付けるという形にしています。みんながみんなというわけではないですね。(事業者4-G)
		設計の段階から温かみにこだわる	2階建ての本当におうち、マイホームのようなサイズ感で、居場所としても温かみのあるようにということで、設計の段階からいろいろこだわってはきています。(事業者3-D)
		テレビを置く	今は本当にここが広くなって、テレビもあるから、この間はみんなでここで、バーディーブランのときに、ディズニーチャンネルとか、いろいろ見るとか、推し活とかでBTSを見るとか(事業者5-H)
建物(居場所)づくり	安心できる居場所を作る工夫	角とすみっこがあり個人のスペースが確保される	ちょっと仕切られてはいないし、ドアもないんだけど、いろんな角と隅っこがあるから、私たちからすると死角が多くて、子どもがどこにいて、何をしているか分かんないみたいなの、そういう場所なんですけど、その代わり、先ほども話しましたが、隅っこに持って行って、ちょっとバリアアワーを放つと、そこがその子だけのスペースになりやすいみたいなの。(事業者4-F)
		「だらっと」できる場所にする	そうですね。だらっとしに。(事業者4-F)
		広い面積を確保する	畳にして8畳の部屋と10畳のフローリングがある感じなので、18畳ぐらいですかね。(事業者4-E)
		体験プログラムを実施できる部屋を用意	われわれは体験というのも大事にしているので、週に1回はさまざまな体験プログラムもこのプレイルームや、時々1階の食堂でやったりしています。(事業者3-D)
		目的に応じて部屋を使い分ける	3階建てなのですけども、2階と1階の間中2階があって、そこを元々勉強用のエリアにしてあるので、そこは勉強する子しか入れないとして、そこで勉強しています。(事業者5-I)
		法人の土地を活用	第三の居場所事業の申請のときに、建物を建てる補助まで全部出していたので、この土地自体は元々*** (法人名) の駐車場だったところを、日本財団さんの決まりで、自分たちの法人が持っている土地か、自治体が持っている土地でないと、そもそも申請ができないという条件が多分あって。(事業者5-I)
		自治体の空き店舗利用の補助金を活用	*** (自治体) から、空き店舗利用の補助金をもらったもので、それで、それを使って、あそこのお店をリフォームして、それできれいにしたのが、実は10年前のお話なんです。(事業者5-H)
		地域の空き店舗を活用	やっぱり集いの場って必要だよなと思って、空き店舗を探して、*** (事業者名) を、この全然*** (地名) じゃない仲間と、空き店舗利用の補助金をつかっていくという形になったわけ。(事業者5-H)
		公共施設の建物を活用	*** (地名) の公共施設初となる共生型の地域福祉拠点ということになります。(事業者4-G)
		不動産事務所だった場所を活用	もともとがそういう工務店っていうことで、木をふんだんに使った、鉄筋のビルなんですけれども、木をすごくコンセプトにした不動産屋さんだったので(事業者4-F)
食事	日常の食事の工夫	児童センターの建物を活用	実はこちらは児童センターの中にある子ども第三の居場所として(事業者4-E)
		必要に応じて食事を提供	(食事の時間は) 決まっていないんです。おなかがいいたら、食べている。(事業者5-H)
		月1回カレーライスを提供	月に1回はカレーライスを食べて、こういうチラシもちゃんと持って行って、小学校に配布してもらって、大人もカレーは300円、子ども100円。(事業者5-H)
		おむすびを無料で提供	食べ物も、子どもはおむすびは無料、子ども唐揚げ丼は100円とか(事業者5-H)
		畑で育てた野菜を使う	うちは畑の野菜が結構採れるので、そういうところを十分活用しながらやっています。(事業者4-G)
		家庭料理を提供	家庭料理がなかなか食べられないという。お惣菜だったりとか、あとはお弁当とかをばばば食べて、そういうのはもういいんだみたいな。生野菜のおたしみたいなのをすごく喜んでいたりとか、煮物を出すと喜ぶとか。そんな感じで、手作りの料理というか、家庭料理というんですかね、そういうものをすごく喜んでくれる子たちなので(事業者4-G)
		地域や企業からの寄付の食材を夕食に活用	あとは地域の方や企業さんからご支援をいただくこともかなり増えてきているので、そういった日用品とか物品、食材なんかはお弁当にも使わせていただくのですけれども(事業者3-D)
		夕食はお弁当を配布	必ず食事の提供、お夕飯の提供をするのですが、今はお弁当の配布になっています。(事業者3-D)
		家に帰りたい子ども	本当は初め、学校で預かっていただいた。先生たちが大変だから、ここができたから、「うちで預かりますよ」って言って、預かるようになりましたけどね。(事業者5-H)

対象者	小学生から高校生までの子どもが利用	大体、今お願しているのは、小学校に上がったから、お友達同士で来てねって。保育園とお姉ちゃんが1年生になると、ちょっと危ないから、「小学生からだよ」ということは置っていたりしています。（事業者5-H）
	学童を辞めた子ども	学童をやめた子たちで放課後の遊び方が気になるという子たちも連絡をもらって、うちに来たらこういう対応をしてくださいと（事業者4-E）
	学校適応が難しい子ども（教室での離席、授業妨害）	教室で座れない子であったり、教室を荒らすという授業妨害する子たちは、学校と親御さんと***（事業者名）で相談をして、授業時間の中の1時間をここで勉強というのもやってみたり。（事業者4-E）
	小学生から中学生までの子どもが利用	半分为中学生、半分为小学生という形になりますが、中学3年生が3名いますので、このままだけは中学生の方が多くなるという形になっています。（事業者4-G）
	潜在的にニーズを抱えている子ども	結構そういう潜在的なニーズがある子たちだったなということで、3年たってみたらこの子たち全員がサポートが必要だったねということが分かっています。（事業者4-E）
	居場所利用を希望した子ども	子どもたちの方から「もっと遊びたいから、***（居場所名）に入りたい」と手が挙がって、登録したいということでお母さんを引っ張ってくる感じで始まっている子が多いので、すぐ（定員が）埋まりました。（事業者4-E）
	不登校やひきこもりの子ども	ただ弱から弱っているので、学校に行けない子が圧倒的に来る子が多いというのはあります。なので、ほぼ9割が学校に行けない子が利用していて。（事業者5-I）
	メインターゲットは小学生	最初からメインターゲットを小学校低学年に設定していますので、順調に、最初から利用してくれている子が、2年生だった子が4年生に今なっていて、成長を感じられるという感覚も、今年は多く感じているのですけれども。（事業者3-D）
	未就学児から高校生までの子どもが利用	当初は小学1年生から高校3年生までだったのですけれども、ここはやっていく中で未就学の子、小学校に入っていないと利用できないというのが、そこでもちょっと不具合が出てきたので、未就学の子でも登録はさせていただいています。今は3歳の子が一番下です。（事業者3-D）
	外国籍の子ども	あと外国籍の子も1人いて、文化とか言葉が違うことでいろいろ大変だといううち。（事業者3-D）
対象となる親や家庭	発達の違いや障害のある子ども	診断が付いている子も7割、8割くらいで。まだ未だばかりで、そこまでつなげられていないけれども、「あるね」という子が2割という感じなので。私たちから見ると10割ですかね。（事業者5-I）
	虐待を受けている可能性のある子ども	結構通常だと思っていた子が、よくよく関わってみると実は虐待を受けていたりとか。（事業者4-E）
	要対協の家庭	実際にうちを使っている子も、生保の子もいれば、不登校で、発達障害で、例えば家庭が要対協で虐待案件だったりする子もいるし。（事業者5-I）
	潜在的にニーズを抱えている保護者	もちろん親御さんとの関わりだと、いつも遊びに来ているので、だんだん顔なじみになって、「うちの子はすごく騒ぐって言われて、支援員に行った方がいいのか、どうすればいいのか」って言って、そういう相談もあるわけ。（事業者5-H）
	保護者が精神疾患を抱えている	保護者の方の課題はあるのかなと。みんながみんなそうではないですけれども、ある場合はあるかなと思っていて。そういった疾患を持たれている方もいらっしゃいますし。（事業者4-G）
	多子世帯	4人以上を多子家庭としてサポートが必要という規定でやっているんですけど、受け入れたときは3人きょうだいだったのに、ふたを開けてみたら4人目が生まれて多子世帯になったりとか、4人いた子が5人になったりとか（事業者4-E）
	ひとり親家庭	シングルマザー、シングルファザーさん。（事業者3-D）
	経済的に困難を抱えている家庭	経済的な問題とか（事業者4-G）
	親が共働きで夕方に子どもが1人になる家庭	共働きの世帯で、夕方に子どもが1人になってしまったり、個食、ご飯が1人になってしまうというご家庭を最初は募集していました（事業者3-D）
	保護者のために「大人の居場所」を作り、悩みを共有する	保護者会というところと硬くなってしまうのですが、大人の居場所というものを実は勝手につくっていて。悩み事とか、やはり発達の遅れで悩まれている親御さんとかもいらっしゃるで、そういうところ。その他、おうちの事情とかで、気軽に相談できたり、愚痴るだけでもいいというスタンスで、ふわっとした枠組みはつくっています。（事業者3-D）
イベントの開催	堅苦しくない保護者の居場所を作る	こちらも意図的にコミュニケーション会みたいな形で、「親御さんもどうぞ」みたいなイベントを幾つかやったりしていて、それに來てくれたこともありますし。（事業者4-E）
	保護者が参加しやすいイベントを開催する	親御さんが、保護者の方がこちらにイベントとかで來られて、人間関係がつくれて、そこであちの職員の方が「ちょっと実は」みたいなところで相談に乗ったりとか（事業者4-G）

保護者とのかわり	面接の実施	利用開始前に面接を実施	うちはオープン型ではなくてクローズドの方なので、まず面談に来ていただいております。状況も聞いて、ちゃんと登録をしております。利用してもらっているという感じです。（事業者5-I）
		定期的に面接を実施する	定期的に会う子については面談があって、その面談というのが児童センターの子であまりなかったことで、保護者の背景がすぐく見えましたし（事業者4-E）
	送迎時の関わり	送迎時に保護者と話す	迎えに来てくれて、そこで当日のお子さんの様子なんかは小まめにお伝えはしているのですけれども。（事業者3-D）
		未就学児は保護者が送迎する	あと未就学の小さい子とか、結構広域で、隣の***（自治体）からも来てくれたりという子は、親御さんの送迎で来ていただく。（事業者3-D）
		保護者にお迎えをお願いする	迎えは、うちは必ずお迎えをお願いしているので、歩いて子どもだけで帰らせるのは避けるようにしています。（事業者3-D）
	保護者への支援に関する工夫	保護者の背景に関心を持つ	すごいお母さんに至っては、チャネルのかばんを持って、無料のハンバーガーを取りに来たり。（でも）いいじゃん別に。（事業者5-H）
		連絡手段はLINEを活用	法人のスマホでLINEを使って送ります。（事業者4-G）
		保護者を必要な支援に繋ぐ	あと関係機関とのパイプ役というか、「こういった悩みがあるんだけど……」ということであれば、しかるべきところに相談したりだとか。（事業者4-G）
		親子の喧嘩を仲裁する	親子で話をするところに僕が入ったりして。そこで、話を整理したりすることはあります。（事業者4-G）
		子どもの同意を得てから保護者に会う	基本は子どもですかね。親御さんに会うときも、子どもに了解を取ってから会いました。すごい長考だよな。1時間以上考えて、やっと「はい」って、「親に会っていいよ」って（事業者4-F）
		さりげなく居場所へ招き入れる	中へ入らない親御さんが結構いたんですけど、迎えに来て、ドアのところまで待っていたり、車で待っていたりとかするんですけど、「どうぞそ中に入ってください」って言うことで、ご案内をして、なるべくその親と子で話せるように。（事業者4-F）
		子どものいいところを見つけて伝える	寄り添うということなので、悪さをしたら親にということではなくて、うちの職員がすごくいいのは、いいを見つけて報告している。そうすると親御さんは悪い気がしない。そうすることで多分距離感も縮まっていったというのはあるんじゃないかなと思うのと。（事業者4-E）
		「支援されている」と思わせない支援を提供する	本当に親御さんは支援されていると思っていないんです。子どもたちが勝手になし崩し的に連れて来たので、なんで私たちがここに来ているんだろうみたいな感じで。【お母さん、ごめんないね、居場所に入らなったら定期的に面談が必要で】みたいな感じの説明で、「あ、そうなんだ」ぐらいの感じで来ていたもので、母たちは支援されていると思っていないかもしれない。（事業者4-E）
広報	積極的な広報の制限	不特定多数の眼に触れる広報はしない	不特定多数の方がバツと見られるようにするのではなくて、そこにはジレンマがあって。（略）例えばSNSとかやれば人が集まるだろうけれども、本当に届けたい人に届くのかと。料金も安く、例えばきれいで食事も出て、便利だみたいなことは、僕らが本当に出会いたい方とちょっと違うかなという。（事業者4-G）
		チラシ・パンフレットを活用した広報	とにかく皆さんに知ってもらうために、この『***（事業者名）通信』とかいうのは、毎月毎月、欠かさずに発行して、折り込みチラシもしているんだけど（事業者5-H）
	インターネットを活用した広報	インターネットを活用する	始めた当初と1年目はほとんど口コミがインスタを見ましたというのが多かったのですけれども。（事業者5-I）
		ICTの活用	ディスレクシアの子に紙とペンでというのは難しいので、iPadを使ったりとか。（事業者5-I）
	学習方法を工夫する	子どもの学習進度にあった教材を用意する	取りあえず低学年のプリントから渡してみても、これはできるんだ、ではこれは、みたいな形でやって進めていることが多いです。（事業者5-I）
		子どもの理解度を重視した学習支援をする	まずどこまでできるのかをこちらが把握したいなというのもあった。例えば3年生だけれども1年生の漢字が全然書けないとか。3年生だから3年生の勉強をさせても、それ以前にどこまでできていて、どこまでできていないのかを把握した状態で、保護者の方と、ではどうやってやっていくかとか、学校と、どういふうにこの子は勉強を進めていけば、というところだと思うので。（事業者5-I）
		年齢に応じて学習時間を調整する	ただ子どもによって、もう長く来ていて、次は6年生になる、その次は中学生になるという子もいるので、個々に面談をして勉強の時間を増やしている子とかもいるので、そういう子は午前中に勉強をしていたりとか、それぞれのタイムスケジュールがある子もいます。（事業者5-I）
		30分の学習時間を設ける	その後に30分の勉強の時間を設けていて、いろいろな特性がある子がいるので、やり方は本当に自分の好きなやり方でいいよというので、こちらで決めている勉強の時間は30分だけにしていて。残りはまた自由時間という形にして。（事業者5-I）

学習・体験	遊びの中に教育的意味を作る	児童センターに来る子どもたちは遊びを求めて来るので、座卓とかがバーンとあると遊げていくんです。ばれないように、遊びだよねというがわにして、中身は実は深い教育的意味があるよというのを頑張って作っていったらなとやっています。（事業者4-E）
	ソーシャルスキル・ライフスキルの学習	ライフスキルとか、ソーシャルスキル、多分勉強と同じくらい熱量を入れないと、大人になるときに困ることだと思っているので。（事業者5-I）
	自分の気持ちをアウトプットする体験	そこで自分の言葉で気持ちをアウトプットする練習とかもしています。何でもいいのですけれども、今日はご飯は何を食べたとかで発言をするとか、自分のことを話す練習も朝の会で時間を設けていて。（事業者5-I）
	調理・食育体験	（栄養士が）栄養について勉強しながら、栄養カラフルバイキングというのをやってくださって、地域の栄養士さんにバランスの良い食事について、栄養素、たんぱく質とか炭水化物とか、野菜の大切さとかをお話しいたいて、自分オリジナルのお弁当を作るなんていう体験をやったり。（事業者3-D）
体験の機会の提供	飛行機に乗る	子どもたちはすぐ自信を持って、初めて飛行機に乗った子とかもいて、***（地名）に連れて行ったのに、飛行機から見た景色の絵日記を書いているんです。それに一番感動したみたいで。面白いなと思いがち。（事業者4-E）
	遠足	この人数だったら（職員の数）は2人くらいでいけるだろうというところに、3人、4人付けて行きますし。チョロチョロするんですけど、だんだん回を重ねるごとに慣れてきて、低学年の面倒を見たりとかしている姿もあったので、やっぱり体験って大事だなと思っています。（事業者4-E）
	職業体験	例えばバティッシュになりたいという子が今うちに4人いるんです。その子たちの夢をできるだけリアルにあげたいということで、地域のケーキ屋さんにお邪魔して実際にケーキ作りをしたりとか、カフェ店員になりたいという子はスターバックスにお邪魔して体験をさせていただいたり。あとはおまわりさん、警察官になりたいという子も交番にお出かけさせてもらって、おまわりさんから直接話を聞いたりなんていう（事業者3-D）
	自然体験	あとは自然体験。うちはまき割りをするとかやっているのですけれども、子どもたちもまき割りをしたり、それを燃やして、たき火をしたり、バーベキューをしたりというのもやっていたりとか。（事業者3-D）
活動費を維持する努力	国際交流	国際交流ですね。日本の子どもたちはこうだよ、アフリカの簡単な国の情勢だったとか（事業者3-D）
	木工体験	森林が多くて、木材の活用というところで、木工の体験はよくやっているかな。（事業者3-D）
	自治体の別の事業の委託を受ける	1年間そちら（地域こどもの生活支援強化事業）でできるということで役所さんから言われたので、よろしくお願ひしますという話をしている形です。（事業者4-E）
	別の助成金を活用	その後に、財団のお金が今なくなっただけでも、今度は赤い羽根共同募金からお金をいただいたりとかするご縁があったりして。（事業者5-H）
	収益事業として飲食店を運営	普段、平日の昼間は、大人でも子どもでも一般の方向けの茶屋で。子ども第三の居場所を持続可能にしていけるための収益事業（事業者3-D）
	自治体独自の基金・補助金の活用を検討	財団さんと自治体にいろいろ相談したりしていたところ、自治体の方が、***（自治体名）の方で、「***（都道府県名）の（事業）があるよ」ということで、***（都道府県名）の***（事業名）っていう、「これでできるんじゃないの？」っていうことで、自治体の方からの提案での助成金です。私たちが申請するのではなく、自治体が申請をやっていう、そういう助成金になります。（事業者4-F）
	収益事業を実施して活動費を得る	そういうのでは、あんまり「これをやっていたけど、今度これができなくなったから」って、今のところないですね。継続してちゃんと。（事業者5-H）
	企業とコラボして商品を販売し活動費を得る	企業さんとコラボをしたりして、商品展開をしています。その販売収益を子どもたちにも充てる（事業者3-D）
	自治体と事業に関する協議を実施	私たちも、要対協ケースの児童もいましたし、ずっと見守ってきたいということもあって、児童育成支援拠点事業も視野に入れて、役所にも提案を続けていたんですけども、やっぱりちょっとハードルが高かったのが幾つかあって、一つ目が（利用の際に利用者と）役所の面談が入るというのがすごくハードルかなと、私としては思っています。（事業者4-E）
	自治体職員に視察に来てもらう	その後も、年に何回かは来ていただいたりという、見に来ていただくということはありません。（事業者3-D）

事業を理解してもらうことの難しさ	不登校の子どもが抱える困難への関心が薄い	今、不登校の問題って学校に行けていないという問題しかみんな見えていないと思うのだけれども、その裏がすごいことになっているよというのは、もうちょっと分かってもらえたらいいなと思います。（事業者5-I）
	国の予算が年度を超えて継続されるという保証がない	国の方で出すよって言っていて、来年もの話が書いていないから、来年ないかもしれない。（事業者4-F）
	自治体に別の類似事業がある	もう一つは、***（地名）には既に別の予算で、***（事業名）というのを既にやられていまして、***（自治体名）にも1拠点あるんですね。おそらくそこそバツティングするないうのもあったんですけど（事業者4-E）
	自治体は児童育成支援拠点事業に対する関心が薄い	なかなか関心というのは薄いのかなというところで、何回か、3回くらい、協議はさせていただいたのだけれども、この事業を***（事業者名）の都合で来年度からというのは難しいのかなと。（事業者3-D）
	自治体担当者にはあっても予算獲得が難しい	行政の中で新しいことをやるというのがかなり難しそうだなとは思いますが、新たに予算を獲得しなくてはいけない部分もあるでしょうし。（事業者3-D）
	自治体との温度差を感じる	（自治体に）直接お話しに行くのですがそれでも、その思い、パッションが、われわれとはちょっと違うかなという。理解を示しつつも、実際に子どもたちを見てはいるわれわれと、やはりちょっと温度差があるのかなという気はします。（事業者3-D）
	視察のみでは子どもの実態は伝わらない	1回視察しただけで、われわれの現場の思いとか、子どもたちの実情とかを網羅できるかといったら、決してそんなことはないと思うので。（事業者3-D）
	対象年齢以外の子どもへの支援が難しくなる	行政の人はどうしても早急に対応が必要な子が優先順位が高いですと、ばんと言ってくるのですが、それはそれで、受け入れないわけではないのですが、なぜその前に誰も、ここまで放置してしまったのかとなるので。未然に防ぐところを大事にしている私たちからすると、そこの優先順位が低くなってしまうのはちょっとデメリットにはなるかなというのもある。（事業者5-I）
	エリアを跨いだ利用ができなくなる	例えばここは基本的には朝の時間が開いているよ、隣の区は夜やっているよ、みたいな感じで、区をまたげば利用できる子もいると思うのに。（事業者5-I）
	1事業所が担当できるケースに限られる	1事業所に対してそれほど多くの人数を抱えて対応していただくことは難しいだろうなとは思っています。（事業者4-G）
事業実施によるデメリット	現行の居場所の活動が事業の助成対象とならない	参加したくない人はしなくてよくて、お茶を飲んで、赤ちゃんを抱っこして帰るとか、そんな場を月に1回やっております。それも来年継続したいと思っています。それにはお金が出ないんです。（事業者4-F）
	自治体と利用者の面談が必須になる	やっぱり、***（自治体）での面談というのは、課題を抱える家庭についてはすごくハードルが高いだろうなと思います。（略）ここに入るためには一回役所の別の方と面談をして、決定しないと入れませんとなったときに、きっと、引いてしまう親御さんの方が多いのかなという懸念はありますね。（事業者4-E）
	スペース・対象者を区切ることでよりスティグマが生じやすい	もともと私たち、登録制にすると、やっぱりスティグマが生まれるなっていうのがすごく、「あそこに行くって、こういう子」って。（事業者4-F）
	現行の居場所のあり方が維持できない	あと移管して***（自治体）の事業になったときに、対象を決めるのが私たちなのか自治体なのかによって結構変わってきてしまうので、逆に今利用している子が対象にならない可能性も出てくるので。そこが本当に移管するとなったときの条件と、自分たちのやりたいと思うこと、やるべきだと思っていることと合うのかというのも関係してくるかなとは思っています。（事業者5-I）
	対象者が限定される可能性がある	行政の機関となってしまうと生活保護を受けていなければ駄目ですよとか。生活保護を受けるまでもないのだけれども、子どもたちに思うように欲しいものを買ってあげられないとか、お出かけができないというおうちが本当にたくさんあって。（事業者3-D）
学校等公的機関との連携がしやすい	人件費を捻出できる	活動ももちろんだけれども、社会の中で人の目が入っていない状態の子どもたちとか、本当に家を一歩も出られないような子どもたちもいたりする中で、スタッフのメンタルを保つのも結構な大変なこととて、そこはお給料が安定しているとかもすごく大事だと私は思っています。（事業者5-I）
	職員研修の充実が可能になる	研修とかもより多く受けられるようになるし、そこはすごく、一番大きいかなと思っているのと。（事業者5-I）
	学校等公的機関との連携がしやすい	あと学校とか、行政とかとも、実際に今うちも自治体とかと全然関係ないところからつながってきた子で、実は結構重めの案件だったねというときに、自治体が「誰ですか」みたいな。やはりなかなか共有というか、一緒に考えていってほしいというのが難しかったりするので、事業としてちゃんと周知できるとかなりスムーズに、そういうケース会議もやりやすいですし（事業者5-I）

事業実施によるメリット	団体・活動の認知度が上がる	認知度に伴って、信用・信頼っていうのが大切なので、そこら辺、「国の助成金を受けています」とか、「自治体から助成金を受けています」とかっていうことは、一応「公が活用している事業だよな」「公がやっている事業を、代わりにやっているんだよね」というところが、信用とか信頼、それと認知度にはつながるのかなっていうふうには思っています。（事業書4-F）
	食事の提供ができる	（食事の提供は）調理場もありますし、できると思います。（事業書4-E）
	送迎支援ができる	事業費をいただければ送迎用の方を雇用したりという形が取れるのかなと思うので、できると思うんですけど。今の職員体制だと6人で子どもたちたくさん見てるので、その中の1人を、シフトがあって休んでいる方もいるので、その時間内で送迎となると、今の予算では厳しいですね。ただ、児童育成支援拠点事業の予算規模であれば全然できると思います。（事業書4-E）
	予算額が大きい	安定した予算ができることが一番大きくて。（事業書5-I）資金がとてもし大きかったので助かるというのは正直ありますね。（事業書4-E）
	事業が持続可能になる	持続可能。（現状は）先々の運営費、運営補助だけではまならない部分を法人が出してくださっているような状況なのですけども、その部分がある程度、解消されるかなとは思っているんですけども。（事業書3-D）
	収益事業の実施に割いていたエネルギーを子どもへの対応に向けられる	子ども支援に集中できるというか。どうしても1年目から収益事業もやりながら、どう稼ぐかを考えながら、子どもを見ていくという半々だったのですけれども、もしこれを本当に子どもに集中して、いろいろな資源を子どもたちだけに注入できるのであれば、もったいない居場所になるのだからというのはメリットとしてまずあります（事業書3-D）
学校連携	学校の活動や行事に参加する	地域の学校に入り込んで、コミュニティ協議会とかそういうのも、私たちはやっているし（事業書5-H）
	教員に居場所に来てもらう	先生たちが個人的に、休みの日に来る。（事業書5-H）
	教員と子どもが話せる場を提供する	学校の先生に来ていただいたりとか、そこで学校の先生がここで何か話をしたり。本人（子ども）の了解を得て、そんなこともやっています。（事業書4-G）
	異動があっても変わらない体制を作る	それでもやっぱり学校はトップによって考えが変わったりしますんで、異動があっても何かあっても変わらないようなことができるような体制づくりだけは頑張っていること。異動があるのは、それは仕方がないですね。（事業書4-E）
	異動のない居場所職員だからこそ知っている情報を共有する	私たちはこれまで11年、12年、ここにいるので、子どものきょうだいも全部かるんです。なので、学校よりも案外、たくさん情報じゃなくても、学校よりも細かい情報を私たちが持っている場合があったりするんですね。（事業書4-E）
	SSWと情報共有する	あとは、スクールソーシャルワーカーの方が頻繁に来てくださるので、こういったときはどうしようかとか、そういった相談をすることはできているかなと思います。（事業書4-G）
	学校からの一時的な避難場所として活用する	居場所に通っていた子が疲れちゃって学校に行っていないときに、ちょっと預かってもらえますかということで、お母さんと、保護者の方と連絡を取って、一定期間こっち（居場所）に通ってということもありました。（事業書4-E）
	担任の教員と直接話をする	何か子どもに問題がありそうだなというときには学校の担任の先生ともいろいろお話しもできるので、学校の状態と***（居場所名）での状態を絡み合わせてこの子の状態を見ていくというのは、今もうできているので、私たちもすごくありがたいなと思っています。（事業書4-E）
	子どもの状況を学校と共有する	そうですね。やはり1年目、始まる前から、学校との連携が一番大事かなと思って、情報共有等、こちらの事業報告もさせていただきまずし、利用しているお子さんの状況をお互いに共有させていただくというのは大事にしています。（事業書3-D）
	養護教諭からリファーマーの相談を受ける	養護教諭、保健室の先生からも、こういう子がいるのだけれどもどうしたらいいかね、なんていう相談はいただいたり。（事業書3-D）
学校との連携に苦戦	SSWからリファーマーの相談を受ける	ここ半年前くらいから、地域の教育委員会のスクールソーシャルワーカーさんと数名つながってからは、スクールソーシャルワーカーさん経由が一番多いです。（事業書5-I）
	管理職と情報共有する	小学校が2つと、中学校が1つありますので、その3校は年に1回は事業報告ということで、校長先生、教頭先生にお時間を取っていただいて報告に毎年回っています。（事業書3-D）
	公約機関でないため連携が難しい	***（自治体）が運営しているところではないので、やっぱり連携が難しいところがあるのですけれども、学校さんによっては、定期的に情報交換をしているところはあります。（事業書4-F）

他機関との連携	「行政拒否」の家庭と自治体を繋ぐ	(保護者)は行政は拒否してはいますが、こちらから物資が、食料品やいろいろあるときに連絡すると、うちには取りに来ます。ただ、役所が「いろんなのがあるからどうですか」と言ったときには、要りませんと言って断るので、役所はいったん、何かたくさんあってというときには、*** (居場所名) に渡してくれます。うちからあちら (保護者)に渡すみたいなのができていますね。(事業者4-E)
		やっぱり*役所側のサポートですね。教育委員会と調整、サポートしてもらったりと。そういうところで、そこで見て来ていたでいて。(事業者4-G)
	障害のある子どもを地域のサービスに繋ぐ	
	お医者さんからも障害があると言われた子で、そういう子をサービスにつなぐというか、もっと苦しくないように、こういうサービスがあるよとアドバイスをさせていただくケースはあります。(事業者3-D)	
	地域農家と協力したイベントの開催	
	本当に*** (花の名) 農家さんがいっぱいいたんで、花びらは要らないよね。花びらを染めて、コサージュを作ったり。(事業者5-H)	
	地域の方(お祭りなど)に参加	
	地元の祭りに、焼きそばで出たりとか、取声喫茶。とにかくいろんな形で地域の人にアウトリーチ、周知をするというのを、やめなくていいわけ。(事業者5-H)	
	介護やアロマについて学べる講座の開催	
	お茶を飲みながら針仕事をしたりとか、スタッフにフィナンシャルプランナーもいるんですけど、介護のお勉強をしたりとか、アロマを作ってみたりとか、アロマセラピーの講座をしたりとか、そういったことを月1の講座で、テーマを設けながらなんですけど。(事業者4-F)	
地域連携	貴重なおもちゃで遊べるイベント	
	個人ではなかなか購入できない、高いおもちゃなんかもあって、そのレクチャーができる学芸員さんとか、マスターとかいて、そこを気に入ってくださって、来ていう親子さんと(事業者4-F)	
	子育てひろばを実施	
	子育てひろばというか、親子さんと大人が来ていいよという、そういう時間帯を午前中に設けていまして(事業者4-F)	
	自立後も帰れる場所を提供する	
	児童センターなので、卒業してもずっと遊びに来られる場所という形なので、ずっと見守っていただければいいと思っています。(事業者4-E)	
	関係者会議の実施	
	*** (居場所名) と、小学校が協なものですから小学校、こども園と、近隣の*学童が毎月集まって、子どもたちの情報交換会を、地域ミニ要対協と言っていますけれども、それを10年続けています。(事業者4-E)	
	地域の防災活動の実施	
	地域の防災を10年続けている(事業者4-E)	
職員の配置	日用品とか物品、食料なんかはお弁当にも使わせていただくのですけれども、そういった寄贈品の配布なんかは週3でさせてもらっています。(事業者3-D)	
	地域や企業からの寄付品を対象者に配布	
	地域の字読者といいますが、子ども関係、子ども支援をしている方とか、学校関係、元教育長さんをトップに委員会を構成しています。(事業者3-D)	
	地域の字読者とともに委員会を設置	
	地域の中の大人の方の得意であったり、お仕事であったりというのを(居場所の子どもに)提供していただくというのを大事にしています。(事業者3-D)	
	地域の住民や企業と繋がり活動する	
	この人はもう定年しているから、「お手伝いでいいんだよ」とか、そのなので、うちのスタッフはやっています。(事業者5-H)	
	定年退職した地域住民ボランティアを活用	
	就労継続支援B型の職員	
	就労継続支援のB型ということで、主には館内清掃業務ということでやっていただいているんですが、こちらの方々は、うちの居場所の登録の子どもたちとの交流というところでは非常に力を貸していただいでいて、一緒に遊んだりとか、あとは体を動かしたり(事業者4-G)	
職員のリクルート	自分の子どもを子育てしているときに、子育てサークルに子どもを連れて通っていたんですけども、その講師の方に声をかけていただいで(事業者4-F)	
	子育てサークルの利用者から職員へ	
	***年には指定管理になるというのがあったものですから、いる職員たちで団体を立ち上げたというのがうちの団体です。(事業者4-E)	
	自治体職員で団体を立ち上げ	
専門職のリクルート	福祉系や教育系の大学生ボランティアを活用	
	福祉学部で将来、福祉系の仕事を目標している子とか、あとは先生を目指している子。でもやはり福祉を目指している子が多いですね。(事業者3-D)	
	公認心理師をリクルートする	
	あとは、居場所の方の職員の資格でいうと、保育士、教員、それから社会福祉士、あと公認心理師。(事業者4-F)	
	社会福祉士をリクルートする	
	社会福祉士と精神保健福祉士と、過去には介護福祉士を持っている方、保育士を持っている方もいて。今でいうと、社福と精神ですね。(事業者4-G)	
	保育士をリクルートする	
	一応、基本的に保育士という話。(事業者4-F)	
	児童厚生員をリクルートする	
	*名が*** (事業者名) の児童厚生員の仕事をしています(事業者4-E)	
専門職のリクルート	会計・経理担当者をリクルートする	
	会計・経理の方がいらっやって(事業者4-E)	
専門職のリクルート	元教員・教員免許所有者をリクルートする	
	1人が教員免許を持っている方で、元々特別支援学校の先生もやられていた方です(事業者3-D)	

	入浴施設がない	あと、入浴施設なんですが、うちには入浴施設はないんですが、ここから歩いてでも行けるところに銭湯があって、そこに行ったりだということをやったこともあります。（事業者4-G）
事業の設計に関する課題	駐車場を確保できない	（送迎用の）車を置く駐車場だけでなく、今度、利用者の駐車場も必要になるんです。そうすると、本当に大きな事業になってきます（事業者4-F）
	大きな法人等でないと実施しづらい	（児童育成支援拠点事業の）1から8まである項目の、あの事業をやるとなったら、本当に社会福祉法人だったりとかが、それこそ大きい法人だったり、***（企業名）みたいな、ああいう大きい企業でなければ（事業者4-F）
	加配職員の配置（障害等を有する子どもへの支援に対する）	「これ、加配じゃん」とすぐく思うのですけれども、多分学校とかが加配なのですから、付かないのです。（事業者5-I）
職員配置に関する課題	常勤職員を置けない	50名ちょっとスタッフはいるんですけども、結局、常勤者がいない状態なんです。（事業者4-F）
	職員研修の充実	子どもを支援するのに、支援する側の職員たちは大変です。それなりのスキルもないとやっぱりできないんですね。なので、うちは団体で職員を研修に行かせたりということが出来るからいいんですけれども、やっぱり研修の必要性もあったり。（事業者4-E）
	人件費の確保	人件費もやっぱりしっかり確保していきたいというのが大きいです。というのは、本当にプロバーナで優秀です。優秀な職員たちを、予算がなくなつたので切りますということはしたくないので（事業者4-E）
	複数の困難を抱える子どもへの支援	不登校だけという1個の課題の子の方が少ないのです。（事業者5-I）
事業における今後の課題	「度つぶち」にいる子どもへの支援	「明日田んこかもしれない」という、その辺のところの子たちが、***（屋場所名）には来ている。今、平気でうに見えんだけけど、度つぶちじゃないけど、明日、線の向こう側に行っちゃうような子たち、危ういところっていうのは、結構あるかなっていう。そこで線を引いてしまつて、線の向こう側に行っちゃうと、こっちに渡るのがすごく大変なんです。（事業者4-F）
	分ける支援を行うことへの抵抗	
	子どもを分けて地域で育てたいという思い	（事業により対象を）分けてしまおうという弊害が出ないかなというのがすごく気になっていて。分けていろんな人と関わって、いろんな子どもたちと関わり合いながら、困難を乗り越えていく、成長していくというモデルって、やっぱり必要だと思っていて。分けて、税金が切り分けしやすいというものもあると思うんですけど、分けて地域で育てるというモデルがあってもいいんじゃないかなと思いがきた3年間なので、もうちょっと取り上げていただけたらうれしいなと思います。（事業者4-E）
保護者の被支援に対する抵抗	保護者が居場所での支援を拒否することがある	やっぱり余計なお世話だって。「こんなのやって、してもらわなくていい」とか、「うちの子どもに何を言っただ」とか言って、（保護者から）怒られるときもある。それは気を付けなきゃいけないと思った点ですね。（事業者5-H）
	保護者の被支援に対する抵抗	
	保護者が自治体とつながることに葛藤する	「やかましいわ」とか、「そんなに物言えるようなんじゃないわ」みたいな、分かんないけど、そういうのって難しいよね。やっぱりそういうものもあるから、（民生委員が訪問すると）「役場の人がうちに来た」とか言って、本当に難しいよね。だから、おせっかい、親切の線引って何だろうというようなこととか、いっぱいありますよね。（事業者5-H）

なお、パターン3の事業者は、児童育成支援拠点事業を実施していないため、送迎、建物（居場所）づくり、食事、対象者、保護者とのかかわり、広報、学習・体験、学校連携、地域連携、職員の配置については、日本財団助成により実施している事業について、現状を尋ねた。事業実施、事業における今後の課題については、児童育成支援拠点事業を実施した場合の想定を尋ねた。

{送迎} は、一部の事業者のみが実施していた。保護者や子どものニーズに合わせた送迎をする、事業所の最寄り駅までの送迎をする、等、送迎の負担を減らす工夫がなされていた【負担を減らすための工夫】。

{建物（居場所）づくり} は、法人の土地を活用し建物を立てる、地域の空き店舗を活用しリフォームする、公共施設の建物を活用する、不動産事務所を活用する、児童センターを活用する等、事業者によりさまざまな方法が選択されていた【建物・土地の準備】。子どもが安心できる居場所を作るために、個人のスペースが確保できる場

を作る，広い面積を確保する，温かみにこだわる，といった工夫がされていた【安心できる居場所を作る工夫】。

{食事} は，多くの事業者が提供していた。【日常の食事の工夫】として，おむすびを無料で提供する，畑で育てた野菜を使う，地域や企業からの寄付食材を活用する，お弁当を配布する，といった工夫が見られた。《おむすびを無料で提供》《畑で育てた野菜を使う》《地域や企業からの寄付の食材を夕食に活用》《夕食はお弁当を配布》。また，以前は食事を提供していたが，予算の都合で提供できなくなった事業者が1件あった。

{対象者} は，経済的困難を抱えている，要対協，多子世帯，ひとり親家庭のほか，潜在的にニーズを抱えている，保護者が精神疾患を抱えている，保護者が共働きで夕方に子どもが一人になる家庭が居場所を利用していた【対象となる親や家庭】。事業を利用している子どもの多くは不登校で，小学生であった。一部の事業者は，未就学児や中学生，高校生を利用対象としていた。そのほか，外国籍，発達の遅れや障害，虐待を受けている可能性がある，学校適応が難しい，潜在的にニーズを抱えている，学童⁴をやめている，等の特徴が挙げられた。【対象となる子ども】。

{保護者とのかかわり} は，事業者によっては，利用開始前の面接と，利用開始後の定期的な面接が実施されていた【面接の実施】。【送迎時の関わり】を重視している事業者も多く，送迎を実施している場合には，送迎の時間を保護者との日常的な情報共有の場として活用していた。送迎を実施していない場合には，事業者から保護者に事業所までのお迎えを依頼しているケースも見られた《未就学児は保護者が送迎する》《保護者にお迎えをお願いする》。多くの事業者が，子どもだけでなく保護者のための居場所づくりも重視しており，保護者が参加しやすいイベント開催したり，気軽に保護者同士が語り合える場を提供したりしていた《保護者のために「大人の居場所」を作り，悩みを共有する》《堅苦しくない保護者の居場所を作る》《保護者が参加しやすいイベントを開催する》。そのほか，【保護者への支援に関する工夫】として，子どもの同意を得てから保護者に会う，子どものいいところを見つけて伝える，保護者に「支援されている」と思わせない支援を提供する，さりげなく居場所に招き入れるといった工夫が挙げられた。

{広報} は，不特定多数の目に触れる広報はしないという事業者もあったが【積極的な広報の制限】，多くの事業者が広報を実施していた。《定期的にお便りを発行する》などチラシ・パンフレットを活用した広報のほか，《Instagramを活用する》などインターネットを活用した広報も行っていた。

{学習・体験} は多くの事業者がその機会を提供していた。学習の際はタブレットが活用されていた。また，子どもの理解度や学習進度にあった支援が重視されており，

⁴ 放課後児童健全育成事業，放課後児童クラブのこと。

年齢に応じて学習時間を調整したり、遊びの中に教育的意味を作ったりする工夫が語られた【学習方法を工夫する】。体験の機会については、日頃の活動の中では《ソーシャルスキル・ライフスキルの学習》《自分の気持ちをアウトプットする体験》《調理・食育体験》などが提供され、《遠足》《飛行機に乗る》《職業体験》など、普段の生活では経験しづらい、特別な体験も提供されていた【体験の機会の提供】。

{事業実施}は、児童育成支援拠点事業への移管が難しいなか、居場所事業を継続するために、【活動費を維持する努力】がなされていた。具体的には、自治体の別の事業の委託を受ける、自治体独自の基金・補助金の活用を検討する、など、自治体という枠の中で活動を継続する方法のほか、別の助成金を活用する、収益事業として飲食店を運営する、企業とコラボして商品を販売し活動費を得る、など、事業者が独自で活動費を得ることで居場所を継続できるような取り組みがなされていた。自治体に対し、居場所の重要性を理解してもらう努力をしている事業者も多く見られた【事業を理解してもらう努力】。具体的には、《自治体と事業に関する協議を実施》し、《自治体職員に視察に来てもらう》ことで居場所を事業に繋げてもらう努力をしていた。一方で、【事業を理解してもらうことの難しさ】も語られており、児童育成支援拠点事業に対する関心が薄い自治体があること、自治体担当者に思いはあっても予算獲得が難しいこと、自治体に類似事業があり児童育成支援拠点事業実施に至らないこと、視察のみで子どもの実態を伝えることが難しいこと、が話されていた。児童育成支援拠点事業が実施できた場合に生じうる【事業実施によるデメリット】については、

《対象年齢以外の子どもへの支援が難しくなる》《エリアを跨いだ利用ができなくなる》《1事業所が担当できるケースが限られる》といった利用対象やエリアに制限が生じるもののほか、利用にあたり自治体の判断が必要になることで、保護者の心理的ハードルが上がること《自治体と利用者の面接が必須になる》、スペース・対象者を区切ることによりスティグマが生じやすくなる、ことが挙げられた。また、事業者が実施している地域に向けた活動などが実施できなくなる可能性があること《現行の居場所の活動が事業の助成対象とならない》も語られた。一方、【事業実施のメリット】については、予算額が大きい、収益事業の実施に割いていたエネルギーを子どもへの対応に向けられる、人件費を捻出できる、職員研修の充実が可能になるなど、活動費の安定により生じるメリットのほか、学校など公的機関との連携がしやすい、団体・活動の認知度が上がる、も挙げられた。学校など公的機関との連携のしやすさについては、「あと学校とか、行政とかとも、実際に今うちも自治体とかと全然関係ないところからつながってきた子で、実は結構重めの案件だったねというときに、自治体が『誰ですか』みたいな。やはりなかなか共有というか、一緒に考えていってほしいというのが難しかったりするので、事業としてちゃんと周知できるとかなりスムーズに、そういうケース会議もやりやすいですし」という語りに見られるように、自治

体の事業として活動できることで、公的機関からの信用を得やすくなり連携しやすさに繋がる事が語られた。

{学校連携}は、すべての事業者が行なっていた。管理職や担任と情報共有をし、養護教諭、SSW からケースのリファーマーを受けていた。学校とのつながりをつくるために、事業者が学校の活動や行事に参加したり、居場所を教員と子どもが話せる場として提供したりしていた。また、学校教員には異動があるが、「私たちはこれまで11年、12年、ここにいるので、子どものきょうだいも全部分かるんです。なので、学校よりも案外、たくさんの情報じゃなくても、学校よりも細かい情報を私たちが持っている場合があったりするんですね。」という語りに見られるように、異動のない居場所の職員であるからこそ提供できる情報があることが語られていた【学校と連携する努力】。一方で、学校によっては、公的機関でないため連携が難しくなる、という課題も語られた【学校との連携に苦戦】。

{地域連携}は、すべての事業者が行なっていた。地域活動として、地域農家と協力したイベントの開催や地域の行事（お祭りなど）に参加する、介護やアロマについて学べる講座を開催する、地域の住民や企業と繋がり活動する、など、事業者が主体となって地域向けのイベントを開催したり、事業者が地域の活動に参加したりしていた【自主的なイベント・取り組みで地域とつながる】。他機関連携については、「行政拒否」の家庭と自治体を繋ぐ、自治体と情報共有しながら連携するなど、自治体と家庭をつなぐための役割を担っていた。また、障害のある子どもを地域のサービスに繋ぐ、など居場所を利用している子ども・家庭が必要な地域のサービスを利用できるように橋渡しする役割も担っていた。【他機関との連携】。

{職員の配置}に関しては、定年退職した地域住民ボランティア、就労継続支援B型の職員、福祉系や教育系の大学生ボランティア、などが職員やボランティアとして採用されていた。もと居場所の利用者が職員になった、自治体職員で団体を立ち上げた、という事業者もあった【職員のリクルート】。専門職については、一部の事業者では、公認心理師や社会福祉士、保育士、児童厚生員、元教員・教員免許所有者をリクルートすることで、事業の専門性を高める工夫を行っていた【専門職のリクルート】。

{事業における今後の課題}としては、【事業の設計に関する課題】【職員配置に関する課題】【分ける支援を行うことへの抵抗】【保護者の被支援に対する抵抗】が挙げられた。【事業の設計に関する課題】に関しては、現在の居場所では《入浴施設がない》ことや送迎に必要な《駐車場を確保できない》ことが挙げられた。また、

「(児童育成支援拠点事業の)1から8まである項目の、あの事業をやるとなったら、本当に社会福祉法人だったりとか、それこそ大きい法人だったり、*** (企業名) みたいな、ああいう大きい企業でなければ」という語りに見られるように、事業で提示されている項目全ての実施を想定した場合には、予算や職員配置の課題があ

り、小規模団体では実施が難しいという語りがあった《大きな法人等でないと実施しづらい》。【分ける支援を行うことへの抵抗】に関しては、現状の事業では、多くの事業者が複数の困難を抱える子どもや「崖っぷち」にいる子どもを支援しており、児童育成支援拠点事業実施により、対象やエリアを分けて支援を行うことへの抵抗が語られた。【保護者の被支援に対する抵抗】については、保護者が支援を拒否する、自治体とつながることに葛藤的である場合があり、保護者との面接等が必須になる児童育成支援拠点事業において、こうした保護者をどのように支援に繋げていくかという課題が語られた。

(5) 考察

本報告では、結果で提示した語りをもとに、以下の3つの視点から考察を行う。考察の際は、児童育成支援拠点事業ガイドライン（こども家庭庁，2024b）を一つの軸とし、現場の実態に照らし合わせ、課題点を検討する。

視点 1. 児童育成支援拠点事業の実施・未実施による居場所の実態の相違

児童育成支援拠点事業の実施・未実施（パターン1,2とパターン3の比較）による、居場所の実態の相違について考察する。

送迎に関しては、児童育成支援拠点事業実施の事業者（パターン1,2）は、すべての事業者が実施していた。事業者からは、送迎をめぐる職員数の不足や時間的余裕のなさが語られており、負担を減らすための工夫として、送迎専門の非常勤職員の雇用や、家庭の要望に合わせた送迎の実施などが行われていた。また、事業未実施の事業者（パターン3）で送迎を実施している事業者は、事業所の最寄り駅まで送迎する、ニーズに応じて送迎する、といった工夫を行っていた。送迎に関しては、多くの事業者が負担感を語っていた。児童育成支援拠点事業ガイドライン（こども家庭庁，2024b）では、事業者が「送迎時に保護者や学校関係者と直接会う」ことが留意事項として示されているが、送迎を必要とする子どもの数が多い場合や、職員が1人で送迎している場合には、時間的・精神的余裕がなく、職員が保護者や関係者と話す時間を確保することが難しい可能性がある。そのため、送迎を実施する職員を雇用するための人件費の確保や、負担を減らすための具体的な工夫についての事業者間の共有が必要と考えられる。

食事の提供に関しては、提供を終了した1事業者（パターン3）を除く、すべての事業者が実施していた。児童育成支援拠点事業実施の事業者（パターン1,2）においては、夕食に加え、朝食や長期休み期間の昼食の提供、栄養士の活用、食をテーマにしたパーティの開催など、より多岐にわたる食支援が行われていた。

学習支援の提供に関しては、事業の実施・未実施にかかわらず、すべての事業者が実施しており、いずれの事業者も、子どもの学習進度や理解度に合わせた個別の支援

を行っていた。児童育成支援拠点事業実施の事業者（パターン1,2）においては、宿題の見守り、検定試験やプログラミングの学習、進路支援を行っていた。宿題の見守りや進学のためのサポートは、児童育成支援拠点事業ガイドライン（こども家庭庁、2024b）においても具体的に記載されている事項であるが、子どもの現状によっては宿題ができないことや、進路支援については学校との連携がなければサポートしづらいことが語られていた。学習支援に関しては、学校連携にも関連する事項であるが、学校教員（担任や教科担当など）と居場所の職員が連携することにより、より個別具体的な支援が可能になると考えられる。

学校連携に関しては、事業の実施・未実施にかかわらず、すべての事業者が実施しており、学校と連携する努力をしつつも、多くの事業者が連携に苦戦していることが語られた。児童育成支援拠点事業実施の事業者（パターン1,2）においては、事業についての学校への周知が十分でなく、管理職やSSWといった連携の要である教職員が事業を知らないことや、管理職の方針・理解の程度に連携の状況が左右されやすいことが語られていた。本事業実施の際には、校長会での事業に関する周知なども行われているが、事業の展開エリアが限定されていることもあり、十分な周知が難しいことが考えられる。また、事業未実施の事業者（パターン3）では「*公的機関でない*」という理由で学校連携が難しいことがある、という語りも見られた。この点に関しては、事業者が自治体の委託事業として児童育成支援拠点事業を実施することで、学校と連携しやすくなる可能性もあると考えられる。

地域連携に関しては、事業の実施・未実施にかかわらず、すべての事業者が実施していた。児童育成支援拠点事業実施の事業者（パターン1,2）においては、こども食堂やこどもマルシェ、保護者同士の交流の場を実施していた。こども食堂は、居場所の卒業生が集う場、ターゲットアプローチが必要になる子どもや家庭を発見する場、洋服や制服などの物品の提供の場など、多くの機能を兼ね備えていた。事業未実施の事業者（パターン3）では、実施の事業者（パターン1,2）に比べ、地域に向けた講座や子育てひろばの開催など、より広範囲にわたる活動を実施していた。

地域連携の中でも、他機関との連携については、事業実施の事業者パターン1では自治体からのケースリファラーの少なさが、事業実施の事業者パターン2ではケースリファラーの多さが語られていた。パターン2では、自治体主体で事業が展開されていることから、自治体のリファラーから支援がスタートする傾向が高いと推察される。また、自治体と事業者の連携に関しては、「*自治体側のコーディネーターの必要性を感じる*」という語りもあった。この点に関しては、こども家庭センターの中に連絡・調整を担当する「*他課との連携係*」を配置することで対応している自治体（パターン1,自治体3-D）もあり、工夫の余地があると考えられる。

教育委員会や教育支援センターとの連携については、いずれの事業者でも実施できておらず、連携が難しい状況にあると考えられる。

さらに、パターン3では、事業者が「行政拒否」の家庭と自治体の繋ぎ役をしている、という語が見られた。事業未実施の事業者であるからこそ、一定程度の独立性を保ち、自治体と家庭を繋ぐ役割を担いやすくなると考えられる。

居場所を利用する対象者(子ども)の特徴に関しては、事業の実施・未実施にかかわらず、小学生をメインターゲットにしている事業者が多く、子どもは、不登校、発達障害などの障害、ヤングケアラー、生活リズムの乱れ(昼夜逆転)、学習の遅れ、他の居場所へのつながれなさ、一時保護の経験、などを抱えていた。一方、事業未実施の事業者(パターン3)においては、小学生がメインターゲットではあるものの、未就学児から高校生まで幅広い年齢層が居場所を利用していた。子どもの特徴としては、上記に加え、外国籍、学童を辞めた、潜在的にニーズを抱えている、学校適応が難しい、などが含まれた。

居場所を利用する対象者(保護者・家庭)の特徴に関しては、事業の実施・未実施にかかわらず、ネグレクトなどで育児に苦戦している、ひとり親、生活保護を受給している、要対協⁵、保護者が精神疾患を抱えている、などがあげられた。事業未実施の事業者(パターン3)においては、上記に加え、潜在的にニーズを抱えている、多子世帯、親が共働きで夕方に子どもが1人になる家庭、などが特徴として挙げられた。事業実施の事業者に比べ、事業未実施の事業者は、利用対象となる子どもの年齢層や子ども・保護者・家庭の特徴に関して、より広範囲を対象としていると考えられる。特に「潜在的にニーズを抱えている」子どもや保護者を支援対象としていることは、事業未実施の事業者(パターン3)の特徴であり、このような層については、居場所を利用していくプロセスの中で、支援の必要性が明確になっていくことが推察される。なお、児童育成支援拠点事業ガイドライン(こども家庭庁、2024b)では、支援対象者について「その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切と判断した主に学齢期以上の児童及びその保護者」としており、必ずしも潜在的にニーズを抱えている子どもやその保護者を支援対象とすることを妨げてはいない。しかしながら、事業実施の事業者(パターン2)においては、事業者が先行して実施していたこども食堂に「1回も行ったことがない子」が児童育成支援拠点事業の対象者として繋がった事例や、事業者が児童育成支援拠点事業を実施したことで、こども食堂に来ていた子どもが事業の対象となりうることを知った、という事例が見られたことから、潜在的ニーズを抱えていたとしても、それが表面的にはわからない事例も存在すると考えられる。このような層を早期に発見する方策としての児童育成支援拠点事業の活用についても、検討していく必要があると考えられる。さらに、居場所を利用する子どもの年齢に関しては、児童育成支援拠点事業ガイドライン(こども家庭庁、2024b)では、支援対象者は「主に学齢期以降の児童及びその保護

⁵ 要保護児童対策地域協議会のこと。

者」とされており、主たる支援対象を小学生と言及する記載はない。事業の目的を踏まえると、小学生のみならず、広く学齢期以降の児童に事業を行き届かせることが重要であり、事業実施自治体・事業者（パターン1,2）についても、ゆくゆくは年齢幅の広がりを検討していく必要があると考えられる。

保護者との関わりに関しては、事業の実施・未実施にかかわらず、全ての事業者が実施していた。実施の事業者（パターン1,2）は支援開始前の面接や家庭訪問、見学を実施しており、送迎時の情報共有を行っていたが、送迎時に家から出てくることが難しい保護者も一定数いることが語られた。保護者を支援する際の工夫として、連絡手段にLINEやSMS（ショートメール）等のツールを活用していた。また、保護者との関わりの際の工夫として、保護者と関係性を構築しつつも、保護者の役割を完全に「取り上げない」よう支援を調整することや、子どもと保護者への支援を分けて行う必要があることが語られた。児童育成支援拠点事業ガイドライン（こども家庭庁、2024b）では、保護者への情報提供、相談支援について「児童を通じて保護者の子育てへの支援が必要」であることが記載されている。本調査においては、事業実施事業者（パターン1,2）は、保護者に対する子育て支援を行っていたが、中には、保護者自身が精神疾患を抱えながらも必要な医療につながっていないケースや、事業者との関わりを持つことが難しいケース、保護者と子どもへの支援を分ける必要があるケースなどの存在が語られていた。また、事業未実施事業者（パターン3）においては、保護者に「支援されている」と思わせない支援を提供することや、さりげなく居場所に招き入れることの効果が語られていた。したがって、保護者本人への支援が必要になる場合の具体的対応についても、ガイドラインなどで示す必要性があると考えられる。

広報については、実施の事業者（パターン1,2）は広報を制限していることが多く、特に、インターネットを活用した広報に対しては慎重な姿勢を示していた。自治体から居場所の発信を制限するよう求められていることもあった。事業未実施事業者（パターン3）においては、居場所の活動を積極的に広報している事業者が多くみられた。広報に関しては、児童育成支援拠点事業が支援対象者を絞った事業であり、利用者がスティグマに晒されることがないように配慮する結果、実施の事業者（パターン1,2）に関しては不特定多数の目にとまる可能性のある広報を制限していると推察される。一方で、自治体（パターン1,2）の語りで見られた通り、広報を制限することで必要な対象に事業が届かない可能性や、本事業への予算支出に対する市民からの理解を得にくくなる可能性も考えられる。児童育成支援拠点事業ガイドライン（こども家庭庁、2024b）で示されているように「支援対象者が事業を利用する上で支援対象者に対する差別や偏見（スティグマ）にさらされることがない」よう十分に配慮する必要があるが、一方で、必要な対象に確実に事業が届くような広報のあり方を模索する必要があると考えられる。

視点 2. 児童育成支援拠点事業に対する自治体の認識と実施・未実施に至った要因

児童育成支援拠点事業に関する自治体の語り（パターン 1, 2, 3 の比較）による、事業に対する自治体の認識を考察する。

事業を実施している自治体（パターン 1）は、自治体として居場所づくりや在宅支援の取り組みの強化を重視しており、自治体のこども計画の中でも居場所づくりを計画立てていた。自治体は、児童育成支援拠点事業を、居場所機能の強化、児童養護施設の多機能化・高機能化、一時保護解除後の在宅支援として活用できると認識していた。自治体（パターン 2）は、社会福祉協議会に事業を委託しており、自治体として、事業実施を通じた社会や市民に対しての課題発信を目指していた。一方、事業未実施の自治体（パターン 3）は、事業実施には至っていないが、児童育成支援拠点事業の目的自体には共感しており、自治体のこども計画の中でも居場所づくりを計画立てていた。パターン 3 の自治体はいずれも、事業実施について具体的に検討しており、日本財団助成を受けた事業者と相談し現行の居場所での事業実施が可能か、あるいは、自治体にある児童館や困難を有する子ども・若者の居場所での事業実施が可能かを検討していたが、現時点での実施には至っていなかった。

上記の通り、事業の実施・未実施にかかわらず、多くの自治体が居場所の重要性を認識しており、取り組みを強化していると考えられる。以下、事業実施自治体の語り（パターン 1, 2）をもとに、事業実施に至った要因を、事業未実施自治体の語り（パターン 3）をもとに、事業実施が見送られた要因を考察する。

事業実施自治体（パターン 1）は、家庭支援事業の担当課や子育て支援の担当課が事業を担当しており、複数の担当課との連絡・調整のための連携係を配置している自治体もあった。事業実施自治体（パターン 2）は事業委託先を社会福祉協議会とすることで、スムーズな連携を実現していた。予算については、すべての自治体担当者が予算獲得のための努力をしていた。具体的には、予算査定において事業の必要性を理解してもらうために、事業効果や事業継続の必要性を自治体担当者から自治体職員全体に伝えること、事業効果として子どもの変化を具体的に伝えるために、事業者に子どもの成長を記録してもらうなどの協力を依頼すること、を実施していた。また、事業効果としては、早期の子ども・家庭支援が可能になること、ひきこもりの子どもへの支援が可能になること、などが強調されており、生活スキルの向上などの成長や変化の様子が伝えられていた。事業未実施自治体（パターン 3）は、事業について具体的に検討したのちに、児童館や子ども・若者の居場所での実施に関しては、居場所の持つ性質や利用対象とする児童と児童育成支援拠点事業が馴染まないという理由から、実施が見送られていた。また、現行の事業で児童育成支援拠点事業の対象となる児童への支援をある程度カバーできていること、定員数や開所時間などの実施要件が厳しいことも見送りの理由として挙げられた。

上記の通り、事業実施自治体(パターン1,2)に関しては、自治体の中で事業を担当する部署の決定や複数の担当課との連絡・調整、委託先の事業者との連携は比較的にスムーズに進行していたと考えられる。予算獲得に関しては、どの自治体でも苦労があることが語られたが、自治体全体に事業効果や事業継続の必要性を伝えていくことで周囲の理解を得ることができ、事業実施へとつながったと推察される。一方、事業未実施自治体(パターン3)の語りからは、ターゲットアプローチの居場所を実施することの難しさが明確になった。児童館やユースの居場所のようなポピュレーション向けの居場所の中での事業実施を想定した場合、児童育成支援拠点事業の専用室(専用のスペース)を利用することが、周囲の子どもにどのように受け取られるのか、という点を懸念する声もあった。この点に関しては、パターン3の事業者からも、分ける支援を行うことへの抵抗が語られていた。児童育成支援拠点事業ガイドライン(こども家庭庁, 2024b)では、施設・設備について「本事業を行う場所には、開所時間中に児童が集まることができる専用のスペースその他支援の実施に必要な設備を設けること」とされている。これは本事業が他施設と併設して実施されることを想定した際、最低限の養育環境を確保する観点から設けられた規定であると推察するが、ポピュレーションの居場所の中で本事業を実施する際の専用のスペースの確保については、子どもの目線に立って再検討する余地があると考えられる。また、先駆的に居場所の強化に取り組んでいる自治体からは、現行の事業(児童館等のポピュレーションアプローチの居場所や、子どもの学習・生活支援事業、引きこもり対策推進事業等)で、児童育成支援拠点事業の対象となりうる児童の支援をカバーできていると言う声もあったことから、現行の事業と児童育成支援拠点事業の相違点については、明確化を図る必要があると考えられる。さらに、定員数や開所時間などの要件の厳しさに関しては、支援の質を確保する観点から言えば、要件の緩和が必ずしも有効な改善策であるとは限らないであろう。しかしながら、国が、事業実施自治体や事業者における好事例を収集し、厳格な要件を満たすために現場で講じられている工夫などを広く紹介することにより、未実施の自治体や事業者においても、事業の実施を検討する契機となる可能性があると考えられる。また、どの程度の要件であれば実施可能性が高まるのか、という点について、未実施の自治体や事業者に対しヒアリングを行うことも、要件について検討する上で有効な手段であると思われる。

視点3. 日本財団「第三の居場所」から児童育成支援拠点事業への移管について

まず、日本財団「第三の居場所」から児童育成支援拠点事業へ行政移管した事業者(パターン1)の語りから、事業移管に至った要因を検討する。

行政移管に関しては、日本財団の助成期間終了後も自治体事業として居場所を継続していくために、日本財団事業の開始時から自治体に相談する、こども家庭庁から児童育成支援拠点事業について話を聞く、など、事業者においては、事業開始後早期の

段階から事業継続に向けた取り組みがなされていた。また、行政移管の際には事業者と自治体との綿密な話し合いが必要であり、事業者と自治体が共に力を合わせて移管に向け努力する必要があった。事業実施までの具体的な取り組みとしては、事業者が自治体の複数の担当課と話をし理解者を増やす、予算申請にあたり必要なデータを提示する、などが挙げられた。以上より、行政移管に関しては日本財団「第三の居場所」事業開始時からの自治体と事業者の協力体制の確立と、国からの事業に関するヒアリングの実施、自治体内での理解者を増やすこと、予算申請の根拠となるデータの収集と提示が行われており、日本財団「第三の居場所」事業の実施と並行して、数年スパンで準備されていると推察される。

次に、日本財団「第三の居場所」から児童育成支援拠点事業へ行政移管した事業者（パターン 1）と、助成期間なく児童育成支援拠点事業を実施している事業者（パターン 2）の語りから、居場所の活動内容に違いが見られるかを考察する。

パターン 1 の事業者はパターン 2 の事業者に比べ、ICT 機器を活用した学習機会の提供、体験の機会の提供、保護者同士が繋がれるイベントの開催が多く見られた。ICT 機器を活用した学習機会の提供については、財団助成時に購入したタブレットを用いた学習支援が行われていることが特徴的であった。体験の機会の提供については、居場所内での仮想通貨を用いたアルバイト体験、謎解きや調理の体験など、財団助成時から行われていた体験活動を、事業移管後も限られた予算の中で継続して実施している様子が見受けられた。体験活動や保護者を対象としたイベントについては、パターン 3 の事業者の多くも実施している傾向にあった。したがって、日本財団「第三の居場所」から児童育成支援拠点事業へ行政移管した場合は、財団助成時に実施されていた活動が継続して実施される傾向にあり、より充実した支援や活動の提供が可能になると推察される。

（6）結論

本研究では、児童育成支援拠点事業について、自治体、および、児童育成支援拠点事業を実施している事業者に対し、実態調査を行うことを目的とした。また、類似事業として日本財団の「第三の居場所」事業に着目し、助成を受けている事業者や助成を受けたことがある事業者を対象に調査を実施した。パターン別に自治体・事業者ごとの分析を行うことで、児童育成支援拠点事業の実施・未実施による居場所の実態の相違や児童育成支援拠点事業に対する自治体の認識と実施・未実施に至った要因、日本財団「第三の居場所」から児童育成支援拠点事業への移管状況について考察した。本研究の課題として、限られた自治体や事業者を対象としたインタビュー調査の結果であること、児童育成支援拠点事業実施に関するメリット、デメリットについて十分に分析できていないことが挙げられる。前者については、児童育成支援拠点事業の実施状況について定量調査を実施すること、後者については、本調査で収集したデータ

を再分析することや、子どもや保護者自身が事業をどのように経験し、評価しているかを調査することを通し、児童育成支援拠点事業実施に関するメリット、デメリットについて理論生成を目指すことが、今後の課題であると考えられる。

引用文献

こども家庭庁（2024a）．児童育成支援拠点事業の実施見込状況

<https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/50439ba1-c44b-450c-b936-cf0f572709d7/bfc59fda/20240906_policies_kosodateshien_jido-kyoten_07.pdf> (2024 年 10 月 9 日取得)

こども家庭庁（2024b）．児童育成支援拠点事業ガイドライン

<https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7f548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/f78b0b58/20240401_policies_jidouguyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_33.pdf> (2024 年 10 月 9 日取得)

日本財団ホームページ(2024)．開所 4 年目。熊本・大津町「COCO-Z」は日本財団の支援から児童育成支援拠点事業へ移行

<<https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/activity/103129>> (2024 年 10 月 9 日取得)

謝辞

本調査の実施にあたり、早稲田大学社会的養育研究所招聘研究員の白田好彦様、日本財団子ども支援チームの皆様にご協力いただきました。また、ご多用の中、調査にご協力いただいた自治体の皆様、事業者の皆様に、心より感謝申し上げます。

早稲田大学大学院 総合研究機構
社会的養育研究所

こどもの居場所事業（児童育成支援拠点事業）
調査研究報告書

2024年度 報告書

2025（令和7）年8月

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION